西郷村第10次高齢者保健福祉計画・
第９期介護保険事業計画
（令和６年度～令和８年度）

令和６年３月

西郷村

目次

第1章　計画策定の概要 1
1　計画策定の背景 1
2　計画の法令等の根拠と位置付け 2
(1)計画の性格 2
(2)法令の根拠 2
(3)他計画との関係 3
(4)計画の内容 4
3　計画の期間 4
4　計画策定の体制 5
(1)西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会の設置 5
(2)高齢者・事業所アンケート調査等の実施 5
(3)パブリックコメントの実施 5
5　国が示す第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント 6
6　日常生活圏域の設定 7
第2章　高齢者を取り巻く現状と将来推計 9
1　統計からみる高齢者の現状 9
(1)人口の推移 9
(2)前期・後期別高齢者人口の推移 10
(3)高齢者世帯数の推移 11
(4)日常生活圏域の状況 12
2　介護保険サービスの現状 14
(1)要介護・要支援認定者等の推移 14
(2)介護費用額の推移 16
(3)計画値に対する実績の検証 17
3　実態調査からみえる現状と課題 18
(1)実施概要 18
(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 19
(3)在宅介護実態調査 25
(4)在宅生活改善調査 28
(5)居所変更実態調査 29
(6)介護人材実態調査 30

４ 将来推計 31
（1）人口、高齢者数の見通し 31
（2）認定者数の推計 32
第3章 前期計画の評価と次期計画に向けた課題の整理 33
１ 健康づくり・介護予防の推進 33
（1）健康づくりの推進 33
（2）介護予防・日常生活支援総合事業の充実 33
（3）生きがいづくりの支援 34
２ 地域包括ケア体制の充実 35
（1）地域包括ケアシステムの構築 35
（2）高齢者を支える地域の体制づくり 35
（3）地域支援事業の充実 36
（4）医療・福祉・介護連携体制の整備 36
（5）高齢者の住まいの確保 37
３ 高齢者福祉の充実 37
（1）生活支援サービスの充実 37
（2）敬老事業 38
（3）認知症施策の推進 38
（4）高齢者の権利擁護の推進 39
（5）高齢者にやさしいまちづくりの推進 39
４ 利用者本位の介護保険事業の推進 40
（1）介護保険サービスの充実 40
（2）介護保険事業の適正・円滑な運営 40
第4章 計画の理念 41
１ 基本理念 41
２ 計画の基本目標 41
３ 施策の体系 43
第5章 施策の展開 45
基本目標Ⅰ 高齢者の健康づくりの推進 45
（1）高齢者自身の主体的な健康づくりの推進 45
（2）高齢者活動団体の交流や社会参加への支援 47
（3）生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進 49

基本目標Ⅱ　地域包括ケア体制の深化・推進 50
(1)地域包括ケア体制の推進 50
(2)介護予防・日常生活支援の充実 55
(3)認知症施策の総合的な推進 59
(4)地域共生社会の実現に向けた取組の推進 64
基本目標Ⅲ　高齢者福祉の充実 65
(1)高齢者の在宅生活を支える事業 65
(2)高齢者虐待等防止と権利擁護 68
(3)高齢者の孤立防止と見守り体制の強化 70
基本目標Ⅳ　利用者本位の介護保険事業の推進 72
(1)介護保険サービスの充実 72
(2)介護者への支援 74
(3)非常時における介護事業所等の業務継続への支援 76
第6章　成年後見制度利用促進計画 77
1　計画策定の趣旨 77
2　成年後見制度の利用促進 77
第7章　介護保険事業の見込み 79
1　介護保険サービス基盤整備の見込み 79
(1)住所地特例対象施設・適用除外施設について 79
(2)公的介護施設等整備計画の目的 80
(3)公的介護施設等の具体的目標 80
(4)現在の施設整備状況と今後の整備計画 81
2　介護保険事業費の見込み 82
(1)介護保険サービス利用量の見込み 82
(2)介護保険サービス給付費の見込み 84
(3)総給付費の見込み 86
(4)標準給付費見込額と地域支援事業費 86
3　第1号被保険者の介護保険料 87
(1)介護保険料の算出の手順 87
(2)財源構成 88
(3)保険料収納必要額 89
(4)第9期保険料 90

４ 利用者負担の軽減 91
(1)居宅介護サービス費の額の特例等 91
(2)高額介護(介護予防)サービス費 91
(3)高額医療合算(介護予防)サービス費 91
(4)高額障害福祉サービス等の給付等 91
(5)特定入所者介護(介護予防)サービス費 91
第8章 計画の推進に向けて 92
１ 計画の推進体制 92
(1)庁内関係部署の連携 92
(2)関係機関・団体との連携 92
２ 計画の進捗管理 93
３ SDGsの推進 94
第9章 資料編 95
１ 西郷村介護保険条例(抜粋) 95
２ 西郷村介護保険運営協議会規則 96
３ 西郷村高齢者保健福祉計画策定要綱 98
４ 西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会規則 99
５ 策定の経緯 102

第１章　計画策定の概要

１　計画策定の背景

わが国の人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少過程に入っており、団塊の世代全てが 75 歳以上となる令和７年（2025 年）が近づく中で、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えます。75 歳以上人口は令和 37 年（2055 年）まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い 85 歳以上人口は令和 17 年（2035 年）頃まで 75 歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和 42 年（2060 年）頃まで増加傾向が見込まれています。また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

介護サービス利用者数を推計すると、人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なり、利用者数がピークを過ぎ減少に転じる地域もありますが、2040 年まで増え続ける地域も多く、また、介護資源が非常に脆弱な地域も存在します。こうした各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要となっています。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加のほか、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まっています。必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要となっています。

本村では、高齢者施策の方向性を示す計画として、令和３年度～令和５年度（2021 年度～2023 年度）を計画期間とする『第９次西郷村高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。

本村の高齢者の状況を令和２年国勢調査でみると、令和２年（2020 年）10 月１日現在の高齢化率は 25.1%と、県内で３番目に低くなっています。しかし、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者など地域全体で支え合いが必要な高齢者は増加しています。

本村に暮らす高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、村民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、令和６年度～令和８年度（2024 年度～2026 年度）を計画期間とする『第 10 次西郷村高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画』を策定するものです。

なお、高齢者をはじめ、誰もが自分らしい生活を守るための制度としての成年後見制度の重要性が高まっていることを踏まえ、本計画に「成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、策定することとします。

２　計画の法令等の根拠と位置付け

（１）計画の性格

「高齢者保健福祉計画」はすべての高齢者を対象とした本村の高齢者福祉に関する計画であり、「介護保険事業計画」は、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービス量の見込み等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画であり、概念的には「介護保険事業計画」は「高齢者保健福祉計画」に包含されます。

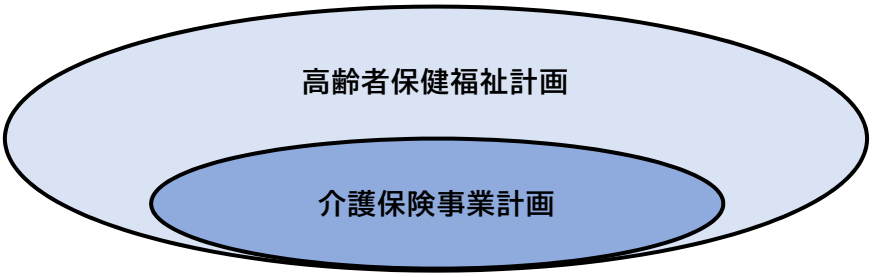

（２）法令の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の８に規定された「市町村老人福祉計画」、介護保険法第 117 条第１項に規定された「市町村介護保険事業計画」について、介護保険法第 117 条第６項の規定により一体的に策定するものです。

老人福祉法 第 20 条の８	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
介護保険法 第 117 条第１項	市町村は、基本指針に即して、３年を１期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

また本計画には、成年後見制度利用促進法第 14 条第１項に規定された「成年後見制度利用促進基本計画」についても、包含する計画として策定します。

成年後見制度 利用促進法 第 14 条第１項	市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（３）他計画との関係

本計画は「西郷村第四次総合振興計画」を上位計画とし、高齢者福祉に関する計画として策定するものです。

また、本村における他の保健福祉関連計画や住宅、生涯学習などの関連分野における村の個別計画等と整合性のある計画として策定し、さらに県の地域医療構想や地域医療計画についても整合を図ります。

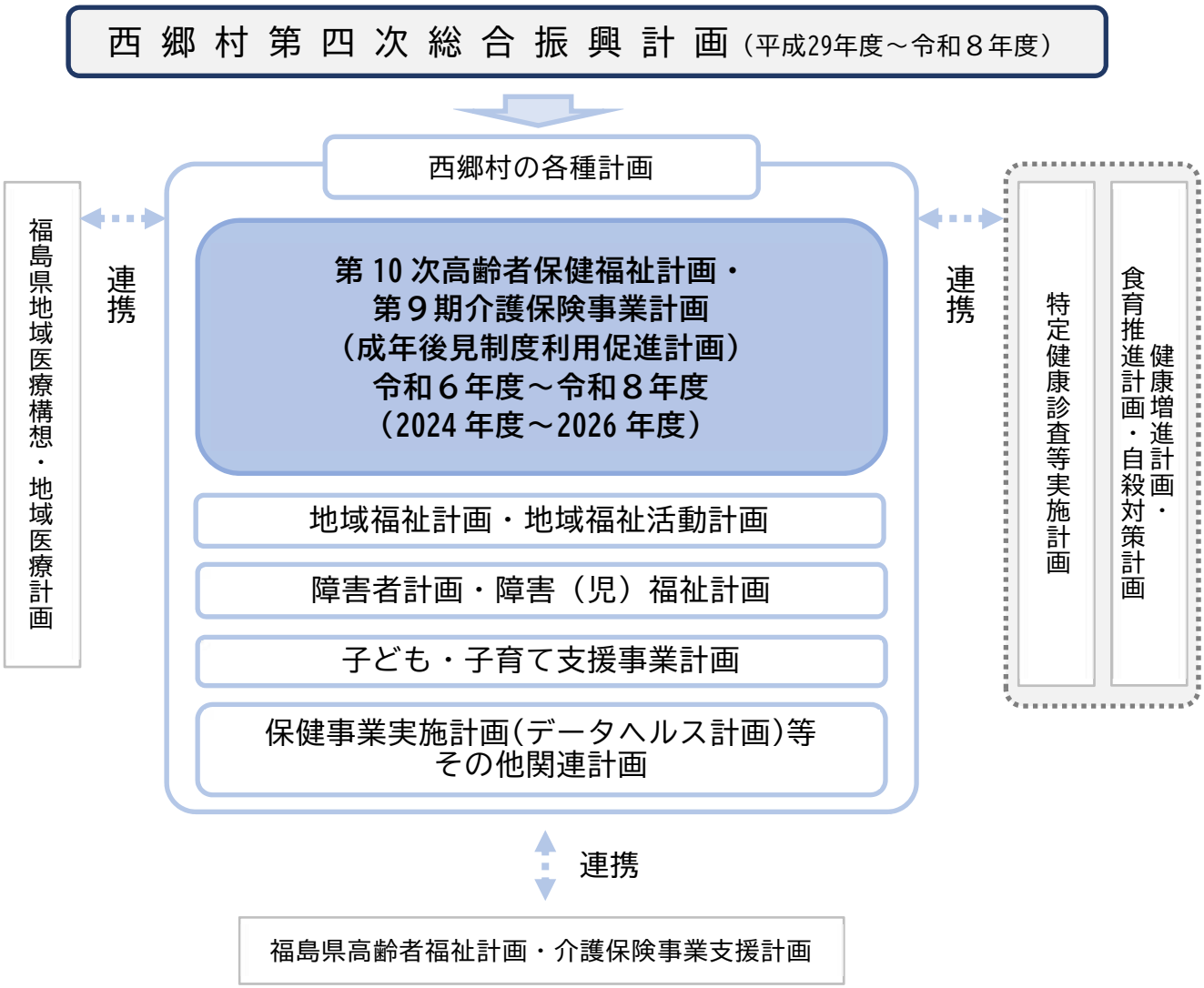

（４）計画の内容

高齢者保健福祉計画は、すべての高齢者の健康づくりや生活習慣病の予防、介護予防とともに、高齢者の社会参加や生きがいづくり、在宅生活の支援、地域包括ケア、防犯や防災対策、福祉のまちづくりなどを含む総合的な計画です。

介護保険事業計画は、要支援者等を中心にした介護予防の推進とともに、地域の実情に応じた介護サービスや自立した生活を支援する事業の内容と量や第１号被保険者の保険料などを定め、介護を必要とする方に利用者本位の介護サービスを総合的かつ効率的に提供する体制を整備し、介護保険事業の円滑な推進を図ります。

第９期計画においては、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 年（2040 年）に向け、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保、介護現場における生産性の向上の推進等を進め、医療と介護との連携や新しい地域支援事業・総合事業の実施などを含めた地域包括ケア計画としても位置付けます。

３　計画の期間

本計画は、計画期間が、令和６年度～令和８年度（2024 年度～2026 年度）までの３年間で、介護保険制度の下での第９期計画となります。

本計画の策定においては、計画期間中に団塊の世代が全員 75 歳以上の後期高齢者となる令和７年（2025 年）を迎えることや、さらには「2040 年問題」も含めた中長期的視点を持ち、検討・策定をしています。

■計画期間

４　計画策定の体制

（１）西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会の設置

西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会は、村長が必要と認める者、識見を有する者、関係機関等に属する者等に委員を委嘱し、計画内容について協議しました。

（２）高齢者・事業所アンケート調査等の実施

本計画の策定に当たっては、65 歳以上の高齢者等に対して介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）及び在宅介護実態調査を実施し、高齢者の現状について把握しました。

また、介護施設運営事業者及び職員に対しても在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査を行い、事業所が抱える問題・課題の抽出を行いました。

（３）パブリックコメントの実施

本計画に対する村民の意見を広く聴取するために、西郷村ホームページにおいて、計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

（掲載期間　令和６年２月９日～令和６年２月 26 日）

５　国が示す第９期介護保険事業計画の基本指針のポイント

【基本的考え方】

○次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることになる。
○また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
○さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

【見直しのポイント】

１．介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実
・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

２．地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現
・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化
・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

３．地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進、介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

〈出典〉第 107 回社会保険審議会介護保険部会資料（令和５年７月 10 日）

6　日常生活圏域の設定

高齢者の生活を支える基盤整備については、日常生活を営む地域における様々なサービスの提供体制の整備が必要です。そのため、多様な地域性に対応することや生活圏域における社会資源の活用と医療・介護における多様な連携を持ったサービス提供が望まれています。

日常生活圏域は、『介護保険法』第 117 条第２項第１号の規定に基づき、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して保険者（西郷村）が日常生活圏域を設定することになっており、国では２～３万人程度で１圏域とすることが望ましいと基本的な考え方を示しています。

本村では、第６期計画から中学校区を基本として、「北部」「中部」「南部」３つの日常生活圏域を設定しています。様々なサービス資源を結び付け、必要なサービスが切れ目なく提供できる体制の実現を目的として、各圏域のサービス拠点の整備に取り組んでいます。

令和５年 10 月１日現在

日常生活圏域名	総人口	内高齢者	高齢化率
１　北部圏域	3,668 人	996 人	27.2%
２　中部圏域	7,182 人	1,763 人	24.5%
３　南部圏域	9,027 人	2,160 人	23.9%
合　計	19,877 人	4,919 人	24.7%

資料：住民基本台帳（特養等の施設入所者は対象外）

【日常生活圏域区分図】

公共施設	医療機関	介護施設
① 西郷村役場	11 いわしなクリニック	23 福島県やまぶき荘
② 西郷村保健福祉センター	12 かねこクリニック	24 福島県さつき荘
③ 熊倉小学校	13 ニューロクリニック	25 リアンヴェール西郷
④ 小田倉小学校	14 白河訪問診療所	26 星の郷みらい
⑤ 米小学校	15 太陽の国クリニック	27 ひよりの里
⑥ 羽太小学校	16 けやき心の発達診療所	28 ニコニコリハビリ
⑦ 川谷小学校	17 廣田診療所	
⑧ 西郷第一中学校	18 にしごうキッズクリニック	
⑨ 西郷第二中学校	19 海野歯科医院	
⑩ 川谷中学校	20 いがらし歯科クリニック	
	21 内藤歯科医院	
	22 芳賀医院歯科室	

第２章　高齢者を取り巻く現状と将来推計

１　統計からみる高齢者の現状

（１）人口の推移

西郷村の総人口は緩やかな増加傾向が続いており、令和５年（2023 年）時点で 20,432 人と、平成 30 年（2018 年）と比べ 306 人の増加となっています。

年齢構成別にみると、令和５年（2023 年）時点の年少人口（０～14 歳）が 2,769 人、生産年齢人口（15～64 歳）が 12,382 人と、平成 30 年（2018 年）からわずかに減少傾向にあるのに対し、高齢者人口（65 歳以上）は 5,281 人と、平成 30 年（2018 年）と比べ 539 人の増加となっています。また、高齢化率は 25.8%と、平成 30 年（2018 年）と比べ 2.2 ポイントの増加となっています。

【年齢3区分別総人口の推移】

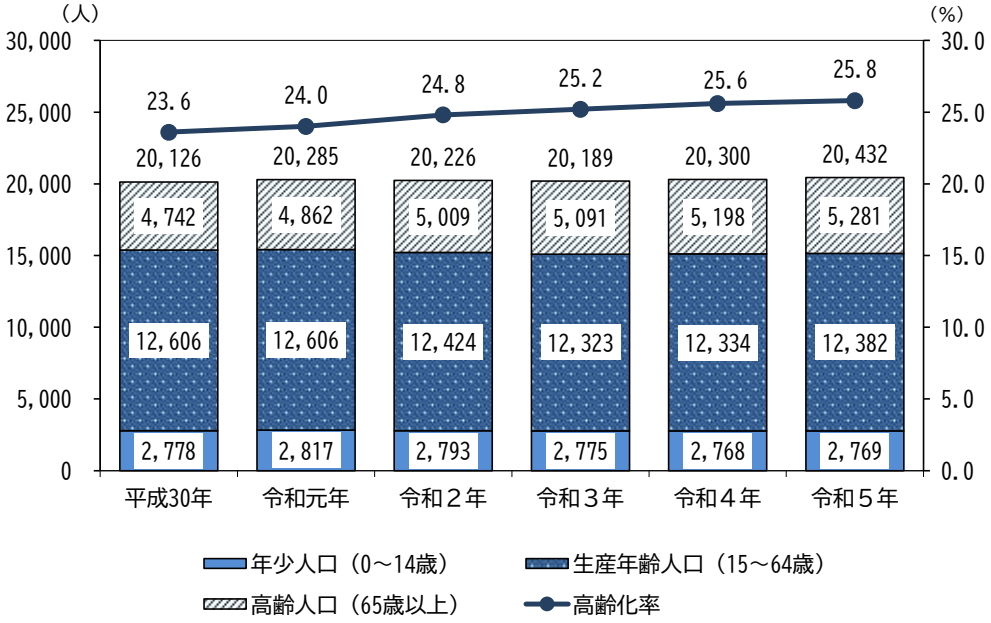

（人）

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口		20,126	20,285	20,226	20,189	20,300	20,432
区分人口	年少人口（0～14 歳）	2,778	2,817	2,793	2,775	2,768	2,769
	生産年齢人口（15～64 歳）	12,606	12,606	12,424	12,323	12,334	12,382
	15～39 歳	5,867	5,875	5,742	5,638	5,640	5,659
	40～64 歳（第2号被保険者）	6,739	6,731	6,682	6,685	6,694	6,723
	高齢人口（65 歳以上）	4,742	4,862	5,009	5,091	5,198	5,281
高齢化率		23.6%	24.0%	24.8%	25.2%	25.6%	25.8%

資料：住民基本台帳（各年 10 月1日現在）

（２）前期・後期別高齢者人口の推移

介護需要に結び付きやすい 75 歳以上の後期高齢者人口は、令和５年（2023 年）時点で前期高齢者（65～74 歳）は 2,839 人と、平成 30 年（2018 年）と比べ 249 人の増加、後期高齢者（75 歳以上）は 2,442 人と、平成 30 年（2018 年）と比べ 290 人の増加となっています。

【高齢者の構造（前期高齢者と後期高齢者）】

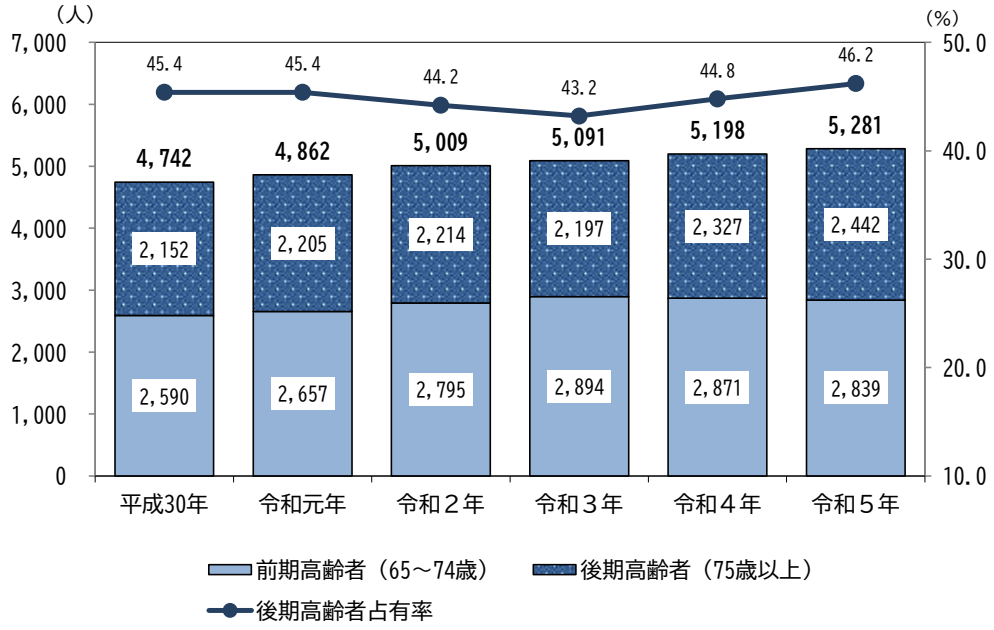

（人）

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
高齢人口（65歳以上）		4,742	4,862	5,009	5,091	5,198	5,281
区分人口	前期高齢者（65～74歳）	2,590	2,657	2,795	2,894	2,871	2,839
	65～69歳	1,531	1,503	1,522	1,466	1,445	1,383
	70～74歳	1,059	1,154	1,273	1,428	1,426	1,456
	後期高齢者（75歳以上）	2,152	2,205	2,214	2,197	2,327	2,442
	75～79歳	779	815	806	770	882	973
	80～84歳	627	621	629	625	631	654
	85～89歳	474	480	468	468	472	475
	90歳以上	272	289	311	334	342	340
占有率	前期高齢者（65～74歳）	54.6%	54.6%	55.8%	56.8%	55.2%	53.8%
	後期高齢者（75歳以上）	45.4%	45.4%	44.2%	43.2%	44.8%	46.2%

資料：住民基本台帳（各年 10 月1日現在）

（３）高齢者世帯数の推移

世帯数については増加傾向で推移しており、令和５年（2023 年）時点で 8,696 世帯と平成 12 年（2000 年）と比べ 3,216 世帯増加しています。

高齢者のいる世帯数も増加傾向で推移し、令和５年（2023 年）には 3,689 世帯と平成 12 年（2000 年）と比べ 1,874 世帯の増加となっており、総世帯に占める割合は 42.4%となっています。

１世帯当たりの人員は減少を続けており、令和５年（2023 年）時点では１世帯当たり 2.3 人となっています。

【高齢者のいる世帯数の推移】

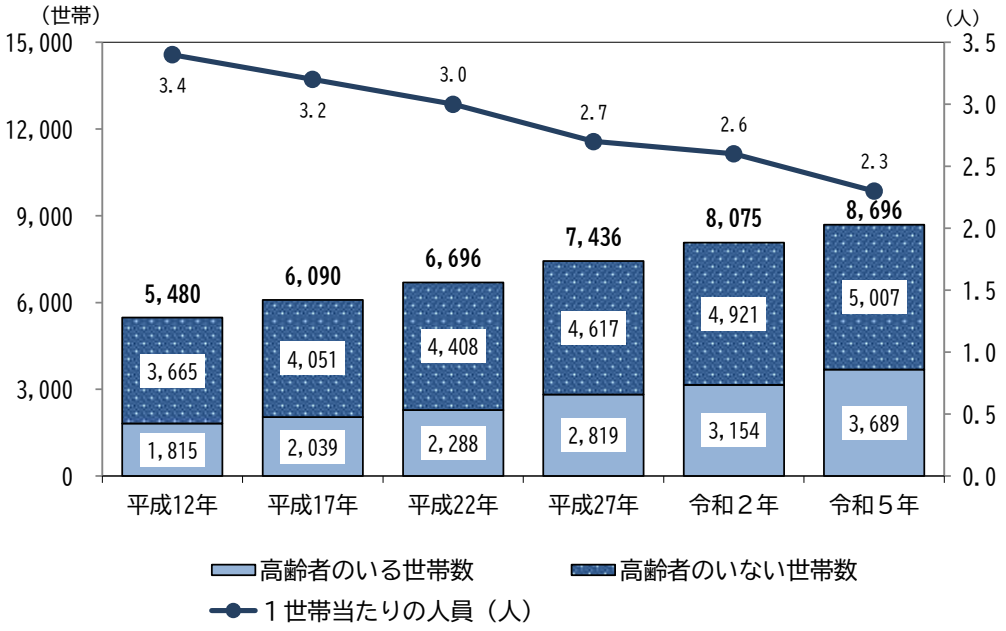

（人）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
総人口	18,642	19,494	19,767	20,322	20,808	20,432
総世帯数	5,480	6,090	6,696	7,436	8,075	8,696
高齢者のいる世帯数	1,815	2,039	2,288	2,819	3,154	3,689
高齢者のいない世帯数	3,665	4,051	4,408	4,617	4,921	5,007
高齢者のいる世帯の割合	33.1%	33.5%	34.2%	37.9%	39.1%	42.4%
1世帯当たりの人員(人)	3.4 人	3.2 人	3.0 人	2.7 人	2.6 人	2.3 人

資料：平成 12年(2000 年)～令和2年(2020 年)は国勢調査
※令和5年(2023 年)は住民基本台帳(10 月1日現在)

（４）日常生活圏域の状況

①北部圏域

北部圏域の人口は、減少傾向となっており、令和５年（2023 年）時点で 3,668 人と、平成 30 年（2018 年）と比べ 205 人の減少となっています。

高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向となっており、令和５年（2023 年）時点で 996 人と、平成 30 年（2018 年）と比べ 68 人の増加、高齢化率は 27.2%と、平成 30 年（2018 年）と比べ 3.2 ポイントの増加となっています。

【北部圏域の人口と高齢化率の推移】

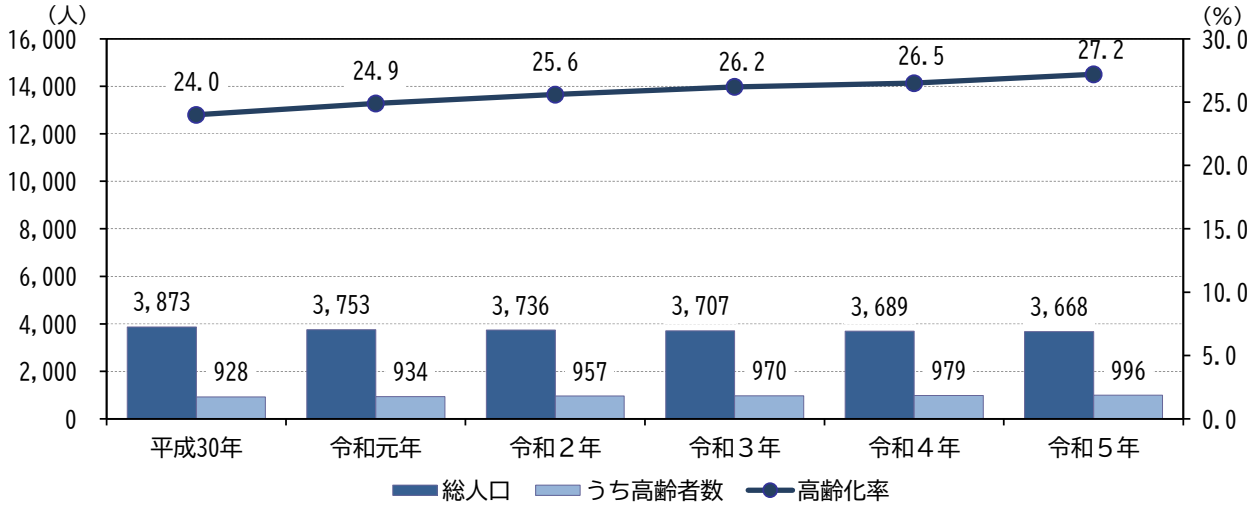

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在、特養等の施設入所者は対象外）

②中部圏域

中部圏域の人口は、増加傾向が続いており、令和５年（2023 年）時点で 7,182 人と、平成 30 年（2018 年）と比べ 344 人の増加となっています。

高齢者人口（65 歳以上）も増加傾向となっており、令和５年（2023 年）時点で 1,763 人と、平成 30 年（2018 年）と比べ 234 人の増加、高齢化率は 24.5%と、平成 30 年（2018 年）と比べ 2.1 ポイントの増加となっています。

【中部圏域の人口と高齢化率の推移】

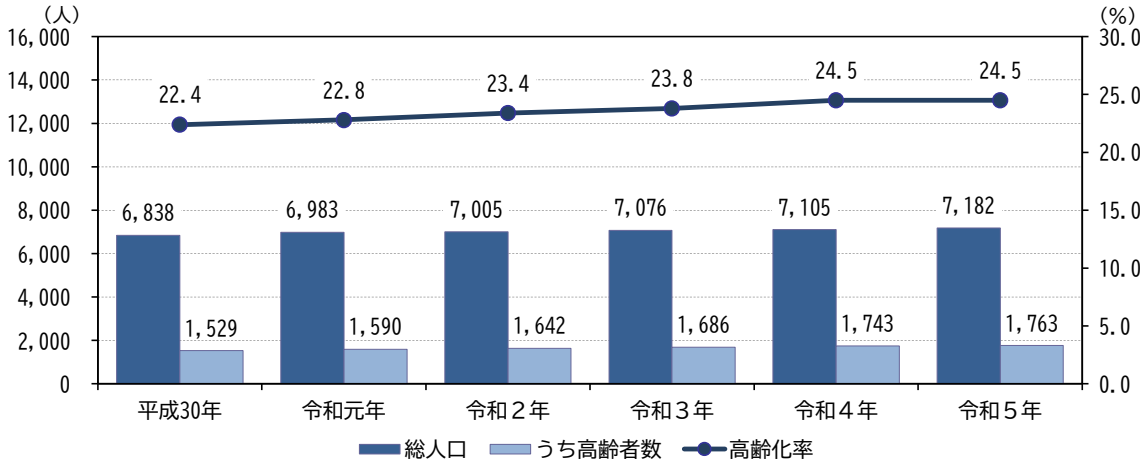

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在、特養等の施設入所者は対象外）

③南部圏域

南部圏域の人口は、緩やかな増加傾向が続いており、令和５年（2023 年）時点で 9,027 人と、平成 30 年（2018 年）と比べ 205 人の増加となっています。

高齢者人口（65 歳以上）も増加傾向となっており、令和５年（2023 年）時点で 2,160 人と、平成 30 年（2018 年）と比べ 257 人の増加、高齢化率は 23.9%と、平成 30 年（2018 年）と比べ 2.3 ポイントの増加となっています。

【南部圏域の人口と高齢化率の推移】

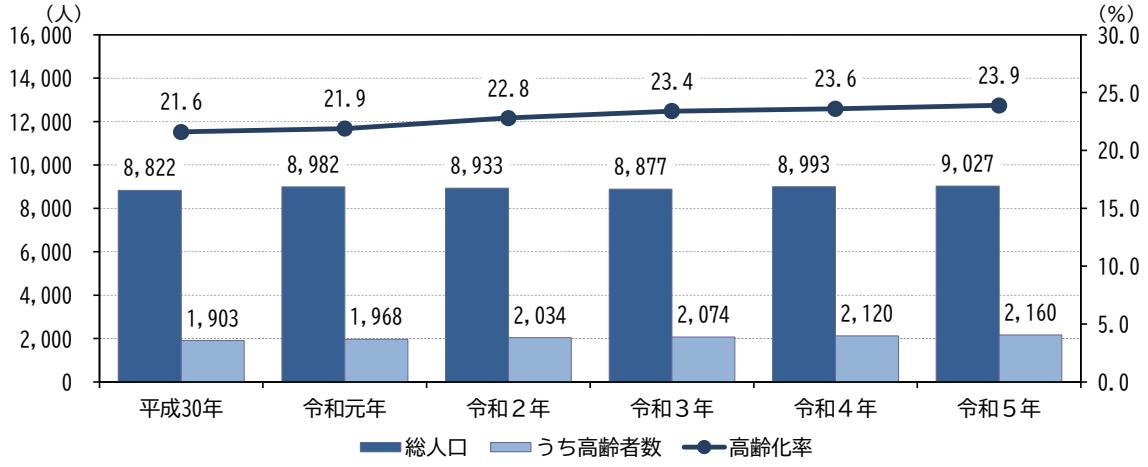

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在、特養等の施設入所者は対象外）

２　介護保険サービスの現状

（１）要介護・要支援認定者等の推移

①認定者数・認定率の推移

要介護・要支援認定者数（※第２号被保険者を含む）は近年増加傾向で推移しています。令和５年（2023 年）時点で 777 人となっており、平成 30 年（2018 年）から 87 人増加しています。

65 歳以上の第１号被保険者の認定率は、横ばいで推移しており、令和５年（2023 年）時点で 15.1%となっています。

【認定者数の推移】

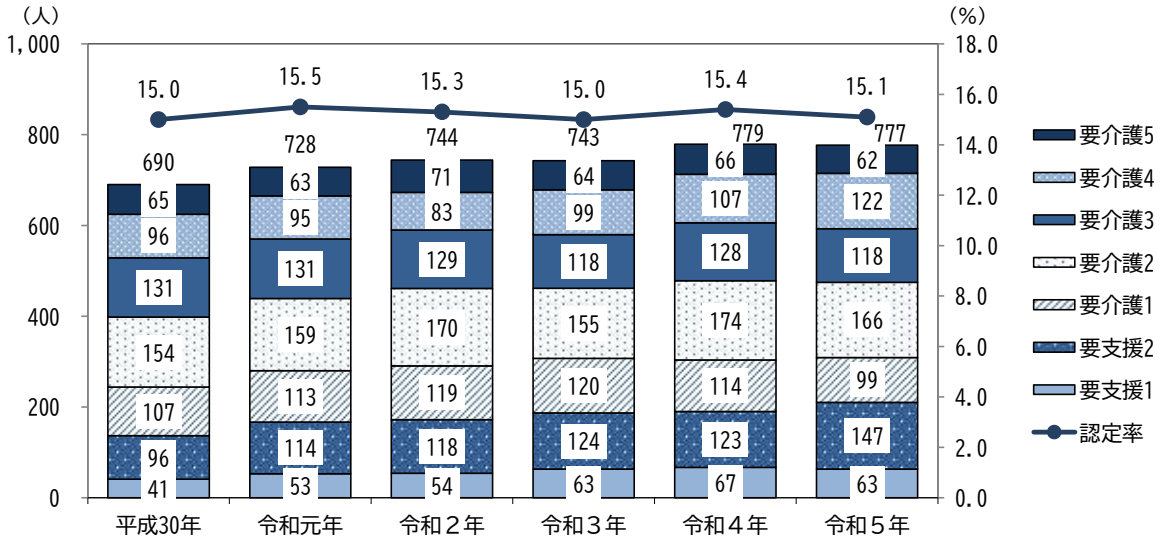

（人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	41	53	54	63	67	63
要支援2	96	114	118	124	123	147
要介護1	107	113	119	120	114	99
要介護2	154	159	170	155	174	166
要介護3	131	131	129	118	128	118
要介護4	96	95	83	99	107	122
要介護5	65	63	71	64	66	62
認定者数	690	728	744	743	779	777
うち高齢者	670	707	720	722	759	756
第1号被保険者数	4,459	4,562	4,708	4,809	4,922	4,998
認定率	15.0%	15.5%	15.3%	15.0%	15.4%	15.1%

資料：介護保険事業状況報告月報（各年 10 月１日現在）
※認定者数は、第２号被保険者を含む
※認定率は、第２号被保険者を除く

②認知症高齢者数の推移

本村の要介護認定者における認知症有病者数は増加傾向となっており、令和５年（2023 年）時点で 475 人となっています。

【認知症高齢者数の推移】

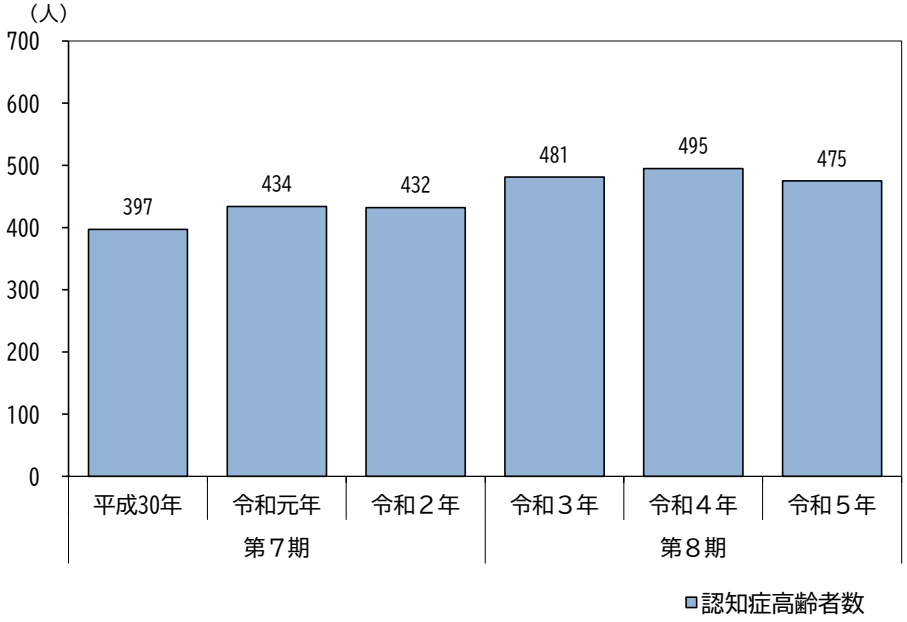

資料：村集計（各年 10 月 1 日現在）
※介護保険受給者台帳より認知症自立度Ⅱａ以上の人を集計

③成年後見制度の相談・対応数の推移

本村の成年後見制度の相談・対応数について、令和５年（2023 年）は 12 月末時点で 50 件となっています。

【成年後見制度の相談･対応数の推移】

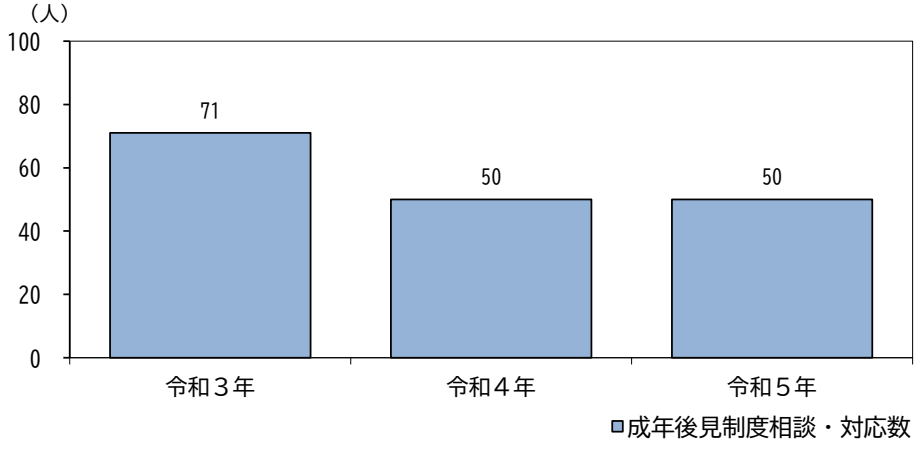

資料：村集計
※令和３年４月１日より成年後見支援センターを設置
※令和５年については、４月～12 月分までの相談・対応件数を掲載

（２）介護費用額の推移

平成 27 年度（2015 年度）から令和４年度（2022 年度）の介護費用額は、増加傾向となっていますが、第１号被保険者の１人１月当たりの費用額は平成 27 年度（2015 年度）から減少傾向となっています。

令和４年度（2022 年度）の第１号被保険者１人１月当たりの費用額は、全国や福島県に比べ低い 20,334 円となっています。

【西郷村の介護費用額の推移】

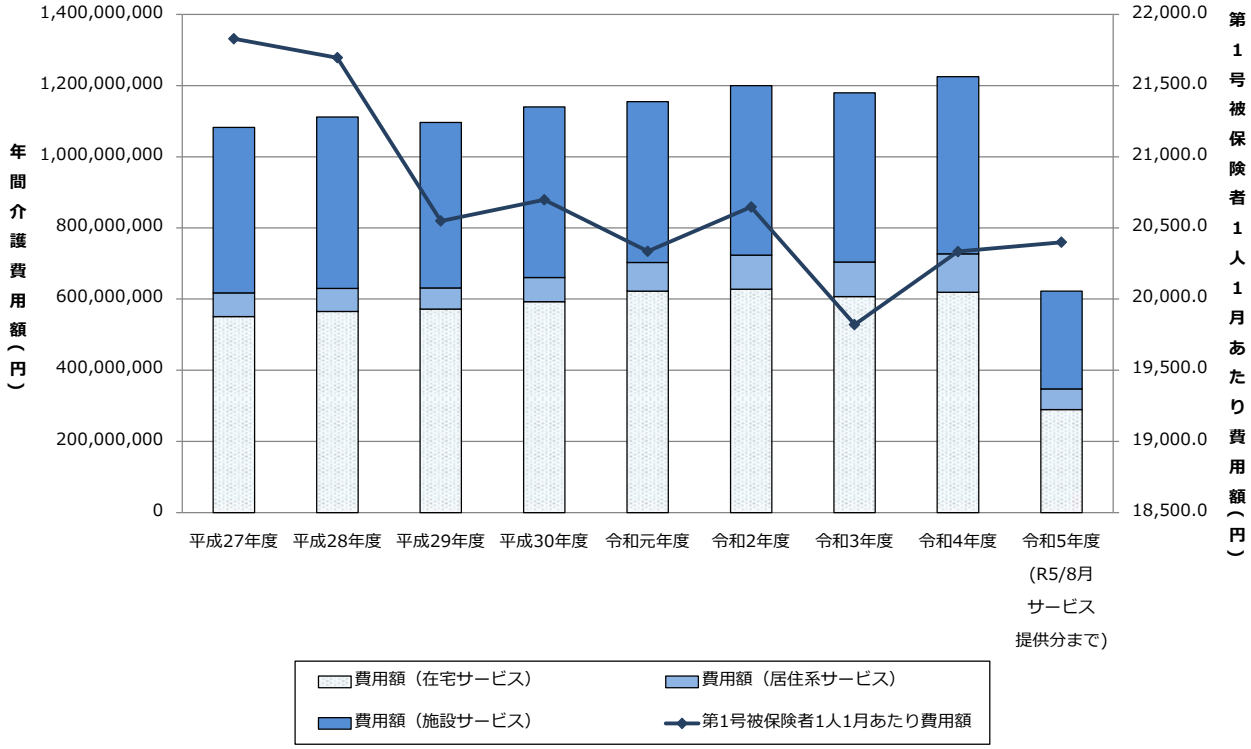

在宅サービスの費用額が占める割合は平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度にかけて増加傾向となっていましたが、その後減少傾向となっており、令和４年度（2022 年度）には 50.5%となっています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（R5/8月サービス提供分まで）
費用額	（円）	1,082,479,734	1,112,075,190	1,096,345,423	1,140,051,695	1,154,744,296	1,199,690,501	1,179,750,694	1,224,902,524	622,414,209
	費用額（在宅サービス）	550,596,308	564,814,513	571,934,499	592,425,558	622,332,727	627,672,758	607,100,742	618,997,856	289,611,317
	費用額（居住系サービス）	66,850,195	65,055,771	59,289,524	68,041,328	80,713,833	95,962,367	97,258,155	107,926,010	57,977,430
	費用額（施設サービス）	465,033,231	482,204,906	465,121,400	479,584,809	451,697,736	476,055,376	475,391,797	497,978,658	274,825,462
費用額	（構成比）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	費用額（在宅サービス）	50.9%	50.8%	52.2%	52.0%	53.9%	52.3%	51.5%	50.5%	46.5%
	費用額（居住系サービス）	6.2%	5.8%	5.4%	6.0%	7.0%	8.0%	8.2%	8.8%	9.3%
	費用額（施設サービス）	43.0%	43.4%	42.4%	42.1%	39.1%	39.7%	40.3%	40.7%	44.2%
第1号被保険者1人1月あたり費用額		21,829.1	21,696.2	20,548.8	20,697.8	20,335.9	20,647.7	19,820.6	20,334.3	20,399.5
第1号被保険者1人1月あたり費用額（福島県）		23,898.9	23,774.6	24,055.7	24,449.2	24,818.7	25,212.9	25,425.7	25,472.0	25,949.5
第1号被保険者1人1月あたり費用額（全国）		22,926.6	22,966.8	23,238.3	23,498.7	24,105.9	24,567.0	25,136.9	25,476.6	26,263.2

出典：【費用額】平成 27 年度から令和３年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、
令和４年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の 12 か月累計、
令和５年度：８月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補給付は費用額に含まれていない）
【第１号被保険者１人当たり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告（月報）」における第１号被保険者数の各月累計で除して算出

（３）計画値に対する実績の検証

第８期（令和３年度、令和４年度、令和５年度）の対計画比について、第１号被保険者数及び第１号被保険者の１人当たりの給付費は、計画値をやや下回りました。

総給付費のうち、居住系サービスは、実績が計画値に比べ特に低くなっています。

		計画値			
		第８期累計	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第1号被保険者数	（人）	15,553	5,081	5,185	5,287
要介護認定者数	（人）	2,258	737	752	769
要介護認定率	（%）	14.5	14.5	14.5	14.5
総給付費	（円）	3,749,959,000	1,137,528,000	1,181,551,000	1,430,880,000
施設サービス給付費	（円）	1,546,303,000	444,263,000	463,037,000	639,003,000
居住系サービス給付費	（円）	403,188,000	115,566,000	115,630,000	171,992,000
在宅サービス給付費	（円）	1,800,468,000	577,699,000	602,884,000	619,885,000
第1号被保険者1人あたり給付費	（円）	241,108	223,879	227,879	270,641

		実績値			
		第８期累計	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第1号被保険者数	（人）	15,018	4,809	4,922	5,287
要介護認定者数	（人）	2,237	722	759	756
要介護認定率	（%）	14.9	15.0	15.4	14.3
総給付費	（円）	3,342,673,715	1,062,007,897	1,104,131,333	1,176,534,485
施設サービス給付費	（円）	1,380,314,922	425,342,048	445,515,010	509,457,864
居住系サービス給付費	（円）	305,552,805	87,322,001	96,770,764	121,460,040
在宅サービス給付費	（円）	1,656,805,988	549,343,848	561,845,559	545,616,581
第1号被保険者1人あたり給付費	（円）	222,578	220,838	224,326	222,533

		対計画比（実績／計画値）			
		第８期累計	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第1号被保険者数	（人）	96.6%	94.6%	94.9%	100.0%
要介護認定者数	（人）	99.1%	98.0%	100.9%	98.3%
要介護認定率	（%）	102.6%	103.5%	106.3%	98.3%
総給付費	（円）	89.1%	93.4%	93.4%	82.2%
施設サービス給付費	（円）	89.3%	95.7%	96.2%	79.7%
居住系サービス給付費	（円）	75.8%	75.6%	83.7%	70.6%
在宅サービス給付費	（円）	92.0%	95.1%	93.2%	88.0%
第1号被保険者1人あたり給付費	（円）	92.3%	98.6%	98.4%	82.2%

出典：【実績値】「第１号被保険者数」、「要介護認定者数」、「要介護認定率」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」９月月報。「総給付費」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報　※令和５年度は実績見込額
【計画値】介護保険事業計画に係る保険者からの報告値
※「第１号被保険者１人当たり給付費」は「総給付費」を「第１号被保険者数」で除して算出

３　実態調査からみえる現状と課題

本計画策定の基礎資料とするため、高齢者の生活状況及び課題の把握、並びに要介護認定者の在宅生活や介護者の就労継続の状況及び課題の把握を目的に次のようなアンケート調査を実施しました。

（１）実施概要

①調査期間

令和４年（2022 年）11 月 15 日～12 月２日
※12 月 23 日着分までの回収票を集計対象としています
（居所変更実態調査、介護人材実態調査については令和５年１月６日着分まで）

②抽出基準日

令和４年（2022 年）11 月１日

③調査の対象者と配布数及び回収結果

調査の配布対象者と配布数及び回収結果について、整理すると次のとおりです。

調査名	対象者	配布数	有効回収数	回収率
介護予防･日常生活圏域ニーズ調査	65 歳以上の要支援1･2等の認定を受けている方及び要介護認定を受けていない方	4,335	2,639	60.9%
在宅介護実態調査	要介護 1～5 の認定を受けている方のうち、在宅で介護を受けられている方	482	223	46.3%
在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所･小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャー	8 事業所	8 事業所	100.0%
居所変更実態調査	介護施設等（特別養護老人ホーム･介護老人保健施設･グループホーム･サービス付き高齢者向け住宅）	7施設	7 施設	100.0%
介護人材実態調査	居宅系介護事業所（訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護）、介護施設等（特別養護老人ホーム･介護老人保健施設･グループホーム･サービス付き高齢者向け住宅）	17 事業所	17 事業所	100.0%

④調査の対象者と配布数及び回収結果

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査については、郵送による配布を行い、回収は郵送回収とＷＥＢでの回答を併用して実施しました。

在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査については、Ｅメールによる配布・回収により実施しました。

（２）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①１人暮らしの高齢者について

○家族構成については、「１人暮らし」が 12.9%、夫婦とも 65 歳以上の「夫婦２人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 34.6%となっています。

○高齢者は「夫婦２人暮らし（配偶者 65 歳以上）」の 34.6%が今後、配偶者死別等によって「１人暮らし」に変化していくことが想定されるため、高齢者の１人暮らしの支援に向けた地域住民の見守り体制の強化等は今後さらに必要と考えられます。

【家族構成】

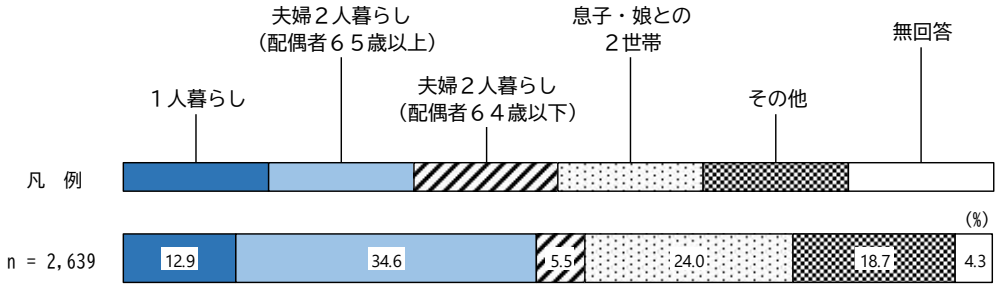

②健康課題について

○現在治療中、または後遺症のある病気は、「高血圧」が 43.7%と最も高く、次いで「糖尿病」が 18.6%、「目の病気」が 17.3%となっています。

○上位となっている病気を前回調査結果と比較すると、順位の内訳に変動はあるものの、上位３つ（「高血圧」「糖尿病」「目の病気」）の割合に大きな変化はなく、継続的な課題となります。生活習慣病予防のための健診の受診勧奨や、健康づくりの意識向上、知識の普及啓発を図る必要があると考えられます。

【現在治療中、または後遺症のある病気】

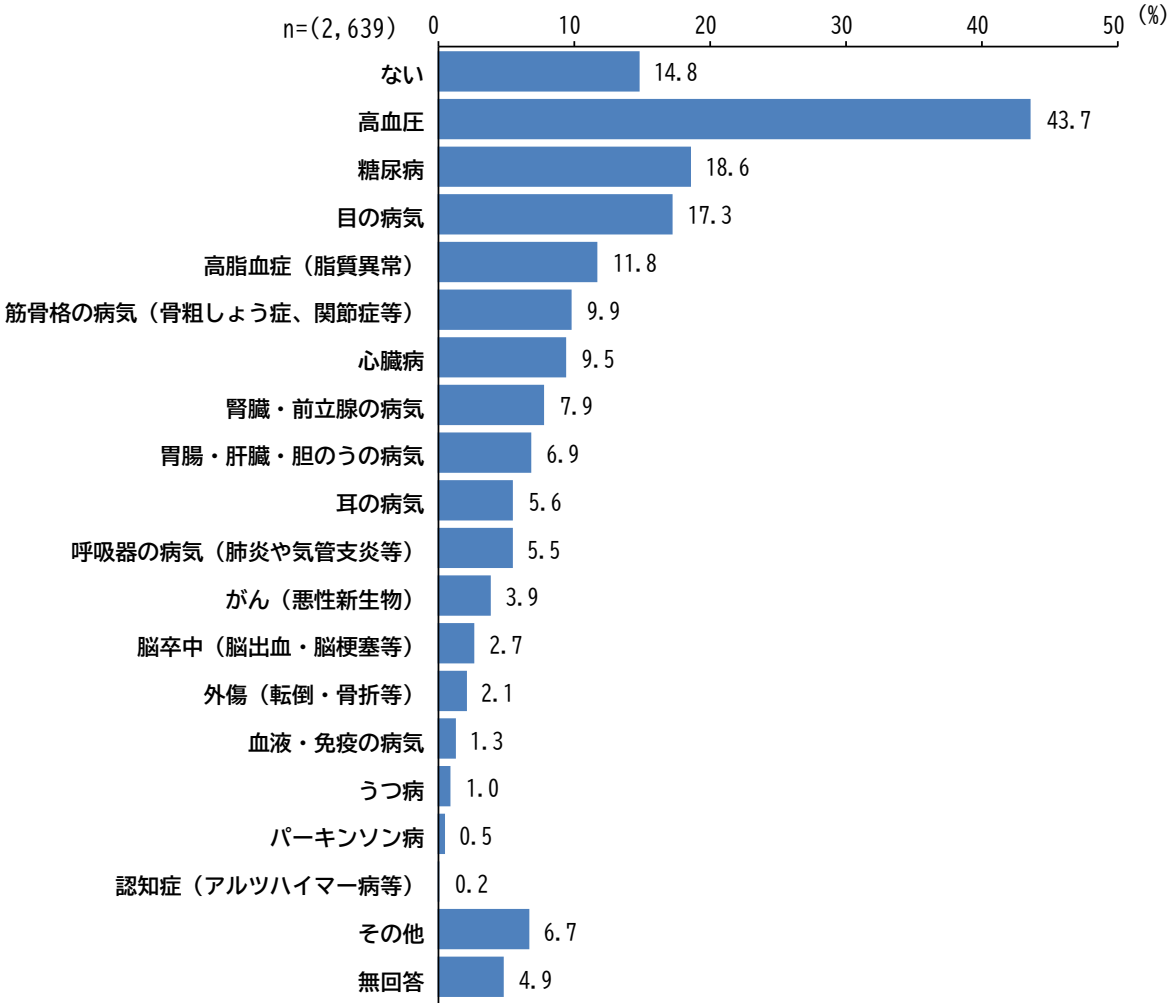

【現在治療中、または後遺症のある病気（上位5位）の前回比較】

治療中、または後遺症のある病気	今回（令和４年 11 月）	前回（令和元年 12 月）
高血圧	43.7%	43.9%
糖尿病	18.6%	16.0%
目の病気	17.3%	18.1%
高脂血症（脂質異常）	11.8%	9.8%
筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）	9.9%	9.4%

③認知症について

○西郷村で不足していると思う介護（予防）サービスについて、認知症高齢者グループホームは上位であり、認知症対応型の施設の充実が望まれている状況があるといえます。

○一方、認知症対策の推進においては、施設の充実のみではなく、家族介護者への支援や、認知症に関する正しい知識と理解の促進など、様々な施策を通して、認知症の方が安心して暮らせる地域づくりを行っていくことが重要となります。

○認知症に関する相談窓口の認知度をみると、「いいえ」が 67.5%と「はい」(29.3%)を上回っているため、相談窓口の周知活動に力を入れることで、支援が必要な方への対応をスムーズに進めることが期待できると考えられます。

○今後も、西郷村においても高齢者人口は増加が見込まれており、ともに認知症者数も増加していくと考えられます。認知症になっても安心して暮らしていくために充実してほしいことでは、「認知症の受診・治療ができる病院・診療所」が最も多くなっているほか、先述した「入所できる施設の充実」「専門相談窓口」も上位となっています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の方や、その家族に対する支援が引き続き必要となります。

【西郷村で不足していると思う介護(予防)サービス】※上位5位

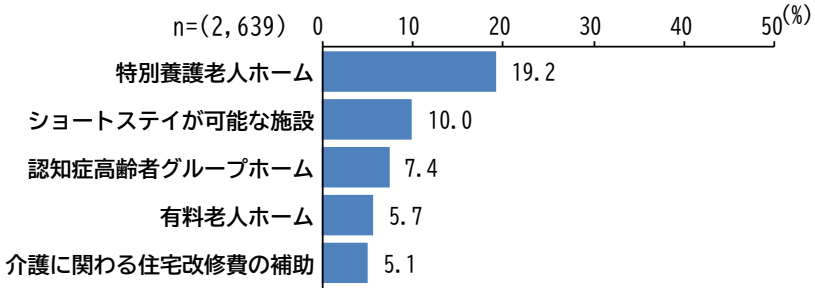

【認知症に関する相談窓口を知っているか】

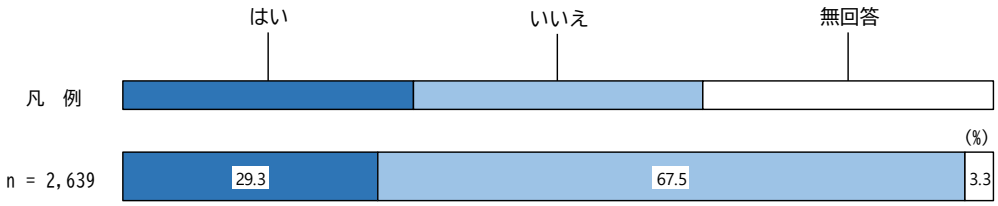

【認知症になっても安心して暮らしていくために充実してほしいこと】

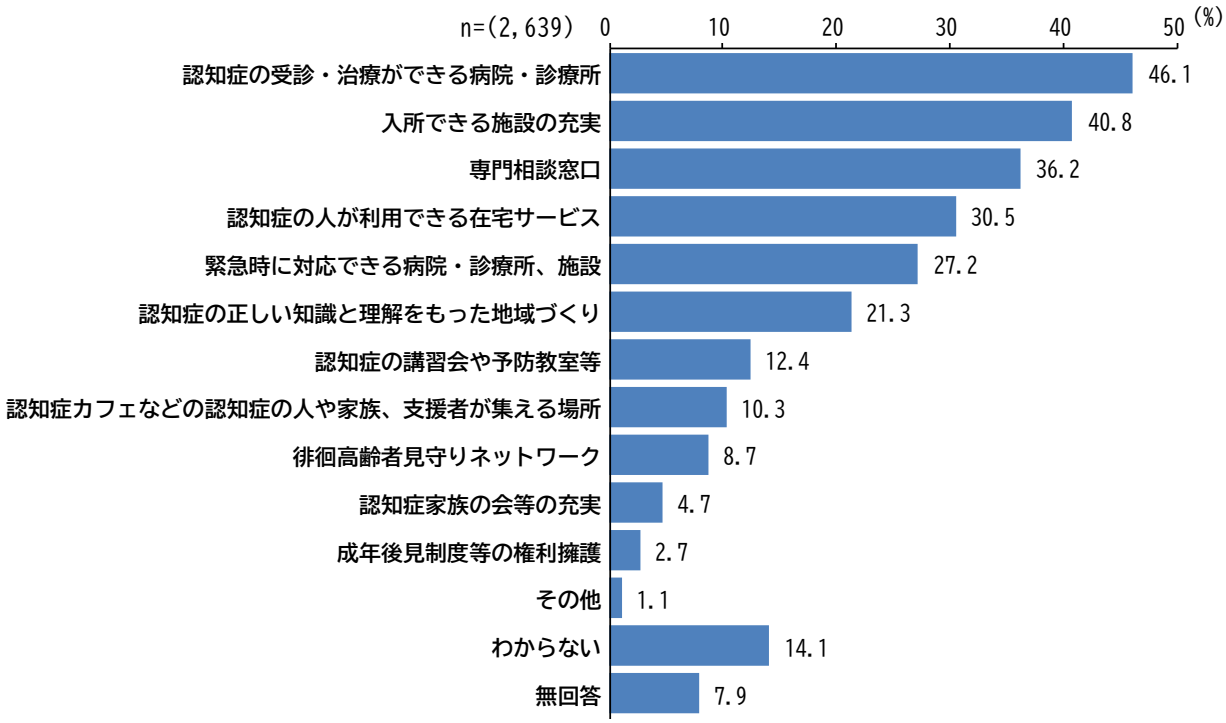

④介護予防の推進

○西郷村で実施している介護予防事業の参加・利用状況について、「参加・利用したことがある」の割合が最も高いのは『①お元気運動教室』(9.8%）となりますが、各サービスで「知らない」の割合が最も高くなっています。関係機関等を通した事業周知や、広報等を通して、新たな方が介護予防事業に参加する機会を増やしていくことが重要と考えられます。

○また、各事業（教室）に参加することのみが目的ではなく、事業を通して、自主的な介護予防の取組が継続的に必要であることを理解してもらうことも重要です。地域で自主的な介護予防の動きが継続されていくよう、各地域におけるリーダー・担い手を発掘していくことも課題であると考えられます。

【介護予防事業の参加･利用状況】

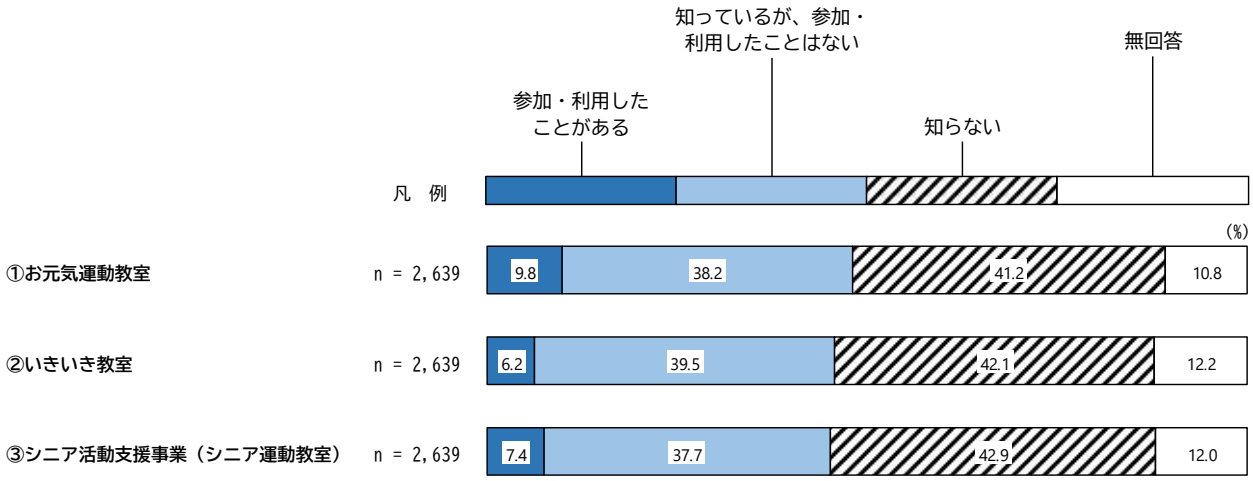

○介護予防の推進に当たっては、生きがいづくりや社会との関わりも重要となります。地域における会・グループ等の参加状況に関する質問について、「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」などは比較的参加者が多くなっており、高齢者の活動が多様化している状況もみられます。

○調査結果において「参加していない」が少なくなっている老人クラブも、高齢者の健康づくりや生きがいづくりへの支援を行っていくうえでは重要な役割を担っていることから、引き続き支援を継続していく必要があると考えられます。

【会･グループ等の参加状況】

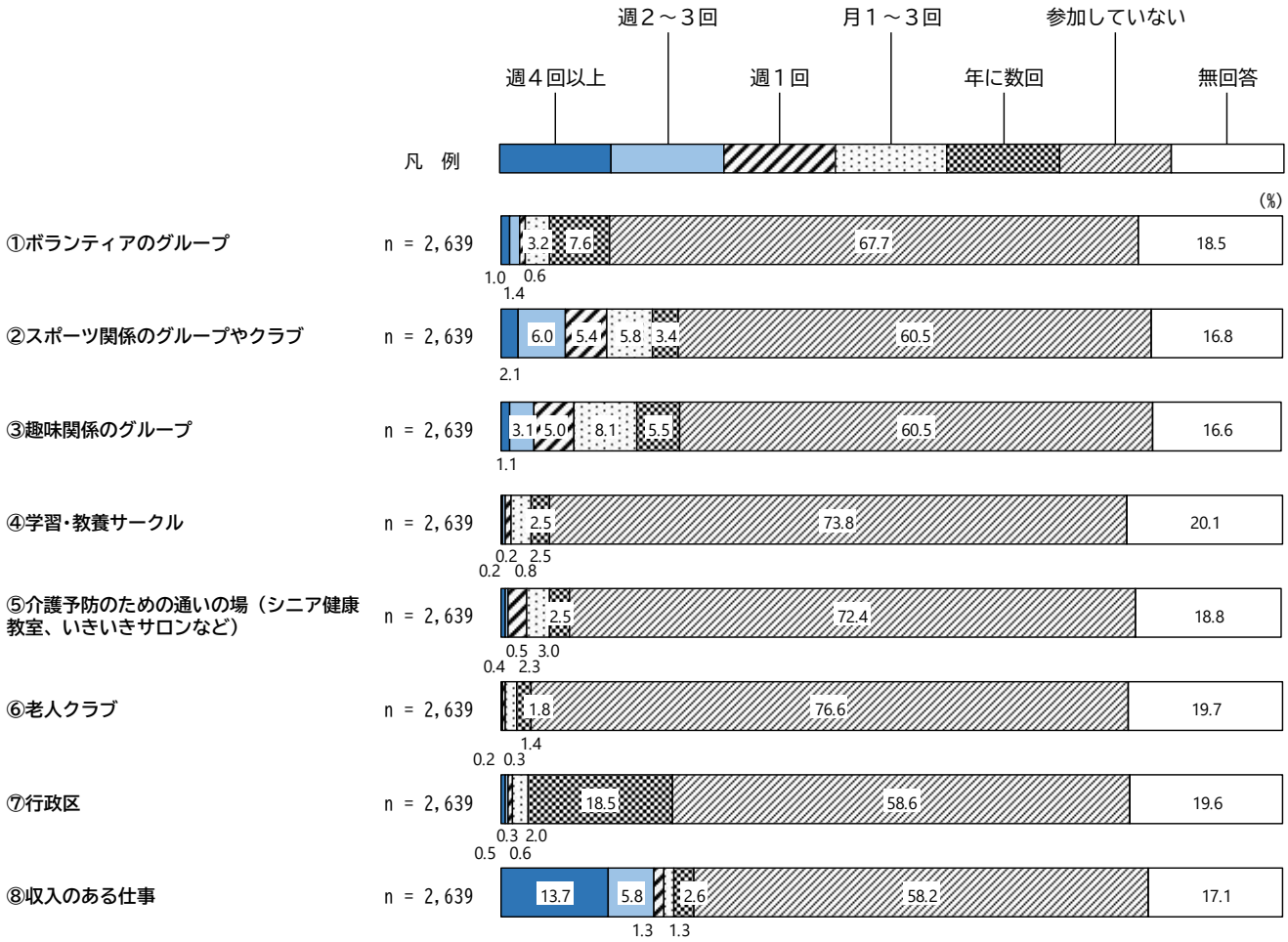

⑤生活機能について

○アンケート結果の回答から、各種リスクの該当者を年代別でみると、「うつ傾向」と「低栄養」以外は年齢が上がるにつれてリスクが高くなっていく傾向があり、早い段階からの介護予防等へのアプローチが重要と考えられます。

○65～74 歳では「うつ傾向」、75～89 歳では「認知機能の低下」、90 歳以上では「認知機能の低下」と「閉じこもり傾向」が最も高くなっています。

【生活機能リスク　年代別該当者割合】

（%）

	６５～６９歳	７０～７４歳	７５～７９歳	８０～８４歳	８５～８９歳	９０歳以上
運動器機能の低下	5.6	7.5	11.3	16.8	33.7	55.7
転倒リスク	23.8	23.2	28.1	31.8	43.9	50.8
閉じこもり傾向	11.4	13.3	14.4	24.6	42.2	59.0
低栄養	2.9	2.5	3.0	1.5	3.7	4.9
口腔機能の低下	20.4	23.0	24.4	29.4	32.1	44.3
認知機能の低下	32.4	35.3	42.1	45.6	46.0	59.0
うつ傾向	39.1	37.3	38.3	39.0	36.9	45.9

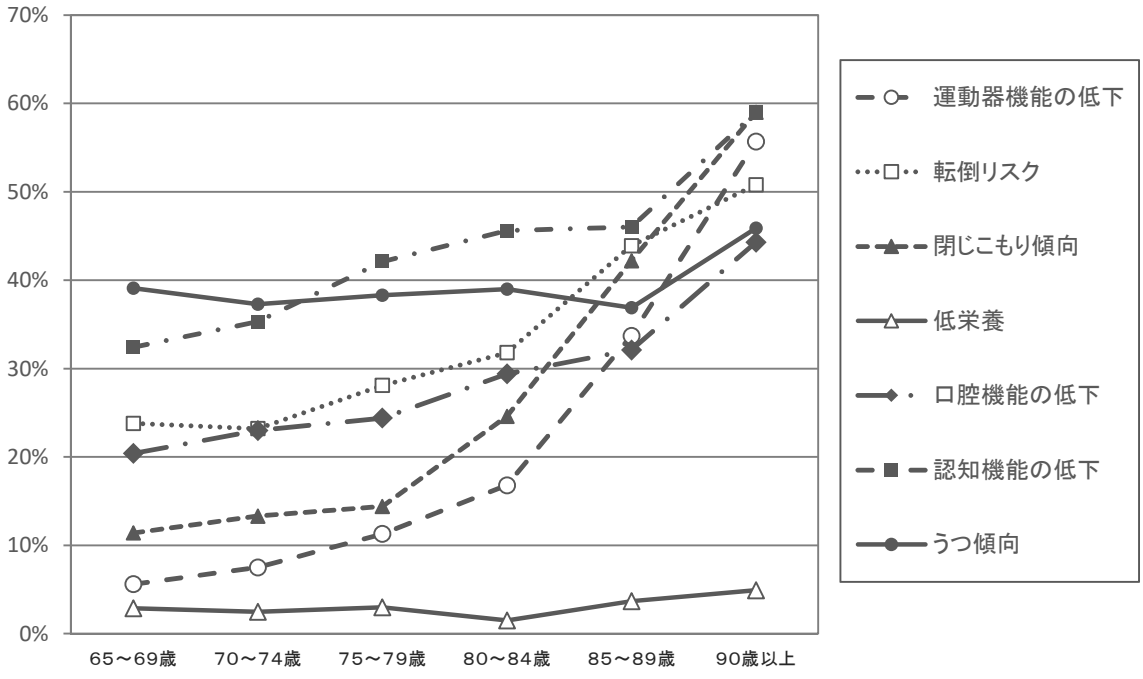

（３）在宅介護実態調査

①在宅生活の継続について

○在宅介護実態調査における、家族等による介護の頻度については、回答者の約４割が毎日介護を行っている状況です。特に不安を感じる介護としては、「認知症状への対応」や「夜間の排泄」、「外出の付き添い、送迎」などが高くなっており、様々な内容で介護に不安を抱えていることがわかります。

○また、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて世帯類型別にみると、単身世帯では「外出同行」が最も高く、夫婦のみ世帯では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が高くなるなど、支援・サービスが必要な状況にも違いがみられます。要介護者の世帯状況や要介護度に応じた支援・サービス提供体制の確保が在宅生活を継続するために重要であると考えられます。

【家族や親族の介護の頻度】

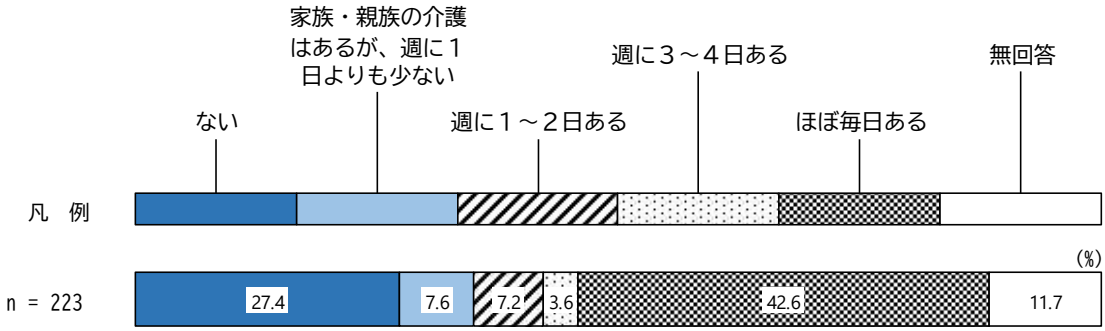

【介護者が不安に感じる介護】

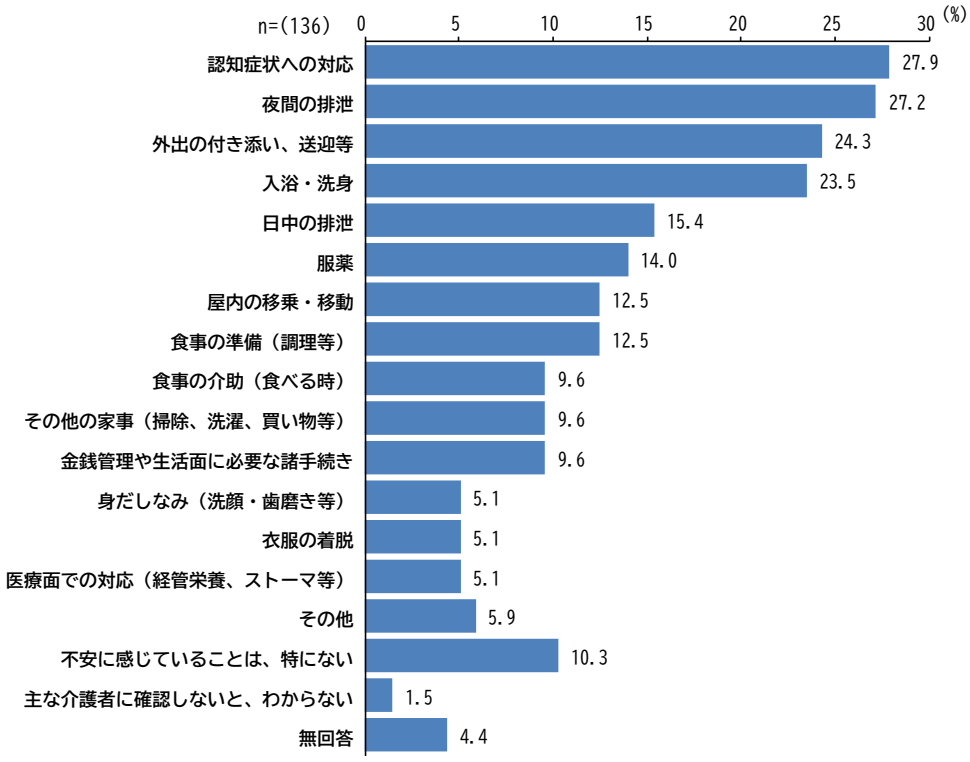

【在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（世帯類型別）】

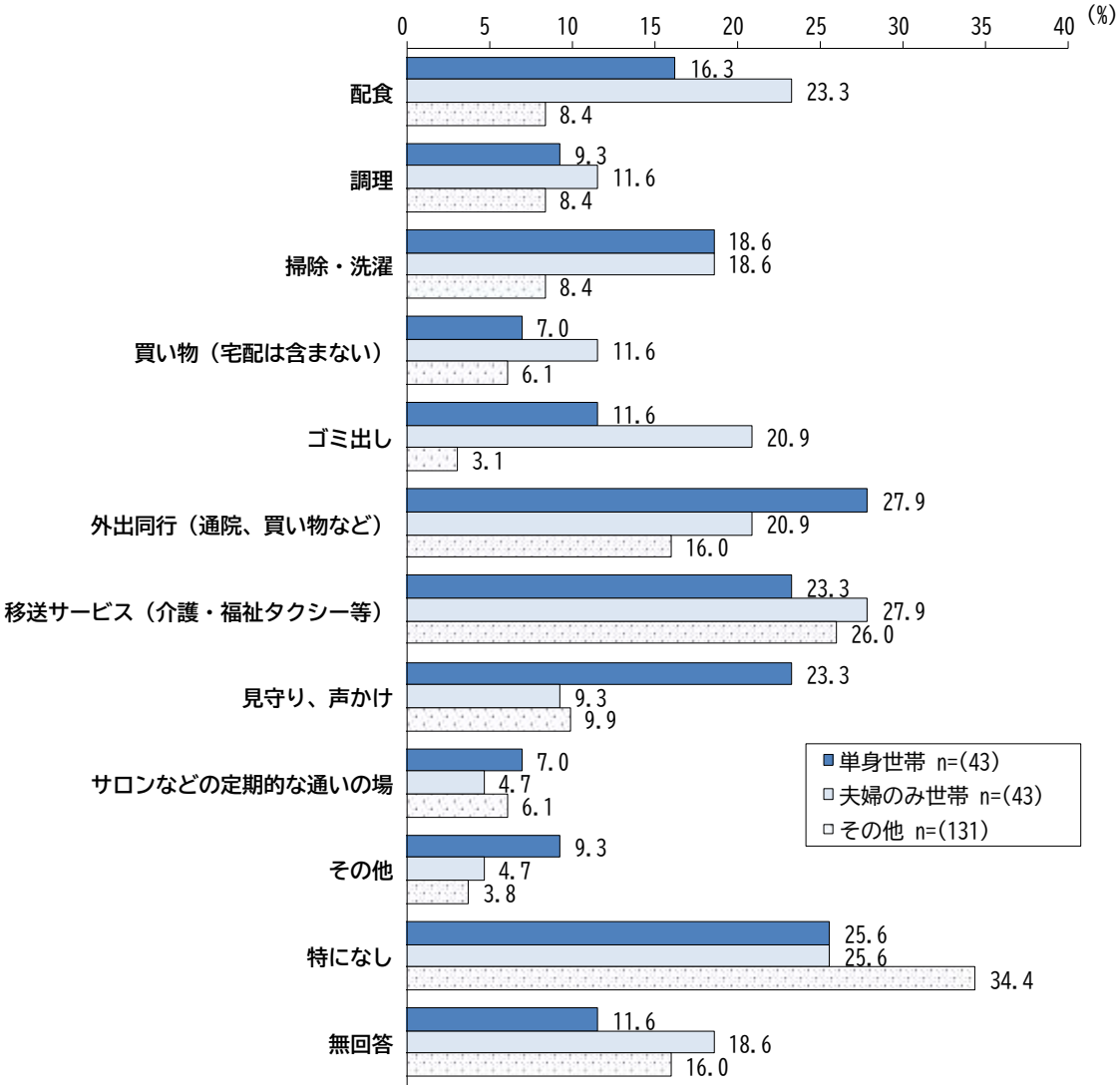

②介護と仕事の両立について

○働いている介護者が介護のため働き方を調整しているかについて、多くの方が短時間勤務や休暇取得など何らかの調整を行っており、今後の仕事の継続については、「続けていくのは、やや難しい」や「続けていくのは、かなり難しい」と回答した方が 25.8%となっています。このことから、介護者への負担軽減や介護離職防止に向けた支援の強化を検討する必要があると考えられます。

○介護者の就労状況等に合わせたサービスの組み合わせや、勤務先からの支援により、仕事と介護の両立を推進していく必要があると考えられます。

【主な介護者の方が、介護をするに当たって、何か働き方についての調整等をしているか】

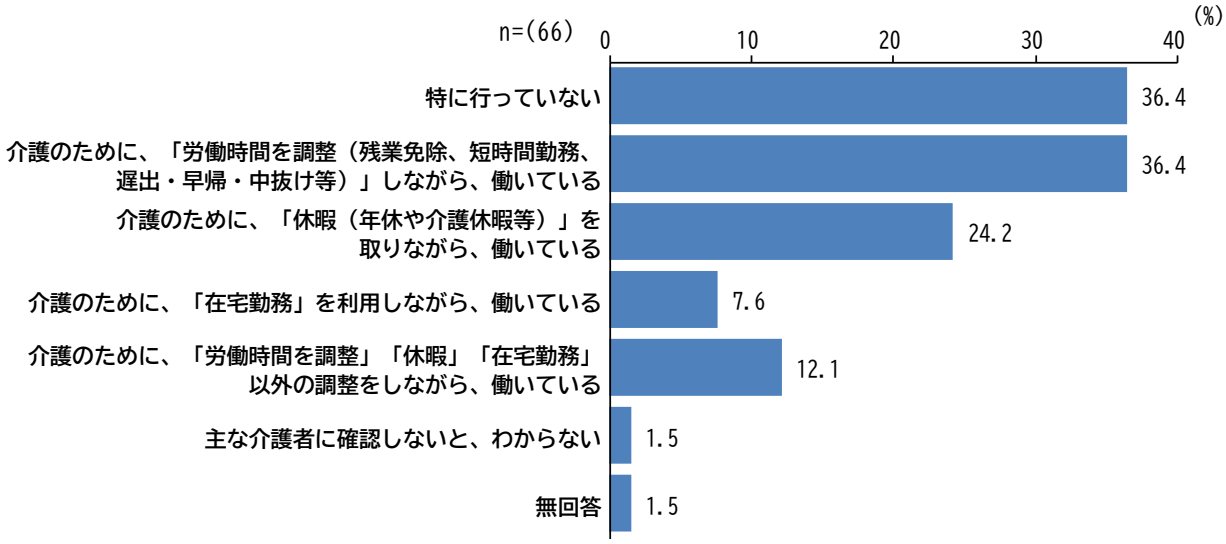

【今後の仕事の継続について】

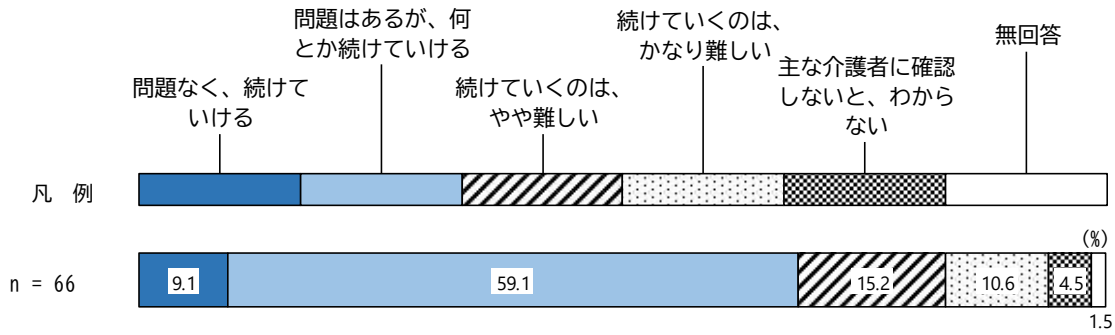

（４）在宅生活改善調査

①現在のサービスでは、生活が難しくなっている理由

○現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている理由について、本人の状態等による理由では、「必要な身体介護の増大」が最も多く、次いで、「認知症の症状の悪化」、「必要な生活支援の発生・増大」の順になっています。

○主に本人の意向等に属する理由については、「本人が、一部の居宅サービスの利用を望まないから」と「その他、本人の意向等があるから」が最も多く、次いで「生活不安が大きいから」、「費用負担が重いから」の順になっています。

○主に家族等介護者の意向・負担等に属する理由については、「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」が最も多く、次いで、「家族等の介護等技術では対応が困難」、「その他、家族等介護者の意向等があるから」の順になっています。

○現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている理由として、本人の状態の悪化や介護者の負担増など様々な理由が挙げられました。適切なサービスを受け、高齢者や家族が安心して生活できるよう、柔軟なサービス提供が必要です。

②生活の維持が難しくなっている状況について、改善できると思うこと

○「より適切な「在宅サービス」もしくは「住まい・施設等」に変更する（例：定期巡回の利用、もしくは特養への入所が適切等）」が最も多く、次いで、「より適切な「住まい・施設等」に変更する（例：サ高住への入居、特養への入所等）」、「より適切な「在宅サービス」に変更する（例：小多機等）」の順になっています。

○生活の改善ができると思うサービスとして、サ高住や特養等の「住まい・施設等」のサービスが多く挙げられています。高齢者の「住まい・施設等」の整備を進める必要があります。

【変更することで改善できると思うサービス】

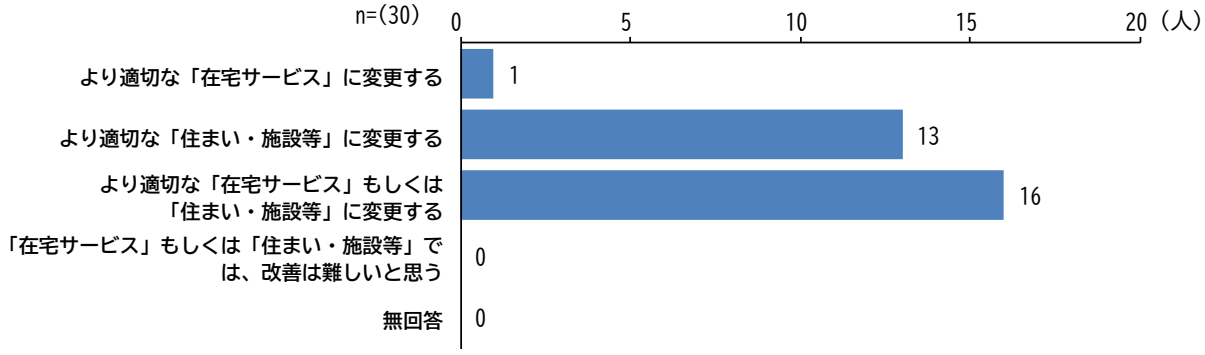

※「自宅」、「サ高住」、「住宅型有料」、「軽費老人ホーム」にお住まいの方のうち、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」が対象

（５）居所変更実態調査

①グループホーム等入居者の過去１年間の退去先について

○過去１年間の退去先について、回答があった７施設の合計でみると、村外の「特別養護老人ホーム」が 22 人で最も多く、次いで、村外の「自宅（※兄弟・子ども・親戚等の家含む)」が 18 人、村内の「特別養護老人ホーム」が 12 人の順となっています。

○退居・退所者のうち、過去１年間で死亡した人（看取りまでできている人数）は 110 人となっています。今後、より多くの看取りを担う役割が居住系サービスにおいて求められることも想定されます。

【過去1年間の退去先】

単位:人

	村内	村外
１)自宅（※兄弟・子ども・親戚等の家含む）	2	18
２)住宅型有料老人ホーム	0	0
３)軽費老人ホーム（特定施設除く）	0	1
４)サービス付き高齢者向け住宅(特定施設除く)	0	0
５)グループホーム	1	6
６)特定施設	0	0
７)地域密着型特定施設	0	0
８)介護老人保健施設	1	1
９)療養型・介護医療院	0	1
10)病院・診療所	4	1
11)特別養護老人ホーム	12	22
12)地域密着型特別養護老人ホーム	0	0
13)その他	2	1
14)把握していない		0
1)～14)の合計		73
15)死亡		110
16)合計		183

n =7

（６）介護人材実態調査

①勤務の実態について

○回答があった職員の一週間当たりの勤務時間については、訪問系が「23.61 時間」、施設・通所系が「30.16 時間」でした。

○勤続年数では、訪問系では「１年以上」が 31 人中 26 人となっており、施設・通所系では「１年以上」が 207 人中 185 人となっています。

○過去１年間の採用者数については、訪問系では、正規職員が「８人」、非正規職員については「４人」となっています。施設・通所系では正規職員が「20 人」、非正規職員については「10 人」となっています。

○過去１年間の離職者数については、訪問系では、正規職員が「３人」、非正規職員については「４人」となっています。施設・通所系では正規職員が「13 人」、非正規職員については「14 人」となっています。

○全体の介護職員数は増加していますが、離職者数も多いため、今後の介護人材確保に向けた事業所の勤務条件・職場環境の改善の支援など、職場の定着や、働きやすい介護環境の整備が求められます。

【勤続年数】

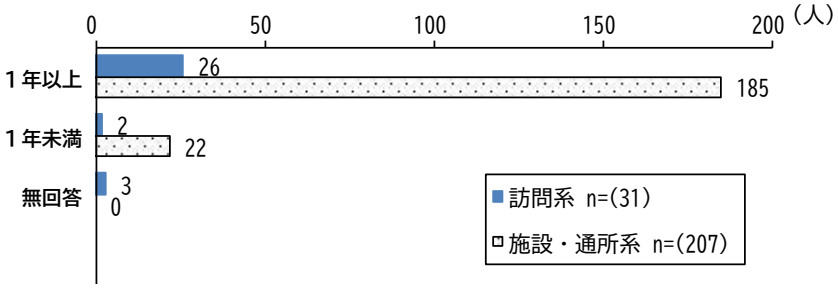

【過去1年間の採用者･離職者数】

単位：人

	採用者		離職者	
	正規職員	非正規職員	正規職員	非正規職員
訪問系（n=5）	8	4	3	4
施設・通所系（n=12）	20	10	13	14

４　将来推計

（１）人口、高齢者数の見通し

本村の総人口は、今後も微増傾向が続き、令和８年（2026 年）には 20,471 人程度になると見込まれます。その後、令和 12 年（2030 年）に総人口がピークとなり、その後は減少傾向で推移し、令和 32 年（2050 年）には 19,377 人になるものと見込まれます。

一方、将来の高齢者人口については、今後も増加傾向が見込まれ、令和 12 年（2030 年）には 5,583 人で、高齢化率は 27.3%になると見込まれます。また、後期高齢者数は増加し続け、ピークを迎える令和 12 年（2030 年）には後期高齢者は 3,118 人へ、後期高齢者占有率は 55.9%にまで増加すると見込まれます。

【総人口と高齢者人口の推計】

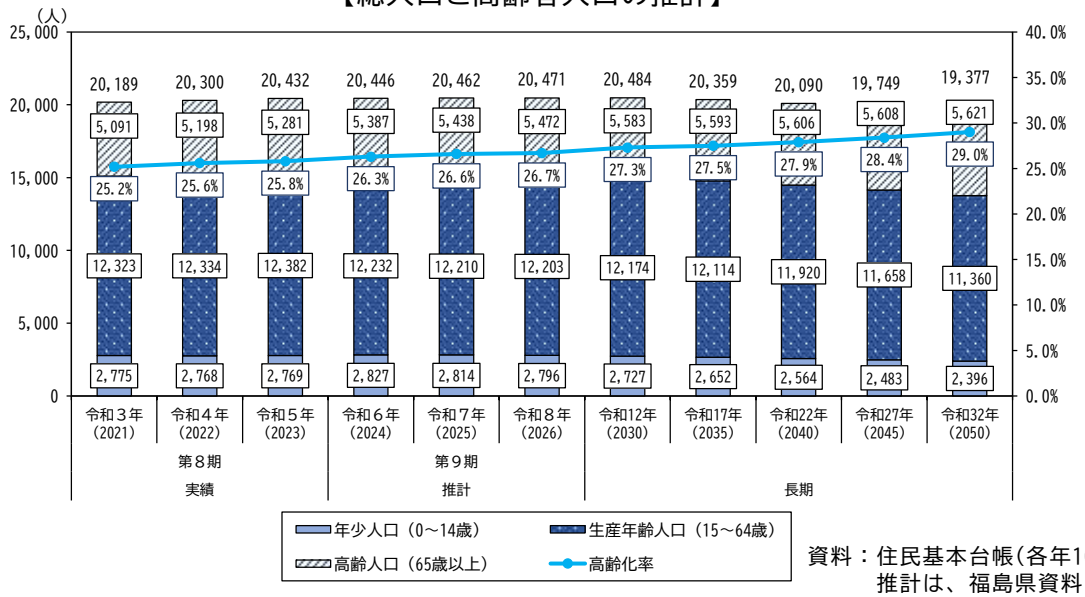

資料：住民基本台帳（各年10月１日現在）
推計は、福島県資料より作成

【高齢者の構造（前期高齢者と後期高齢者）の推計】

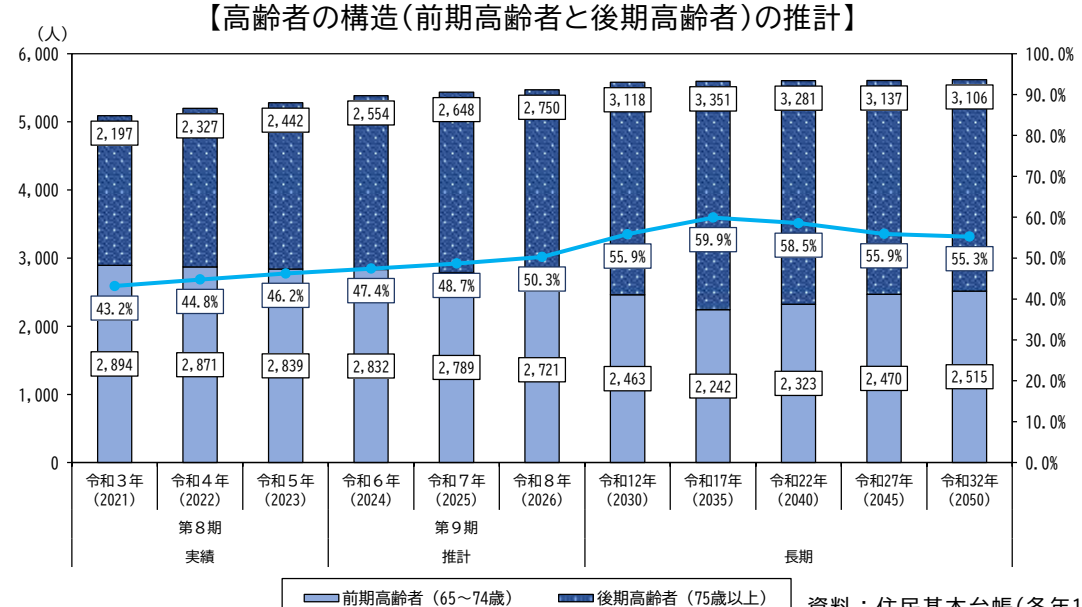

資料：住民基本台帳（各年10月１日現在）
推計は、福島県資料より作成

（２）認定者数の推計

本村の認定者数は増加傾向を続け、令和８年（2026 年）には 819 人になると見込まれ、令和 22 年（2040 年）には 1,061 人にまで増加するものと見込まれます。認定率については令和８年（2026 年）には 14.6%になると見込まれ、令和 22 年（2040 年）には 18.6%となることが見込まれます。

【認定者数と認定率の推計】

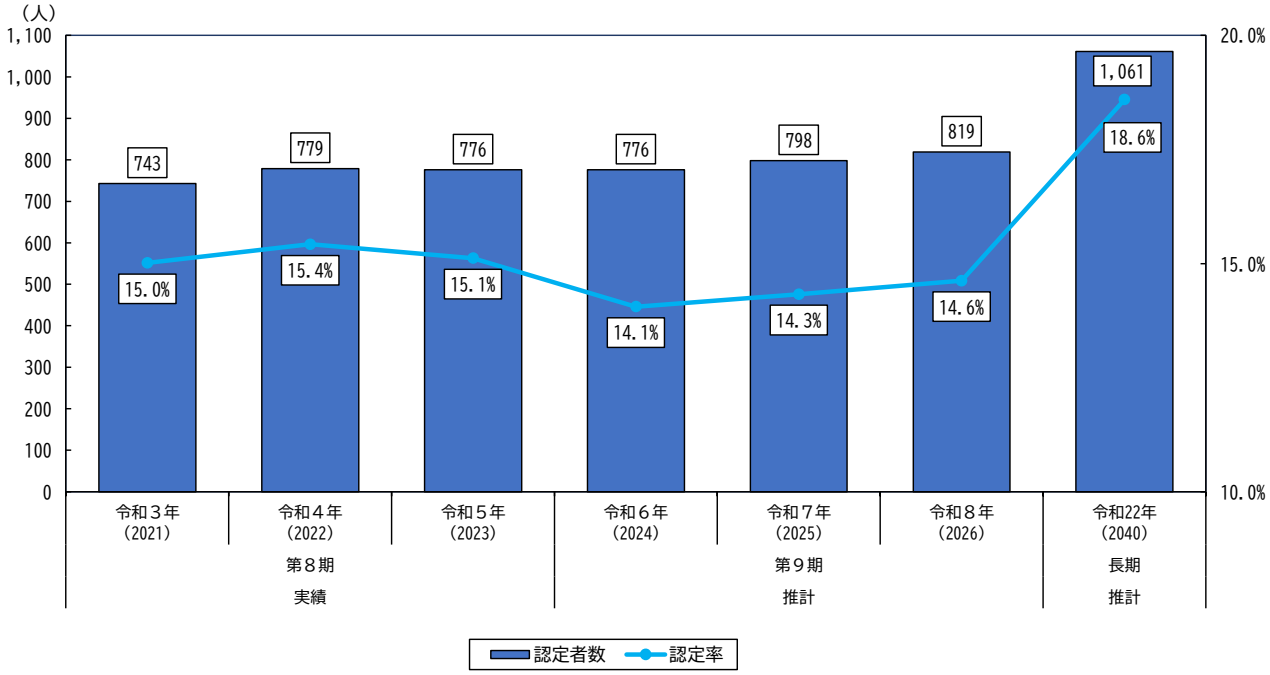

資料：介護保険受給者台帳（各年 10 月１日時点）
推計は「見える化システム」による
※認定者数は第２号被保険者を含む

第３章　前期計画の評価と次期計画に向けた課題の整理

１　健康づくり・介護予防の推進

（１）健康づくりの推進

【取組状況】

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のため、体操教室・高齢者のサロン等において、専門職による健康教室（運動・栄養・口腔）を実施するとともに、歯科医師と理学療法士による講演会を実施し、介護予防の知識の普及啓発を図りました。

●生活習慣病予防のため、特定健診、各がん検診などの各健（検）診への受診勧奨と、健診受診後の精密検査の受診勧奨を行い、疾病の早期発見・早期治療に努めました。また、健診未受診者に対しては個別での受診勧奨や訪問を行い、受診率の向上と健康状態の把握に努めました。

●一般介護予防事業としては、介護予防把握事業（西郷村高齢者福祉トータルサポート事業）、お元気運動教室などの介護予防普及啓発事業などを行い、介護予防に繋げています。

【今後の課題】

●高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、心身ともに健康で、要支援・要介護となることを予防していくことが重要です。

●地域への通いの場等への参加や、自主的な健康づくり、介護予防教室への参加を促すような取組が必要です。

●生活習慣病重症化予防のため、有所見者及び未治療者に対し、個別支援等を行い、健康管理に努めていく必要があります。

（２）介護予防・日常生活支援総合事業の充実

【取組状況】

●総合事業は地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。本村では、介護予防給付であった訪問介護・通所介護を本サービスに移行し、緩和したサービス事業実施については、生活支援体制整備事業や、地域ケア会議等を活用し、地域のニーズにあったサービスが提供できるよう事業所等と協議を重ねてきましたが、採算性、人員の確保の問題もあり実施には至っていません。

【今後の課題】

●今後は、移行前の訪問・通所介護に相当するサービスを引き続き行うほか、村民の方が多様なサービスを選択できるよう、訪問（通所）型サービスＡの実施を目指していき、他のＢ（住民主体による支援）、Ｃ（短期集中予防サービス）、Ｄ（移動支援）のサービスについても、生活支援体制整備事業や地域ケア会議等を活用して地域の実情を把握しながら必要性を検討していきます。

（３）生きがいづくりの支援

【取組状況】

●すべての高齢者が、地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるよう、自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を支援し、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動の促進を図ってきました。

●前期計画期間中では、生涯学習推進の一環として、趣味の講座及び特別講座で教養を身につけ、健康増進を図るための高齢者学級である「人生楽園クラブ」及び「きらり学び講座」を開催しました。

●スポーツ・レクリエーション活動として、自主運営で行われている健康パドル体操と健康麻雀は、新型コロナウイルスによる活動制限期間中は感染症対策のため、活動を自粛していましたが、活動制限が緩和されてきたことに伴い、活動を再開しました。

●老人クラブ活動は、高齢者の健康づくりや生きがい活動の継続のため、新型コロナウイルスによる活動制限がある中でも小規模で開催するなどして、高齢者の社会参加、生きがい活動、介護予防、閉じこもり防止に努めました。

●ボランティア活動として、地域づくり勉強会を開催しており、シルバー人材センターでは、就労等によって高齢者の社会参加に繋げています。

【今後の課題】

●ボランティア活動では、「地域の見守り体制」・「地域の通いの場づくり」・「村内の地域資源の情報発信」等が地域の課題として挙げられました。

●シルバー人材センターでは、業務の受託事業件数の増加により、現在の会員数では人員が不足していることと、会員の高齢化が課題となっています。

●どの活動も、新型コロナウイルスによる活動制限期間中は、小規模で活動するなどしていましたが、新型コロナウイルスによる活動制限が緩和されてきたこともあり、現在は活動回数を増やすなど精力的に活動を行っています。しかし、参加人数の減少や高齢化などの課題も多くあることから、新たな参加者、新規会員等を増やすための広報活動などの活動の支援をしていくことが必要です。

２　地域包括ケア体制の充実

（１）地域包括ケアシステムの構築

【取組状況】

●「人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会を作る」という地域共生社会の理念の実現に向けては、地域包括ケアシステムの体制の充実が重要であることから、在宅医療介護の連携について「白河地域在宅医療拠点センター」に委託し、多職種とのネットワークの構築に取り組みました。

●自立支援型地域ケア会議や、圏域別ケア会議を実施し、要介護者が自立して生活するための支援内容や、認知症高齢者の見守り体制の整備について検討しました。

【今後の課題】

●今後は、一層進んでいく高齢者や認知症高齢者の増加に対応できるよう、村民の参画と多職種との連携を進めることが重要です。村全体で地域の高齢者を支えられる地域づくりに向けて、圏域別ケア会議を核として活動方針や協力体制を構築するとともに、会議の活用方法を検討する必要があります。

（２）高齢者を支える地域の体制づくり

【取組状況】

●地域で暮らす高齢者を、見守り支え合う地域づくりのために、本村では、７つの企業と協定を結んでいます。急病や火事に 24 時間体制で対応できるシステム機器を高齢者に貸与する事業や、ひとり暮らしの高齢者への配食サービスを実施しました。

●ごみの搬出が困難な高齢者に対し、継続的に訪問し、ごみを収集するとともに安否確認等を行う「さわやか訪問収集事業」のほか、住民主体のサロンでも見守りや支え合いの体制づくりを図りました。

●家族介護者への支援として、要介護３以上の方を在宅で６か月以上介護している介護者に激励金を支給しました。

【今後の課題】

●高齢者を支える地域の体制づくりの課題として、固定電話を用いる家庭が減少する中での安否確認の方法の検討や、通いの場等への男性の参加割合の低さ、家族介護者への支援金の金額の設定や受給条件の厳しさ等があります。地域全体で高齢者を支え、在宅生活の継続を図っていけるよう対応を検討する必要があります。

（３）地域支援事業の充実

【取組状況】

●高齢者の在宅生活継続のためには、様々な生活支援サービス等を提供し、高齢者の自立した生活を支援することが大切です。本村では、高齢者の総合窓口として地域包括支援センターを設置・運営しており、地域包括支援センターでの総合相談件数は年々増加しています。

●在宅医療・介護連携に関しては、「白河地域在宅医療拠点センター」での相談・支援のほか、村民への啓発のための出前講座を実施しました。さらに、県南４町村（矢吹町・中島村・泉崎村・西郷村）合同で県立ふくしま医療センターこころの杜に「認知症初期集中支援チーム」を設置しました。チームで実施した研修会では、初動までの時間短縮の課題を解決するために、フローチャートや様式の見直しが行われました。

【今後の課題】

●今後も、引き続き地域の関係諸機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために、円滑な連携の支援を行います。その中で、通信機器等を活用しながらの、多職種における顔の見える関係の構築と、村民への普及啓発が課題となっています。

（４）医療・福祉・介護連携体制の整備

【取組状況】

●高齢者の在宅での生活継続のためには、医療・福祉・介護分野の人材を確保・育成し、連携体制を整備することが重要です。介護分野では、西白河郡の５市町村が共同で「しらかわ介護福祉専門学校」を支援し、介護人材の育成に努めています。

●啓発活動として、介護予防と健康をテーマにした講演会や、初級編と上級編に分けての介護予防サポーター養成講座を実施しました。

【今後の課題】

●本村でも、在宅診療患者数が大幅に増え、看取り者数も増加しており、医療・福祉・介護分野の人材確保、育成は大きな課題です。関係機関と連携した勉強会等の開催や、介護職員の処遇改善、人材育成に資する評価制度の活用を推進していく必要があります。

●現在の講演参加者や介護予防サポーターの活用においては、改善の余地があるため、改善方法を検討していく必要があります。

（５）高齢者の住まいの確保

【取組状況】

●現在、村内にはサービス付き高齢者向け住宅が２か所あり、本計画期間中には新たに特別養護老人ホームも開所予定です。

●高齢者の住まいについては、県、住宅担当課、高齢者福祉計画担当課による連携会議を実施し、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の情報について連携を図りました。

【今後の課題】

●高齢者が住み慣れた地域で安全に生活していくためには、住まいの十分な整備が必要不可欠です。依然として高齢者のみ世帯は年々増加しており、持ち家の老朽化や、高齢者が迅速にサービスを受けられない地域など、高齢者の住まいのあり方が課題となっています。各々の身体の状態にあった住まい環境の確保を進める必要があります。

３　高齢者福祉の充実

（１）生活支援サービスの充実

【取組状況】

●高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、様々な生活支援サービス等を提供し、高齢者の自立した生活を支援する必要があります。本村でも、各種生活支援サービスを実施しています。在宅で生活する介護保険対象外の高齢者に対し、西郷村デイサービスセンター「ふれあいの家」「やすらぎの家」にて各種通所サービス（入浴、食事、生活指導、健康チェック等）を行っています。

●デマンド交通は、高齢者の登録者数も増加傾向にあり、土日祝日運行が増便となりました。高齢者福祉トータルサポート事業の訪問調査では、以前よりも使いやすくなったという住民の声も挙がっています。

【今後の課題】

●今後の課題として、住民のニーズに応じたサービスの展開が挙げられます。ニーズ調査の結果からは「はり、きゅう、マッサージ等の施術費用助成事業」は 22.2%の方が、「寝具洗濯乾燥消毒サービス事業」は 13.1%の方が「今後利用したい」と回答しており、高い関心が寄せられています。

●一方で、生活支援サービスを実施していく上では、申請方法や事業内容の適切な周知や、事業内容の見直しといった課題もあります。利用者のニーズや人数に対して適切に対応できる事業者がいないこともあり、高齢者福祉トータルサポート事業等と連携し改善していくことが求められています。

（２）敬老事業

【取組状況】

●多年にわたり地域につくしてこられた高齢者の方の長寿を祝福する敬老事業として、【敬老会の開催】【敬老祝金】【百歳高齢者賀寿】などを実施しています。

【今後の課題】

●敬老事業については、高齢者数の増加に伴い、事業の経費が課題となっています。ニーズ調査では、【敬老祝金】について「今後も継続して支給すべき」が 49.0%と最も高い結果となりましたが、「金額を減らすまたは廃止することで別事業を充実させる」も 12.8%となっており、ニーズ調査の結果をもとに敬老事業検討委員会で敬老事業の今後の在り方を検討する必要があります。

（３）認知症施策の推進

【取組状況】

●認知症サポーター養成講座を、中学生と一般村民それぞれに向けて実施し、認知症関連事業への協力に繋げています。また、村地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、事業の企画調整を行ったほか、「認知症ケアパス」の普及、関係者への研修、認知症カフェの支援等、見守り体制のネットワークづくりを進めています。

●見守り体制の課題を調査するために、民生児童委員と村内居宅住宅介護支援事業所にアンケート調査を実施しました。

●認知症カフェは、新型コロナウイルスによる活動制限期間中は感染対策のため実施を控えていましたが、活動制限が緩和されたことにより、感染症に配慮し、少人数・短時間での内容で開催しました。カフェには相談窓口を設置し、休日に来られた方の介護申請等も行っています。

【今後の課題】

●高齢化の進行に伴い、認知症高齢者も増加することが予想されています。認知症は高齢者に対する虐待につながりやすいことから、早期発見及び早期通報の仕組みを整えるとともに、正しい知識や理解の普及、啓発を進めることで、誰もが尊厳のある暮らしを実現できる地域づくりを進めることが大切です。

●認知症施策の課題は、相談窓口の認知度の低さが挙げられます。世界アルツハイマー月間に広報活動を行い、普及啓発活動で使用している資料にも相談窓口を掲載しているものの、ニーズ調査では依然として 67.5%が相談窓口を知らないという結果になりました。また、認知症サポーターの方の活用も十分ではないため、重点化すべき事業を明確にし、その活用に繋げていきます。

●認知症による徘徊等に特化した見守り事業として、おかえり・見守り事前登録事業を開始しましたが、今後とも必要に応じて関係機関と情報共有・連携を強化していく必要があります。

（４）高齢者の権利擁護の推進

【取組状況】

●高齢者の人権や財産を守る「権利擁護」のため、「成年後見制度の利用促進」「高齢者虐待への対応」「困難事例への対応」等の事業を行い、誰もが尊厳ある暮らしを実現できる地域づくりに向けて取組を進めています。

●高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者の困難事例も増加しており、相談・対応件数も増えています。成年後見制度の利用促進に向けた体制を整備するために、西白河郡の５市町村が共同で、行政、家庭裁判所、専門職、関係機関から構成される「しらかわ地域成年後見推進会議」を設置しました。また、被虐待高齢者保護の観点から、村内の「特別養護老人ホーム福島県やまぶき荘」、「特別養護老人ホーム福島県さつき荘」と保護に関する協定を毎年締結しています。

【今後の課題】

●ニーズ調査では、成年後見制度や地域包括支援センターの認知度の低さが課題として挙げられ、また、村の虐待防止対応マニュアルの内容の精査も課題となっています。地域住民や民生児童委員、ケアマネジャーだけでは対応が難しい事例を、適切なサービスに繋げられるよう、専門的・継続的な視点から支援を行う必要があります。

（５）高齢者にやさしいまちづくりの推進

【取組状況】

●高齢者は災害弱者になりやすく、感染症においても重症化リスクが高いため、高齢者を含むすべての村民が安全で快適な社会生活を送れるよう、高齢者にやさしいまちづくりを推進していくことが大切です。本村では、高齢者が要介護・要支援状態となる転倒等を防止し、自立した在宅生活の継続を促進するために、住宅改修を実施する方へ改修費用の一部を助成しており、広報での周知や高齢者福祉トータルサポート事業の訪問などによって多くの方に認知されてきています。

●災害時に自力で避難することが困難な高齢者等を「避難行動要支援者」として名簿を作成し、災害に備えて地域全体で支援していくために、民生児童委員に情報の共有を図りました。

●新型コロナウイルス感染症に関連した衛生・防護用品の備蓄の推奨と体制整備の方法について介護保険事業所と情報を共有し、緊急時の備蓄の確保に努めています。

【今後の課題】

●災害時等の対応の課題として、避難行動要支援者名簿を作成し共有を図っているものの、転入者等の最新の情報が得にくい状況があります。国の方針では、名簿は年２回の更新が望ましいとされているものの、現況と名簿作成のタイムラグにより把握できていない情報もあります。今後は、介護システムと住民基本台帳が連動した避難行動要支援者システムの導入を検討するとともに、災害時避難行動の個別計画を早急に作成することが必要です。

４　利用者本位の介護保険事業の推進

（１）介護保険サービスの充実

【取組状況】

●認知症グループホーム整備事業者を公募し決定しましたが、物価高騰などの影響で計画を断念し、実現には至りませんでした。一方で、本計画期間内には新たに広域型特別養護老人ホームの開所予定が１施設あり、施設入所待機者の解消が期待されます。

●居宅介護支援事業所では、ケアマネ会議などで勉強会や指導・助言を行いケアマネジャーの資質向上に努めています。加えて、運営指導についても実施しており、業務の運営状況等について書類の点検及びヒアリングを実施することで、事業所の運営状況等に大きな問題が無いことを確認しています。一方、地域密着型サービス事業所では、運営指導を通じて問題が確認された事業所があり、指導を通じて運営状況の改善を促しました。

【今後の課題】

●今後一層介護サービスが増大していくことを見据え、既存事業所、施設の有効活用や、本村に隣接する地域の事業所、施設状況を踏まえた必要なサービスの供給のために、介護サービス基盤の整備に取り組むことが大切です。地域密着型サービスを中心とした福祉タウン構想を実現し、サービスを充実させ、地域包括ケアシステムの推進を図る必要があります。

●厚生労働省発行の「運営指導マニュアル」では、適正な事業運営等に関し効果的な取組を行っている施設等については、積極的に評価し、他の介護保険施設等へ紹介する等して介護サービスの質の向上に向けた指導を行うこととされていますので、情報発信の方法等についても検討し、西郷村全体の介護保険サービスの充実に繋げる必要があります。

（２）介護保険事業の適正・円滑な運営

【取組状況】

●介護給付適正化事業のため、主要３事業（ケアプランの点検、認定調査状況の確認、医療情報との突合）を実施しています。毎年１事業所を対象に 10 件のケアプラン点検を実施し、介護給付を必要とする受給者に対し、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図っています。

【今後の課題】

●今後も、運営指導による点検や事業の周知を行い、サービスの適切な提供に向けて取り組む必要があります。

第４章　計画の理念

１　基本理念

前期の「西郷村第９次高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画」では、「共生社会の構築」を目標とした基本理念を掲げ、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできました。

本計画では、総合振興計画の保健・医療・福祉分野の基本目標を踏まえつつ、引き続き「共生社会」の構築等に取り組んでいくことが重要であると考え、本計画の基本理念として、以下を継続します。

※地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で介護になっても自分らしい暮らしを続けていくことができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に支援するシステム

基本理念

高齢期における自立した生活の維持

～みんなで支え合うバランスのとれた共生社会の構築～

２　計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、以下の４つの基本目標を定め、令和 22 年（2040 年）を含めた中長期的な目標を見据えた様々な施策を展開していきます。

基本目標Ⅰ	高齢者の健康づくりの推進
基本目標Ⅱ	地域包括ケア体制の深化・推進
基本目標Ⅲ	高齢者福祉の充実
基本目標Ⅳ	利用者本位の介護保険事業の推進

【地域包括ケアシステムのイメージ】

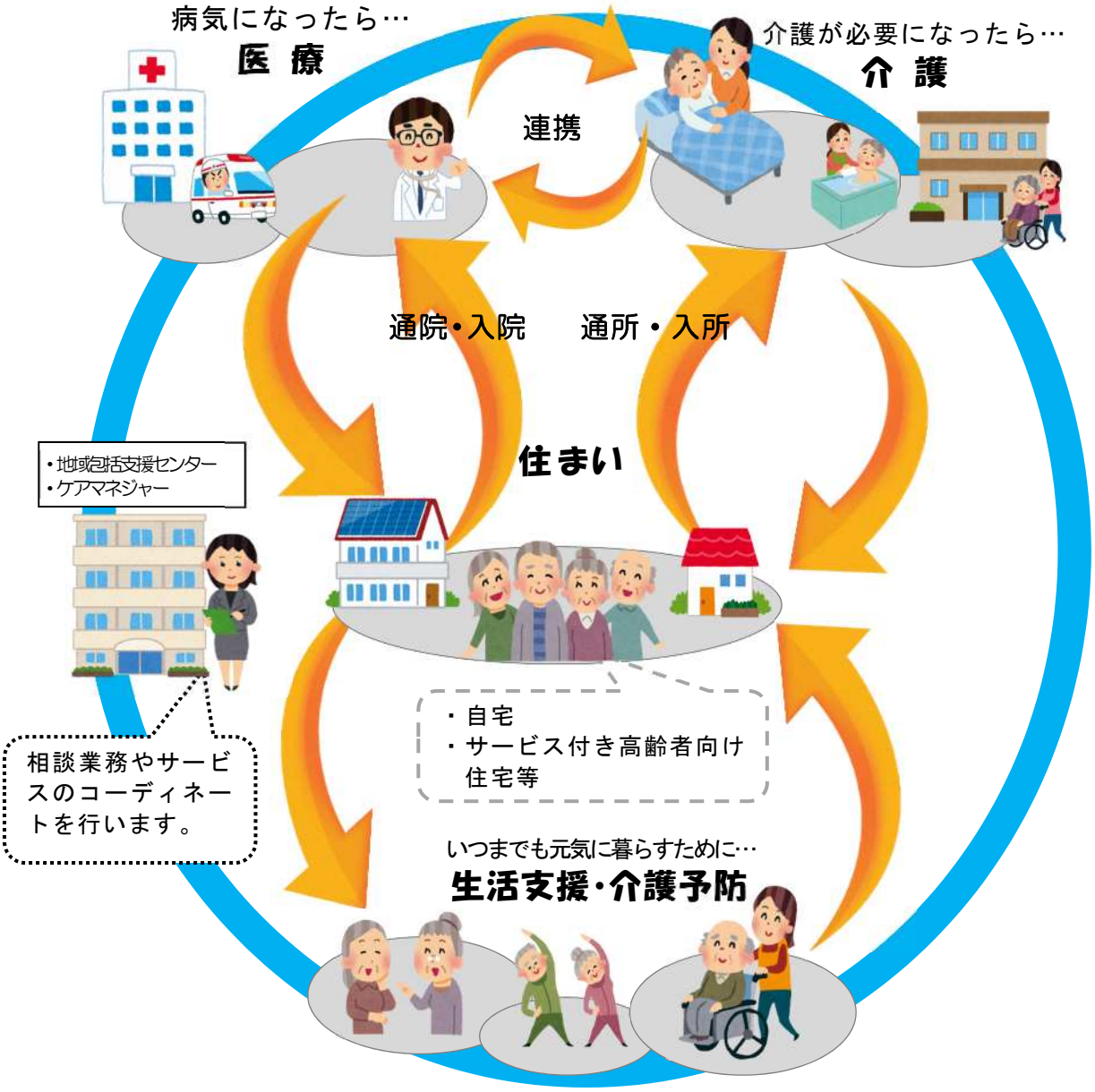

老人クラブ・行政区・ボランティア・NPO
・介護予防教室・通いの場　等

3　施策の体系

基本目標	施策の展開
基本目標Ⅰ 高齢者の 健康づくりの推進	1 高齢者自身の主体的な健康づくりの推進 ①保健計画と連携した健康づくりの推進 ②健康診査の推進 ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
	2 高齢者活動団体の交流や社会参加への支援 ①老人クラブ活動への支援 ②シルバー人材センターの活動支援 ③敬老事業 ④ボランティア活動
	3 生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進 ①生涯学習活動の推進 ②スポーツ・レクリエーション
基本目標Ⅱ 地域包括ケア 体制の深化・推進	1 地域包括ケア体制の推進 ①地域ケア会議の推進 ②地域包括支援センターの機能強化 ③生活支援体制の整備推進 ④在宅医療・介護連携の推進 ⑤高齢者のより良い住環境づくりの推進
	2 介護予防・日常生活支援の充実 ①介護予防把握事業（西郷村高齢者福祉トータルサポート事業） ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④介護予防・生活支援サービス事業 ⑤住民主体の通いの場の普及・啓発 ⑥高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進（再掲）
	3 認知症施策の総合的な推進 ①認知症に対する正しい知識の理解促進 ②認知症の予防及び早期発見・早期対応の推進 ③認知症高齢者等の支援の推進
	4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進 ①地域包括支援と多様な参加・共同の推進 ②共生型サービスの推進

基本目標	施策の展開
基本目標Ⅲ 高齢者福祉の充実	**1　高齢者の在宅生活を支える事業** ①高齢者生きがい活動支援通所事業 ②訪問理美容サービス事業 ③デマンド交通 ④はり、きゅう、マッサージ等の施術費用助成事業 ⑤軽度生活援助事業 ⑥寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 ⑦高齢者にやさしい住まいづくり助成事業 ⑧冷房器具購入費助成事業 **2　高齢者虐待等防止と権利擁護** ①虐待防止への取組の推進 ②高齢者への虐待対応体制の強化 ③権利擁護事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤老人保護措置事業 **3　高齢者の孤立防止と見守り体制の強化** ①地域見守り体制ネットワーク事業 ②見守り安心ネットワーク事業 ③さわやか訪問収集事業 ④介護予防把握事業（再掲） ⑤住民主体の通いの場の普及・啓発（再掲） ⑥災害時における体制整備
基本目標Ⅳ 利用者本位の 介護保険事業 の推進	**1　介護保険サービスの充実** ①介護保険サービス基盤整備 ②介護保険サービス事業者への支援及び指導・助言 ③介護給付適正化 ④介護人材の確保・育成 ⑤ケアマネジメントの質の向上 **2　介護者への支援** ①寝たきり等高齢者紙おむつ支給事業 ②要介護等高齢者介護者激励金 ③家族介護慰労金 ④ヤングケアラー、ビジネスケアラーへの支援 **3　非常時における介護事業所等の業務継続への支援** ①自然災害への対策支援 ②感染症への対策支援

第５章　施策の展開

基本目標Ⅰ　高齢者の健康づくりの推進

（１）高齢者自身の主体的な健康づくりの推進

①保健計画と連携した健康づくりの推進

高齢期の健康づくりを推進するため、第３次西郷村健康増進計画と連携した健康づくり事業を実施します。主な取り組み内容として、ロコモティブシンドローム及びフレイル予防を目的とした運動機能、口腔機能、低栄養予防に関する健康教育や、生活習慣病予防を目的とした食習慣や減塩に関する知識の普及啓発を行います。また、認知症予防に関する講座・教室を開催し、高齢者の介護予防を支援するとともに、高齢者一人ひとりが健康で、いきいきとした生活が送れるよう、「にしＧＯココカラ元気プロジェクト」を推進し、健康行動の習得と健やかな生活習慣の形成につなげ、運動・休養・栄養等健康に関する総合的な取り組みを図っていきます。

■ 保健計画と連携した健康づくりの推進

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
「にしＧＯココカラ元気プロジェクト」参加者数	146人	165人	150人	250人	300人	350人
１日30分以上の軽く汗をかく運動を週２回以上、１年以上続けている者の割合　※	41.1%	29.2%	35.0%	36.0%	37.0%	38.0%

※KDBシステムより

②健康診査の推進

疾病の早期発見・早期治療のため、特定健康診査及び後期高齢者健康診査、がん検診の受診勧奨を行います。また、受診後の精密検査該当者へ受診勧奨を行い、生活習慣病予防・重症化予防に努めます。

また、本村の主要死因は、がん、心疾患、脳血管疾患となっており、特に脳血管疾患の標準化死亡比が男女とも高いことから、リスク要因となる高血圧や脂質異常症等有所見者に対して保健指導を行うとともに、病院への受診勧奨を行い、有所見者の減少を図ります。

■ 健康診査の推進

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
特定健診受診率	47.1%	45.7%	47.8%	48.0%	49.0%	50.0%
高血圧有所見者（収縮期血圧/拡張期血圧）※	49.2%/17.3%	47.6%/15.3%	47.0%/15.0%	46.0%/14.5%	45.5%/14.0%	45.0%/13.5%

※KDBシステムより

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて、健康寿命の延伸と、ロコモティブシンドロームやフレイル予防等を踏まえて、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな教育を行うことが大切です。高齢者の体操教室・サロン等において専門職を派遣し、運動・栄養・口腔機能について健康教育を実施します。また、生活習慣病等のリスクを抱える高齢者に対しては、一人ひとりの状況に応じた個別支援を行います。

■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
健康教室（栄養・口腔・運動）の実施地区数	8地区	13地区	15地区	16地区	18地区	20地区
フレイル予防教室参加者数	104人	145人	188人	200人	220人	230人

【フレイル予防と健康長寿３つの柱】

介護が必要になる前段階の状態として、「フレイル（虚弱）」が注目されています。フレイルとは、加齢による虚弱状態のことで、高齢者は、動かないこと＝「生活不活発」により、身体や脳の動きが低下しがちです。フレイルは、早期に対策に取り組むことで改善が見込まれるとともに、日々の生活習慣で予防ができます。

また、健康長寿のための３つの柱として、「身体活動」「栄養」「社会参加」の３つの要素をバランスよく取り入れた生活が大事であると言われています。

（２）高齢者活動団体の交流や社会参加への支援

①老人クラブ活動への支援

高齢者の社会活動への参加を促進するため、西郷村老人クラブ連合会及び老人クラブ単会への助成を通して仲間づくりや健康づくり、社会奉仕やその他の地域活動など、自らの生きがいを高める様々な活動を支援します。

■ 老人クラブ活動への支援

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
会員数	212人	166人	172人	180人	185人	190人
年間活動回数	62回	117回	100回	100回	105回	110回

②シルバー人材センターの活動支援

高齢者がこれまで培った経験、知識、技能などその能力を活かして就労することは、収入確保という側面だけではなく、地域社会への技能等の伝承・還元や、高齢者自身の介護予防や生きがいづくりに大きく寄与します。

シルバー人材センターへの支援を通して、臨時的かつ短期的または軽易な就労などによる高齢者の社会参加を支援します。

■ シルバー人材センターの活動支援

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
会員数	152人	157人	166人	170人	175人	180人

③敬老事業

ア　敬老会

多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、高齢者の福祉についての関心と理解を深める「敬老会」を開催しています。

今後も長寿と長年の功績を祝うため、内容を検討し実施していきます。

■ 敬老会

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
出席者数	20人	37人	50人	55人	60人	65人
出席率	19.80%	14.57%	19.53%	20.0%	21.0%	22.0%

イ　敬老祝金

高齢者に対し、その長寿を祝福するとともに村民の敬老意識の高揚を図るため敬老祝金を支給し、高齢者福祉の増進に寄与することを目的としています。

今後も高齢者に対する敬意を払い、長年の功績と長寿をお祝いするとともに、高齢者にとっても生きがいの一つとなるよう本事業の継続を検討しながら実施していきます。

■ 敬老祝金

	実績値			見込値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
対象者数	2,161人	2,272人	2,367人	2,450人	2,500人	2,560人

ウ　百歳高齢者賀寿

百歳を迎える高齢者の長寿を祝い、多年にわたり社会の発展に寄与してきたことに感謝するとともに、村民が高齢者福祉についての関心と理解を深め、健康の増進に努める意欲を高めることを目的とし、祝状・祝金を贈呈しています。

■ 百歳高齢者賀寿

	実績値			見込値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
対象者数	5人	5人	1人	10人	7人	7人

④ボランティア活動

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が年々増加する中、介護の必要がなくても、日常生活のちょっとした場面や突発的な出来事に対して支援を必要とする場合があります。

これらへの対応は公的なサービスだけでは限界があることから、高齢者を地域で支えるボランティアの重要性がさらに高まっています。

高齢者一人ひとりにきめ細やかな支援を行っていくため、引き続き社会福祉協議会等と連携しながら、既存のボランティア活動を一層支援していくとともに、新たな分野・人材の発掘・育成を図り、活動の場と機会の拡充を支援します。

（３）生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進

①生涯学習活動の推進

生涯学習の推進の一環として、特別講座や趣味の講座で教養を身につけ、健康増進を図るため、「人生楽園クラブ」を開催しています。

高齢者にとって生きがいを見いだすような講座となるよう、活動内容の拡充とともに、講座の種類や講座の回数の増加に努めていきます。

■ 生涯学習活動の推進

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
人生楽園クラブ延べ参加人数	208人	391人	645人	680人	710人	740人
人生楽園クラブ参加実人数	79人	73人	96人	105人	110人	115人
きらり学び講座延べ参加人数	250人	337人	263人	290人	310人	330人
きらり学び講座参加実人数	53人	62人	65人	70人	75人	80人

②スポーツ・レクリエーション

スポーツ・レクリエーション活動の一環として、本村では平成 29 年度より、公民館講座として健康パドル体操及び健康麻雀教室を開催しました。現在の健康パドル体操及び健康麻雀は、過去に講座へ参加した方々がサークルを組織し、自主運営で活動を行っています。全戸配布のチラシや掲示板で広報を行い、高齢者の生きがいや健康づくりに努めるとともに、各種団体の活動が円滑に進み、活性化できるよう、幅広い支援を継続していきます。

■ スポーツ・レクリエーション

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
健康パドル体操参加延べ人数	267人	405人	228人	350人	400人	450人
健康麻雀延べ参加人数	0人	2,008人	2,093人	2,700人	2,800人	2,900人

基本目標Ⅱ　地域包括ケア体制の深化・推進

（１）地域包括ケア体制の推進

①地域ケア会議の推進

地域課題の共有と解決を図るための「地域ケア会議」では、地域包括支援センターによる個別地域ケア会議、自立支援型地域ケア会議を開催しています。

個別地域ケア会議については、村民が抱える個別ケースの問題解決に努め、実施に当たっては地域住民の相談等からの問題把握も行い、さらなる活用を推進します。

自立支援型地域ケア会議については、多職種間の専門的な視点に基づく助言を通じて自立に資するケアマネジメント作成を推進することにより、ケアマネジメントの質の向上をはじめ、高齢者のＱＯＬ（クオリティオブライフ：生活の質）向上や認定率低下につなげられるよう取り組みます。また、要介護者のさらなる自立支援につなげるため、主介護者を含む家族の方に会議の趣旨を理解していただき、積極的に参加していただけるよう促していきます。

村社会福祉協議会へ委託している高齢者福祉トータルサポート事業の調整会議で出された地域課題等については、村管理職会議で庁内へ情報共有するとともに課題解決に向けて対応を進めていきます。

さらに、地域ケア会議（圏域別）については、地域の課題を抽出するために民生児童委員と村関係機関が情報交換等を図り、新たな施策への展開を目指します。

■ 地域ケア会議の推進

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
地域ケア会議 （個別地域ケア会議含む）の開催	13回	14回	40回	15回	15回	15回
自立支援型地域ケア会議の開催	5回	5回	4回	4回	4回	4回
地域ケア会議（圏域別）	2回	2回	1回	2回	2回	2回

②地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進行、それに伴う相談件数の増加や困難事例に対応できるよう、専門職の配置等人員体制を確保するよう努めるとともに、ネットワークを活用して地域の高齢者の情報を集約し、必要な方には継続的に訪問できるよう支援の充実を図ります。

また、介護に取り組む家族を支援するため、相談支援の強化を図るとともに、相談支援を地域包括支援センターで実施していることを周知し、家族介護のニーズの把握及び支援に努めます。

■ 地域包括支援センターの機能強化

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
ケアマネ会議の開催	2回	2回	3回	4回	4回	4回
研修会への参加	50回	77回	80回	85回	90回	95回

【地域包括支援センターの機能強化】

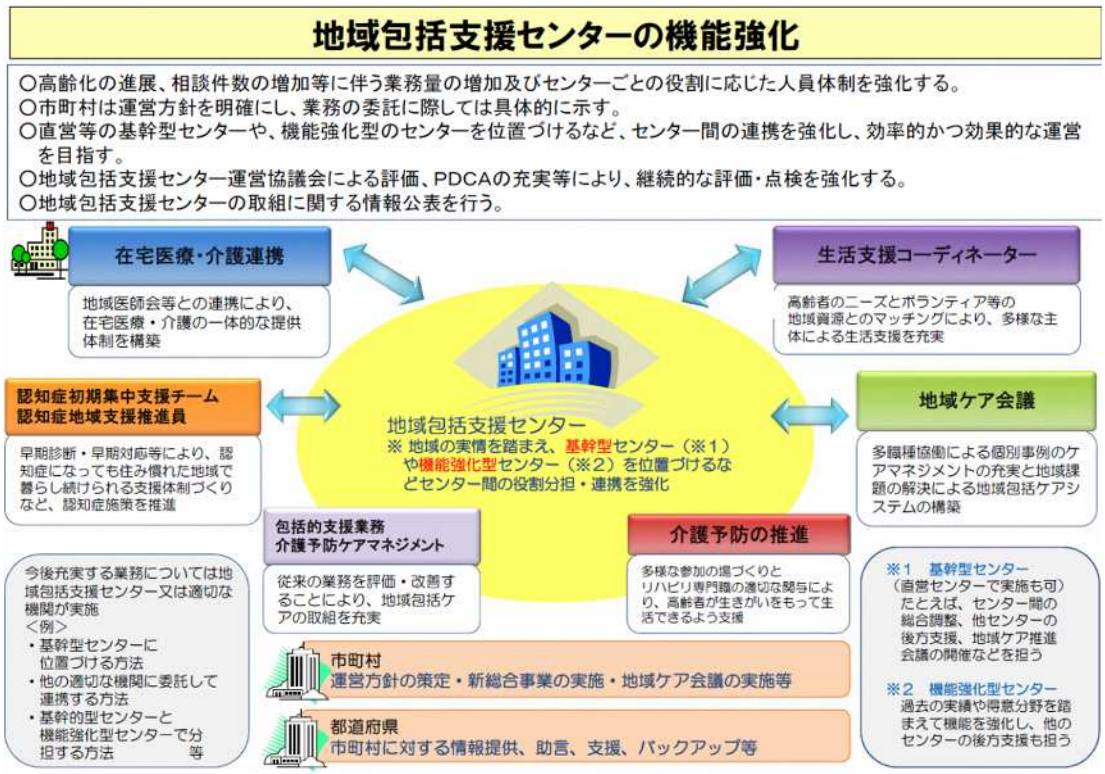

（引用：厚生労働省ホームページより）

③生活支援体制の整備推進

介護保険制度では提供できない生活支援サービスや介護認定を受ける前の段階の高齢者の方に対する生活支援の充実を図り、地域で支え合う体制づくりを推進することを目的とし、社会資源を活用した生活支援体制の整備推進を進めていきます。

生活支援体制の整備に当たっては、村全体を担当する第１層協議体と、北部・中部・南部の各圏域で住民が主体となって、多様な人たちと協力しながら、自分たちにできることを話し合う「場」としての第２層協議体を設置しており、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心とした多様な関係者によって、地域全体で生活支援体制の整備推進に取り組みます。

■ 生活支援体制の整備推進

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
生活支援コーディネーターの活動の場　訪問回数	25回	28回	28回	30回	32回	34回

【生活支援コーディネーターの役割】

生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防の提供体制づくりに向けたコーディネート機能を持ちます。

【役割】
- ●社会資源の把握
- ●地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発
- ●関係者間の情報共有等、連携のためのネットワーク構築
- ●地域の支援ニーズと取り組みのマッチング

【重層的な配置】
- 第１層コーディネーター　・・・村全域を担当
- 第２層コーディネーター　・・・各圏域を担当

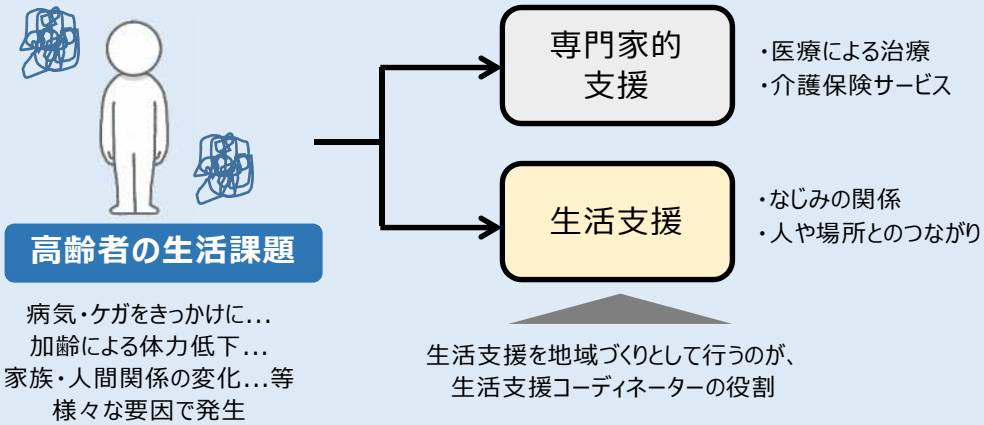

④在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、必要な支援を行っていきます。

在宅医療と介護の連携を積極的に推進するために多職種において顔の見える関係を構築し、通信機器などを活用した、迅速かつ円滑に連携ができる体制を整えるとともに、村民への講演会・講座などにより普及啓発に取り組みます。

また、医療と介護の連携した対応が求められる４つの場面ごとの目指すべき姿を以下のとおり設定し取り組みます。

ア　日常の療養支援の場面

高齢者が住み慣れた場所で生活ができるよう、医療・介護関係者の連携を推進し、高齢者や家族の日常の療養生活を支援します。

イ　入退院支援の場面

高齢者が希望する場所で望む日常生活が過ごせるよう、入退院の際に、医療機関や介護事業所等の情報共有等を行うことで、一体的でスムーズな医療・介護サービスを提供します。

ウ　急変時の対応の場面

在宅で療養生活を送る高齢者の急変時にも、本人の意思も尊重された対応が行われるよう、適切な対応を行います。

エ　看取りの場面

高齢者の希望する場所での看取りを行えるよう、医療・看護関係者が、対象者本人または家族と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように支援します。

■ 在宅医療・介護連携の推進

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
多職種連携会議の実施回数	1回	2回	2回	1回	1回	1回
村民への講演会・講座 実施回数	1回	8回	21回	5回	5回	5回
医療・介護従事者の 多職種連携会議	1回	1回	1回	1回	1回	1回

【在宅医療・介護連携推進事業のイメージ】

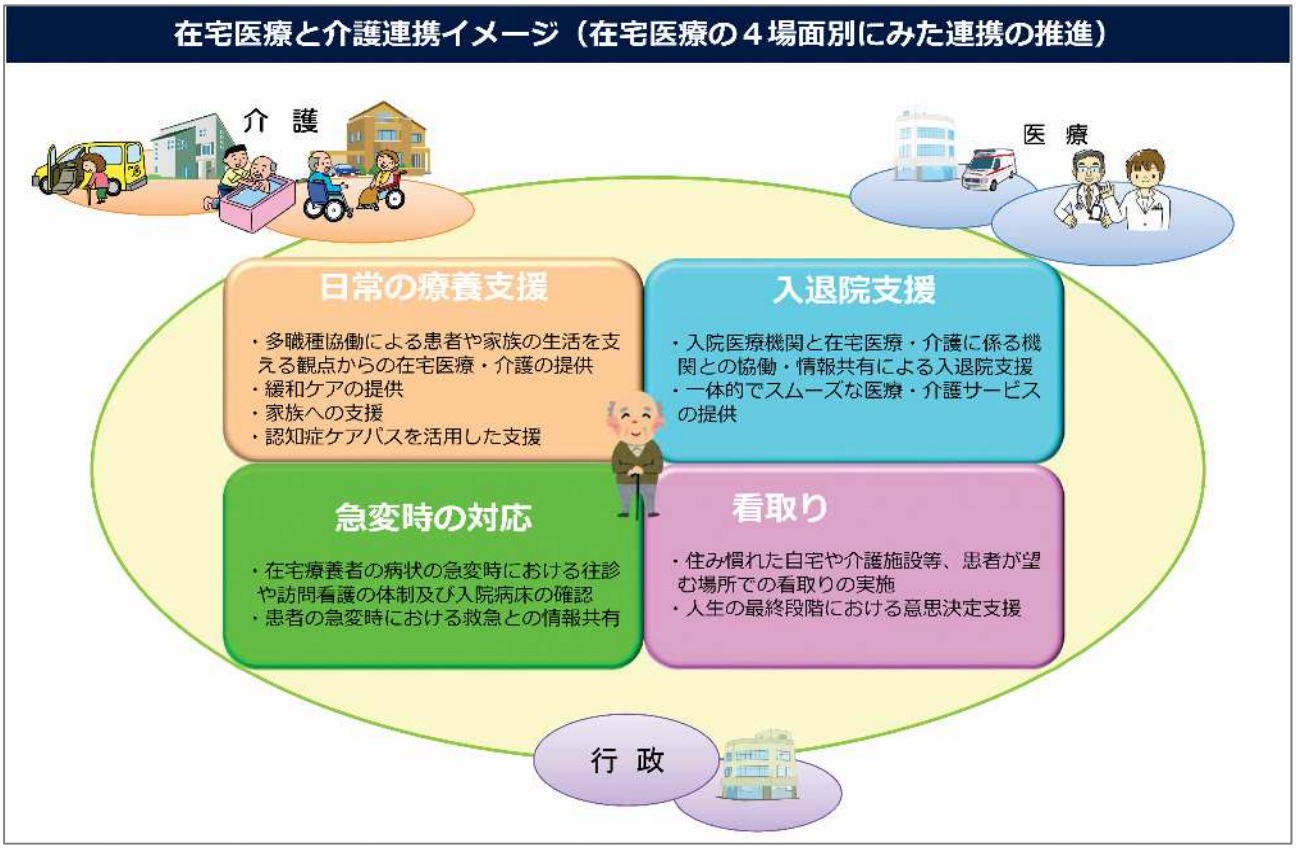

（引用：厚生労働省資料より）

⑤高齢者のより良い住環境づくりの推進

高齢者のみ世帯が増加していることに加えて、持ち家の老朽化や迅速にサービスを受けられない地域に住んでいる等、高齢者の住まいのあり方が課題になっています。

村内には、サービス付き高齢者向け住宅が２か所ありますが、介護度が重くここでの生活が難しくなってきている方も多数入居しています。現在、村内に特別養護老人ホームを建設中であり、完成後には介護度が重度な方は特養施設に入居しやすくなることが予想されます。引き続き、各々の身体の状態にあった住まい環境を確保していきます。

また、高齢者の住まいについて、県、住宅担当課、高齢者担当課による連携会議を実施し、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の情報について連携を図っていきます。

■ 高齢者のより良い住環境づくりの推進

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
高齢者向け住宅の連携会議	1回	1回	1回	1回	1回	1回

（２）介護予防・日常生活支援の充実

①介護予防把握事業（西郷村高齢者福祉トータルサポート事業）

村では、西郷村高齢者福祉トータルサポートセンターを設置し、地域住民の在宅介護等に関する相談に総合的に応じ、次の総合支援を行っています。

ⅰ　高齢者の在宅介護等に関連した各種の相談に対する電話、面接及び訪問等による総合的な対応
ⅱ　高齢者の実態把握、介護予防の基本チェックリストの作成、ニーズ調査
ⅲ　各種保健福祉サービスの広報・啓発及び利用申請手続き
ⅳ　生活支援体制整備事業における、多様な関係主体の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する協議体への参加
ⅴ　サービス調整会議及び地域ケア会議の定期的な開催
ⅵ　その他地域における在宅介護等の支援に関する事業全般

今後も、村内を北部・中部・南部の３つの地区に区分し、高齢者の実態把握に努めるとともに、高齢者の日常生活の動作や運動器の機能、栄養状態などの聞き取り調査「介護予防の基本チェックリスト」を行い、これらの情報をもとに介護予防教室などの様々な支援に繋げていきます。

■ 介護予防把握事業

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
訪問件数	4,881件	5,322件	5,000件	5,100件	5,200件	5,300件
調査件数	3,188件	3,502件	3,200件	3,300件	3,400件	3,500件
介護予防基本チェックリスト作成件数	2,505件	3,076件	3,000件	3,100件	3,200件	3,300件

②介護予防普及啓発事業

ア　お元気運動教室

高齢者が正しい運動や体操などの方法を取得することにより、介護予防について正しく理解し、運動機能の低下防止、生活機能の維持向上につなげ、自主的に運動を始めるきっかけとなるような取組を行います。

■ お元気運動教室　※年間実施計画により参加者数や利用回数に変動有り

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
参加者数	92人	62人	58人	36人	36人	36人
参加者延べ利用回数	643回	663回	610回	360回	360回	360回

イ　いきいき教室

「介護予防の基本チェックリスト」から、今後ＡＤＬが低下すると思われる方に対して、教室への参加を促進し、専門職の指導により維持向上を図っていきます。

※ＡＤＬとは日常生活を送るために最低限必要な日常的動作で「起居動作・移乗・移動・食事・更衣・排泄・入浴・整容」動作のこと

■ いきいき教室　※年間実施計画により参加者数や利用回数に変動有り

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
参加者数	131人	70人	69人	70人	70人	70人
参加者延べ利用回数	801回	739回	700回	780回	780回	780回

ウ　介護予防体力測定会

体力測定を通じて自身の身体状況を客観的に把握し、専門職による個別指導を実施し、介護予防・健康寿命の延伸を図ります。

■ シニア体力測定会

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
参加者数				80人	90人	100人

エ　元気からだ塾

活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能全般を維持・向上させるための知識の普及啓発を行い、住民が主体的に健康に取り組むことができることを目的とした各種専門職による講習会を実施します。

■ 講演会・講習会

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施回数				5回	5回	5回

③地域介護予防活動支援事業

シニア活動支援事業は住民主体で介護予防活動や健康教室を行っている団体に、健康運動指導士や保健師等の専門職を派遣し、参加者の健康・介護予防に対する意識向上を図ります。

また、各地域で自主活動が行えるよう介護予防サポーター養成講座を開催し、人材育成に努めます。

■ 地域介護予防活動支援事業

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
シニア活動支援事業派遣箇所	10地区	14地区	15地区	16地区	17地区	18地区
介護予防サポーター人数	31人	41人	52人	60人	70人	80人

④介護予防・生活支援サービス事業

要支援１・２の認定を受けた方もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された 65 歳以上の方（事業対象者）を対象としてサービスを提供します。

平成 29 年（2017 年）４月に、介護予防給付であった訪問介護・通所介護を総合事業として、本サービスに移行しました。緩和したサービス事業実施につきましては、生活支援体制整備事業や、地域ケア会議等を活用し、地域のニーズにあったサービスが提供できるよう事業所等と協議を重ねていますが、採算性、人員の確保の問題もあり実施には至っていません。

移行前の訪問・通所介護に相当するサービスを引き続き行うほか、村民の方が多様なサービスを選択できるよう、訪問（通所）型サービスＡ（緩和した基準によるサービス）の実施を目指していきます。他のＢ（住民主体による支援）、Ｃ（短期集中予防サービス）、Ｄ（移動支援）につきましては、生活支援体制整備事業や地域ケア会議等を活用しながら、地域の実情を把握し、検討していきます。

⑤住民主体の通いの場の普及・啓発

通いの場とは、地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所です。地域の介護予防の拠点となる場所でもあります。介護予防だけでなく、地域でのつながりを深め、互いに支え合う関係づくりにつながる通いの場の拡充を目指し、普及・啓発活動を進めていきます。

■ 住民主体の通いの場の普及・啓発

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
通いの場の実施数 （いきいきサロン）	10か所	10か所	11か所	12か所	13か所	14か所

⑥高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進（再掲）

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて、健康寿命の延伸と、ロコモティブシンドロームやフレイル予防等を踏まえて、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな教育を行うことが大切です。高齢者の体操教室・サロン等において専門職を派遣し、運動・栄養・口腔機能について健康教育を実施します。また生活習慣病等のリスクを抱える高齢者に対しては、一人ひとりの状況に応じた個別支援を行います。

【いきいきサロン】

いきいきサロンは地域を拠点に、その地域の高齢者と地域住民（世話人さん＝ボランティア）が共に暮らす者として繋がりを持ち、生きがいや仲間作りの場として開催されます。現在、村内で開催されているサロンでは、世話人さんと参加者が協力して、お話会やお食事会、健康体操や制作などのレクリエーションを実施しています。

（３）認知症施策の総合的な推進

①認知症に対する正しい知識の理解促進

ア　認知症サポーターの養成

認知症になっても安心して生活を送るためには、地域の方々の理解と協力が必要です。また、日常生活に関わる方の理解と協力は、認知症の方やその家族の大きな支えとなります。

本村には認知症サポーター（認知症サポーター養成講座受講者）が 1,596 人（令和５年 12 月末時点）おり、認知症の方や家族を温かく見守っています。今後も認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を開催し、認知症の方や介護する家族の支援者の養成に努めます。

■ 認知症サポーターの養成

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
認知症サポーター数 ※認知症サポーター養成講座受講者数（延べ人数）	1,167人	1,380人	1,596人	1,800人	2,000人	2,200人
認知症サポーターステップアップ講座の開催	0回	0回	1回	2回	2回	2回

イ　認知症カフェの普及

認知症カフェ『さわやか高原森のカフェ』は、医療職や介護職等が参加していることから、認知症の方の重症化の早期発見や、介護している家族の相談の場としても活用されるよう運営しています。

認知症を理解し、認知症の方と交流する場として活用するとともに、認知症の方とその家族を地域で見守る体制づくりを推進していきます。

■ 認知症カフェの実施

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
認知症カフェ（設置数）	1か所	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所
認知症カフェ（開催回数）	0回	3回	5回	5回	6回	7回

ウ　認知症に関する普及・啓発活動

世界アルツハイマー月間等を通して認知症に関する広報活動を行っています。

今後も、認知症に関する基礎的な情報や、相談窓口・医療機関が明確に記されている認知症ケアパスを活用し積極的に啓発します。

また、村広報誌やホームページ等を活用し、認知症に関する相談窓口の普及・啓発に努め、早期に相談につながるよう支援を行います。

なお、認知症施策の推進に当たっては、令和４年に中間評価が行われた認知症施策推進大綱の考え方を踏まえるとともに、認知症基本法の施行に向けて、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を進めていきます。

■ 認知症啓発活動

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
各種イベントにおける啓発活動	1回	6回	7回	10回	10回	10回
認知症相談窓口普及啓発活動	2回	12回	13回	15回	20回	25回

②認知症の予防及び早期発見・早期対応の推進

ア　認知症相談事業

認知症カフェやその他相談先にて認知症に関する高齢者や家族の相談があった際に、認知症初期集中支援チームや認知症ケアパス等を活用しながら関係機関と連携し、適切な支援を行います。

■ 認知症相談事業

	実績値			見込値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
認知症に関する相談件数	109件	116件	100件	110件	120件	130件

イ　高齢者補聴器購入費助成事業

難聴により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、補聴器購入助成事業を令和５年４月から開始しました。補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の閉じこもりを防ぎ、フレイルや認知症予防、健康寿命の延伸を図り、継続的な社会参加を支援します。

■ 高齢者補聴器購入費助成事業

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
助成件数			13件	15件	20件	25件

③認知症高齢者等の支援の推進

ア　認知症初期集中支援事業

認知症の方に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を県南４町村（矢吹町・中島村・泉崎村・西郷村）合同で県立ふくしま医療センターこころの杜に設置しています。

認知症または認知症の疑いのある方または家族に必要な医療や介護の調整をいつでも行えるよう、引き続き認知症地域支援推進員や地域包括支援センターと連携し、早期に認知症初期集中支援チームにつなげる体制を整えていきます。

■ 認知症初期集中支援事業

	実績値					
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
認知症初期集中支援チーム 支援件数	0件	1件	―	―	―	―

イ　認知症地域支援推進員の活動

認知症地域支援推進員は、各市町村が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開しています。推進員は、各市町村が目指す「認知症の本人の姿」・「地域の姿」に近づくことを目標に活動をしています。

推進員の活動は、「医療・介護等の支援ネットワークの構築」、「関係機関と連携した事業の企画・調整」、「支援・支援体制構築」が３本柱であり、具体的な活動は、村と推進員が協働で計画・実施していきます。推進員が活動のさらなる充実を図れるよう、推進員への支援を行っていきます。

■ 認知症地域支援推進員の活動

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
年間活動回数	127件	156件	125件	140件	145件	150件

ウ　チームオレンジの取組の推進

チームオレンジとは認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援を行う取組です。村では、認知症サポーターの方を、村の認知症施策事業で十分な活用に至っていないため、重点化すべき事業を明確にしながら、その活用に繋げていきます。そのために、ステップアップ講座を実施し、チームオレンジの構築を目指していきます。

■ チームオレンジの取組の推進

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
チームオレンジへの取組	0回	0回	2回	3回	4回	5回

エ　おかえり・見守り事前登録事業

認知症などにより、高齢者等が行方不明になった場合に早期発見・保護ができるよう、事前に身体的特徴や写真等を村へ登録していただく制度です。

登録された情報は、警察署や地域包括支援センターと共有し、行方不明発生時に活用します。登録者を警察が保護した際、早期に身元を確認し、いち早くご家族に連絡することができます。

また、行方不明発生時には、村の「防災 info にしごう」で緊急配信し、目撃者の情報提供や捜索の協力を呼びかけ早期発見に努めていきます。

■ おかえり・見守り事前登録事業

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
西郷村高齢者等おかえり・見守り事前登録事業の普及啓発			5回	5回	5回	5回

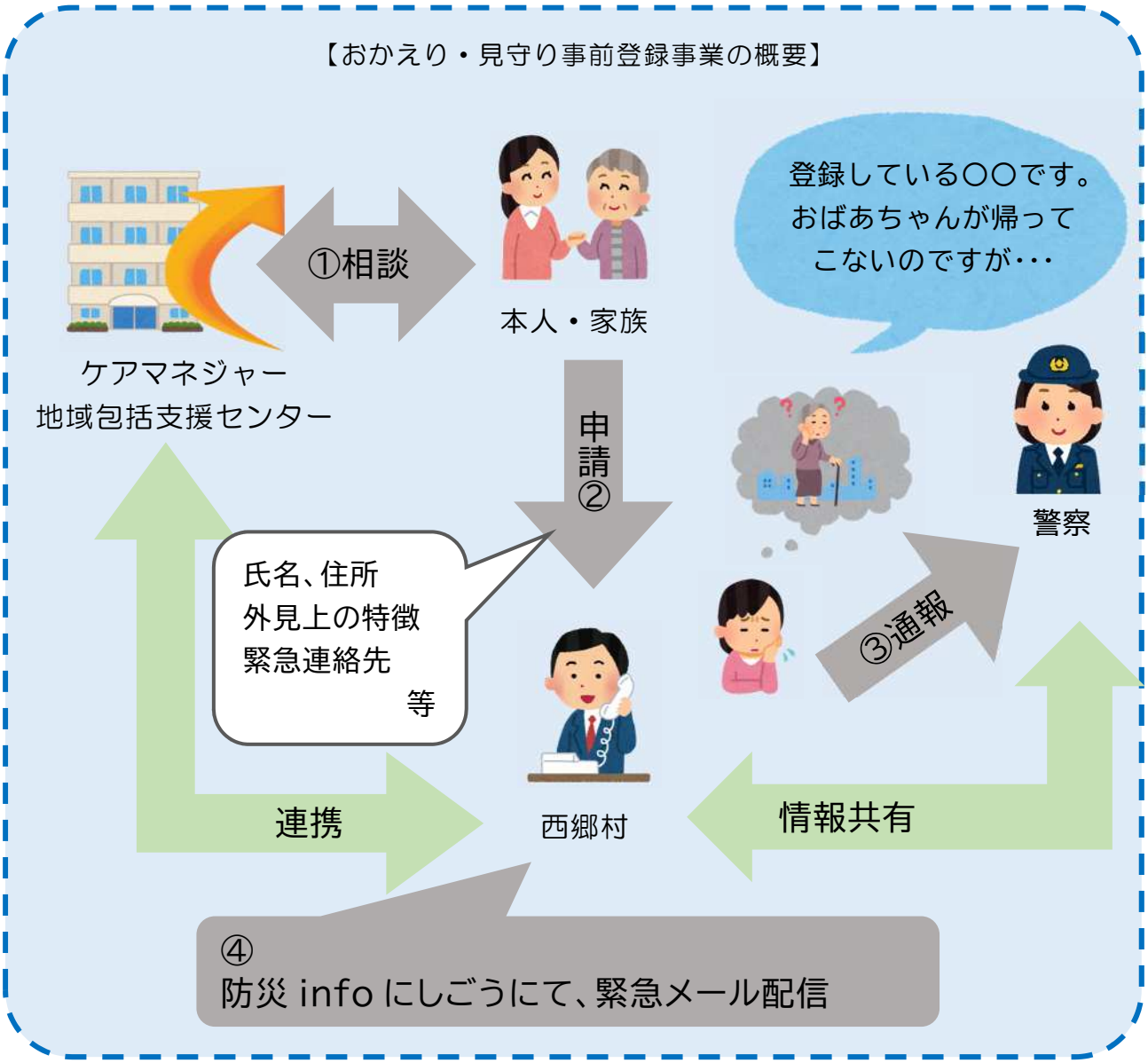

（４）地域共生社会の実現に向けた取組の推進

①地域包括支援と多様な参加・共同の推進

近年の地域社会においては、福祉ニーズが多様化・複雑化する傾向にあり、既存の制度の対象になりにくいケースや、従来の対象者ごとの支援では解決が難しいケースが増えています。

こうした複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、分野や対象を問わない、身近な相談支援を活かしつつ、関係機関が連携して対応する重層的・包括的な支援体制の整備を検討していきます。

【重層的支援体制整備事業のイメージ】

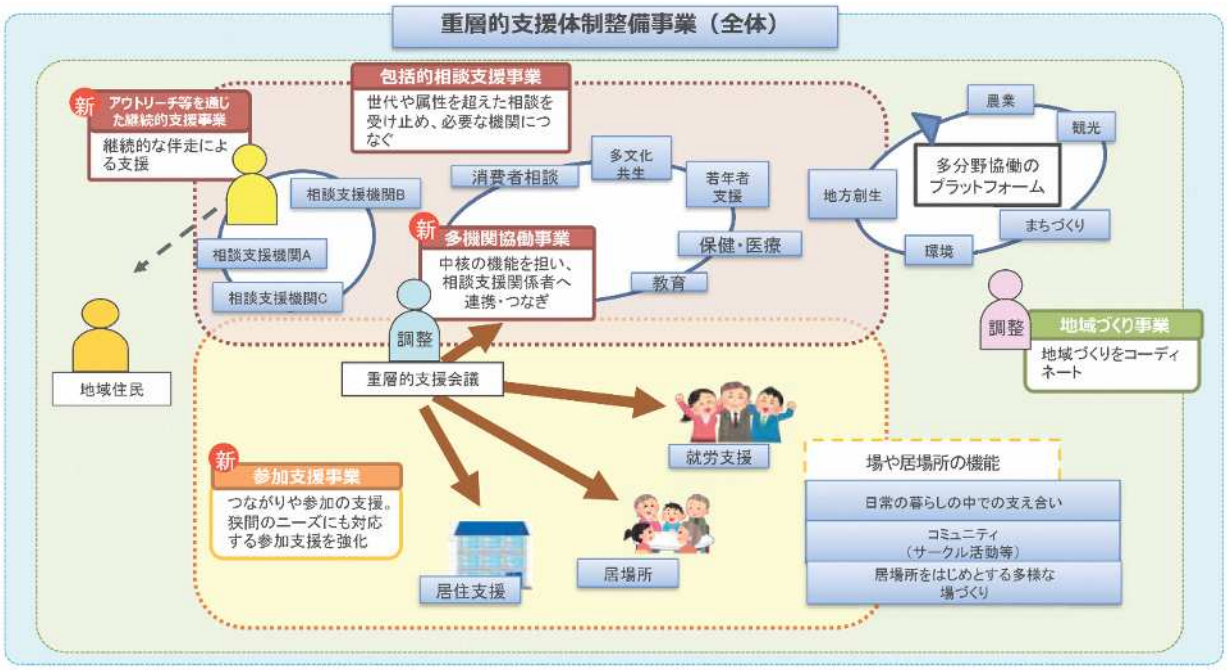

（引用：厚生労働省資料より）

②共生型サービスの推進

共生型サービスは、高齢者と障がい者が同一の事業所の提供サービスを利用することができるサービスです。共生型サービスによって、「介護」や「障がい」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズへの臨機応変な対応や、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保、地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけづくりなどが期待されるため、共生型サービスの推進を図り、地域課題の解決に取り組んでいきます。

基本目標Ⅲ　高齢者福祉の充実

（１）高齢者の在宅生活を支える事業

①高齢者生きがい活動支援通所事業

65 歳以上の介護保険対象外の方で、ひとり暮らしの方、高齢者のみ世帯の方、日中独居になる方に対し、西郷村デイサービスセンター「ふれあいの家」「やすらぎの家」にて通所各種サービス（入浴、食事、生活指導、健康チェック等）の提供を行い、高齢者の交流と仲間づくり、健康づくり、介護予防、閉じこもり解消等の支援につなげます。

■ 高齢者生きがい活動支援通所事業

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
登録者数	3人	0人	1人	2人	3人	4人
利用実績（延べ回数）	39回	0回	5回	10回	15回	20回

②訪問理美容サービス事業

理・美容院に出向くことが困難な 65 歳以上の在宅高齢者や、要介護４以上の認定を受けた方を対象に、訪問による理美容サービスの出張費用を助成し、利用者の衛生向上、経済面での負担軽減を図ります。

■ 訪問理美容サービス事業

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
申請者数	10人	10人	10人	11人	12人	13人
助成券発行枚数	32枚	37枚	38枚	40枚	42枚	44枚
事業利用延べ回数	20回	27回	20回	22回	24回	26回

③デマンド交通

自宅（登録地）からあらかじめ指定された目的地（病院・店舗や公共施設）までをドア・ツー・ドアで送迎するデマンド型乗合タクシーの運行を行い、生活交通路線バス等の利用が困難な方、ほかに移動手段を持たない方（要介護認定者を除く）の日常生活の移動手段を確保し交通弱者の支援を行います。

■ デマンド交通

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
65歳以上事業登録者	433人	546人	600人	650人	700人	750人

④はり、きゅう、マッサージ等の施術費用助成事業

65 歳以上で障がい者手帳１、２級を持っている方、または 70 歳以上の高齢者の方に対し､はり･きゅう･マッサージ等の施術を受ける際(村の指定施術者による)、その費用の一部を助成し高齢者の健康保持及び福祉の向上を図ります。

■ はり、きゅう、マッサージ等の施術費用助成事業

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
申請者数	168人	172人	193人	200人	210人	220人
発行枚数	1,853枚	1,898枚	2,100枚	2,150枚	2,200枚	2,250枚
延べ利用枚数	696枚	754枚	860枚	950枚	1,000枚	1,050枚

⑤軽度生活援助事業

65 歳以上で介護保険対象外の方に、訪問介護員を派遣し家事援助サービス（日常生活を支援するための様々な援助）を提供し高齢者の自立生活を支援します。

■ 軽度生活援助事業

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
利用者数	4人	5人	5人	6人	7人	8人
延べ利用回数	107回	91回	60回	65回	70回	75回

⑥寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

65 歳以上で要介護３以上の方、ひとり暮らしの方または高齢者のみ世帯の方、寝たきり重度身体障がい者の方、ひとり暮らしの重度身体障がい者の方、身体障がい者のみ世帯の重度身体障がい者の方に対して、寝具の洗濯乾燥消毒を行い、（１回３枚まで、年２回実施）高齢者の衛生向上、経済面での負担軽減を図ります。

■ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
事業延べ利用人数	228人	198人	185人	190人	195人	200人
寝具類利用枚数	594枚	511枚	490枚	500枚	510枚	520枚

⑦高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

65 歳以上の高齢者の方または 40 歳以上 65 歳未満で介護認定を受けている方に、手すりの取り付け、段差解消等の住宅改修費を助成し、高齢者の転倒予防、生活の質の向上を図り自立生活の支援をします。

■ 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
住宅改修件数	40件	32件	35件	40件	40件	40件
住宅改修費（千円）	3,973	3,027	3,600	4,000	4,000	4,000

⑧冷房器具購入費助成事業

65 歳以上の高齢者世帯を対象に、購入費用の一部を助成し高齢者の熱中症による事故を未然に防ぎ、生活の質の向上を図ります。（現在お住まいの住宅で冷房器具が未設置の場合）

■ 冷房器具購入費助成事業

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
事業利用者数	8人	5人	5人	6人	7人	8人

（２）高齢者虐待等防止と権利擁護

①虐待防止への取組の推進

高齢者虐待への対応については虐待防止の啓発及び予防を行うとともに、事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき適切な対応に努めていくほか、担当部署と連携を図りながら老人福祉施設への措置入所など的確な支援を行っていきます。

■ 虐待防止への取組の推進

	実績値					
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
高齢者虐待への対応	11件	9件	―	―	―	―

②高齢者への虐待対応体制の強化

高齢者虐待を把握した際には、高齢者虐待対応マニュアルやフローチャートに基づき、迅速かつ適切な対応を行っていきます。また、虐待防止の研修会を通して、施設職員が高齢者の権利擁護を再認識し、不適切なケアへの気付きを促すことで、高齢者虐待防止を図ります。今後は、養護者による虐待防止について住民向けの啓発を行い、意識の向上に努めていきます。

■ 高齢者への虐待対応体制の強化

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
虐待防止の啓発活動	1回	1回	1回	2回	2回	2回

③権利擁護事業

高齢者が地域で安心して生活するために、本人の意思によらない契約や詐欺、高齢者虐待の被害に遭わないような権利擁護や早期発見・早期対応の仕組みづくりに努めます。

■ 権利擁護事業

	実績値					
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
困難事例への対応	38件	23件	25件	―	―	―
その他権利擁護相談件数	16件	7件	10件	―	―	―

④成年後見制度利用支援事業

高齢者の実態把握や総合相談の中で、認知症による判断能力の低下等、特に権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合に、地域において尊厳のある生活を維持していけるよう成年後見制度の利用を図ります。

制度の普及啓発をするとともに、利用が必要な方で申立てが困難な方に対し、村長申立てや後見人等への報酬助成をしていきます。

■ 成年後見制度利用支援事業

	実績値			見込値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
成年後見制度の相談件数	41件	26件	28件	30件	35件	40件
成年後見村長申立ての件数	1	1	－	－	－	－
報酬助成件数	0	0	1	1	1	1

⑤老人保護措置事業

65 歳以上の高齢者で「環境上の理由及び経済的な理由」により在宅での生活が困難な方に対し、必要に応じて養護老人ホーム等へ入所等の措置を行います。

【成年後見制度の概要】

（３）高齢者の孤立防止と見守り体制の強化

①地域見守り体制ネットワーク事業

高齢者、障がい者、子どもなど支援が必要な地域住民を、村、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員や村内の団体・事業者などが協力して、業務や日常生活の中でさりげない見守りをしていただく体制づくりを行っていきます。住民の異変や気がかりなことを察知した際に、速やかに村に連絡いただくことで、早期発見・早期対応につなげます。

また、地域見守り体制ネットワークに協力してくれる団体・事業者の確保に努めます。

■ 地域見守り体制ネットワーク事業

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
地域見守り体制ネットワーク事業協力事業者数	6社	7社	7社	20社	30社	40社

②見守り安心ネットワーク事業

高齢者のみ世帯に対して、緊急通報主装置・ペンダント型送信機・人感センサー・火災報知器等を貸与することにより、24 時間体制で、急病や火災及び事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、高齢者の安否確認や生命を守ります。

■ 見守り安心ネットワーク事業

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
登録世帯数	198世帯	185世帯	174世帯	180世帯	185世帯	190世帯

③さわやか訪問収集事業

65 歳以上のひとり暮らし等で、自力でごみを集積所へ出すことが困難で身近な人の協力が得られない方を対象にごみの収集と安否確認を実施しています。

回収時に利用者へ声掛けを行い、状態の把握に勤め、必要に応じて関係機関と連携して見守りの強化を図ります。

■ さわやか訪問収集事業

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
訪問実績（延べ件数）	1,919件	2,150件	2,400件	2,640件	2,780件	2,910件
登録世帯数	44世帯	48世帯	55世帯	60世帯	65世帯	70世帯

④介護予防把握事業（再掲）

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて、健康寿命の延伸と、ロコモティブシンドロームやフレイル予防等を踏まえた、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな教育を行うことが大切です。高齢者の体操教室・サロン等において専門職を派遣し、運動・栄養・口腔機能について健康教育を実施します。また生活習慣病等のリスクを抱える高齢者に対しては、一人ひとりの状況に応じた個別支援を行います。

⑤住民主体の通いの場の普及・啓発（再掲）

通いの場とは、地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所です。地域の介護予防の拠点となる場所でもあります。介護予防だけでなく、地域でのつながりを深め、互いに支え合う関係づくりにつながる通いの場の拡充を目指し、普及・啓発活動を進めていきます。

⑥災害時における体制整備

災害対策基本法第 49 条の 10 第１項の規定及び西郷村地域防災計画に基づき、災害時等に自力で非難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者の方等を「避難行動要支援者」として避難行動要支援者名簿を作成し、災害に備えた地域の協力体制づくりのために必要な情報として、警察署、消防署、民生児童委員等関係機関と共有を図ります。

また、災害時に自力での避難が難しい方の命を守るために一人ひとりの避難場所、避難方法、避難を支援する方（支援者）を決めておく、個別避難計画の作成も進めていきます。

■ 災害時における体制整備

	実績値			見込値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
避難行動要支援者数	1,246人	1,325人	1,324人	1,300人	1,300人	1,300人

基本目標Ⅳ　利用者本位の介護保険事業の推進

（１）介護保険サービスの充実

①介護保険サービス基盤整備

今後も高齢化社会において、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれるため、中長期的な介護ニーズの見通し等について、介護サービス事業者を含めた地域の関係者と共有し、介護サービス基盤整備の在り方の議論を行い、早急な介護保険サービス基盤の整備に繋げていきます。地域の社会資源については限りがあるため、村の介護サービス事業所や施設だけではなく、県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整なども行い、近隣市町村の既存施設や事業所の今後の整備状況を踏まえ、施設の有効活用をはじめ、必要なサービスを供給するための基盤整備に努めます。令和６年４月には広域型特別養護老人ホームが開所し施設入所待機者が解消される見込みです。今後は、地域密着型サービスを中心とした福祉タウン構想を実現し、地域包括ケアシステムを深化・推進し、介護需要急増への対応を図ります。

■ 介護保険サービス基盤整備

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域密着型特別養護老人ホームの施設数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
小規模多機能型居宅介護事業所の施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所
認知症グループホームの施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所

②介護保険サービス事業者への支援及び指導・助言

村では居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所に対して、定期的に運営指導を行い、適正な運営が行われるよう指導・助言を行います。

また、地域密着型サービスについては運営委員会を開催し、事業所運営の健全化を図り、地域に根差したサービスの提供に繋げます。

■ 介護保険サービス事業者への支援及び指導・助言

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護支援事業所への運営指導	1件	1件	1件	1件	1件	1件
地域密着型サービス運営委員会の開催	4回	1回	1回	1回	1回	1回
地域密着型サービス事業所への運営指導	0件	1件	1件	1件	1件	1件

③介護給付適正化

介護給付適正化事業の主要３事業（ケアプランの点検、認定調査状況の確認、医療情報との突合）を実施し、県とも連携し介護保険の地域差改善や介護給付費の適正化に努めます。

特にケアプランの点検に重点を置き、利用者の自立支援や介護給付の適正化につながるよう支援し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを適切に提供するように努めます。

■ 介護給付適正化

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
例外給付に係るケアプランの点検率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
認定調査結果の点検率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

④介護人材の確保・育成

関係機関等と連携して、勉強会、講演会などを開催し介護保険への関心を持っていただき、介護職のイメージ改善を図り介護人材の確保及び育成に取り組んでいきます。

また、令和４年度から西白河郡の５市町村が共同でしらかわ介護福祉専門学校を支援し、介護人材の育成に努めています。

さらに、介護人材育成確保のため、資格取得支援助成についても検討していきます。

⑤ケアマネジメントの質の向上

居宅介護支援事業所の会議（ケアマネ会議）等で勉強会や指導・助言を行い、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上に努めていきます。

また、利用者に寄り添った適切なサービスの提供につながるプランとなるよう、介護支援専門員との面談によりケアプランの点検を共同で行い、介護サービスやケアマネジメント等の質の向上を図ります。

■ ケアマネジメントの質の向上

	実績値			目標値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
ケアプラン点検の実施	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所

（２）介護者への支援

①寝たきり等高齢者紙おむつ支給事業

在宅で要介護認定を受けている高齢者を対象に、療養生活での快適化と介護者の身体的、精神的負担及び経済的負担の軽減を図るために、支給限度基準額の１割を自己負担とする紙おむつ給付券を支給します。

■ 寝たきり等高齢者紙おむつ支給事業

	実績値			見込値		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
申請者数	393人	433人	434人	410人	415人	420人
助成券発行枚数	4,364枚	4,861枚	4,684枚	4,550枚	4,560枚	4,570枚
紙おむつ給付券延べ利用枚数	2,815枚	2,902枚	2,860枚	2,700枚	2,750枚	2,800枚

②要介護等高齢者介護者激励金

要介護認定３・４・５の認定を受けた方を在宅で６か月以上介護している方の労を労うために介護者へ激励金を支給します。

■ 要介護等高齢者介護者激励金

	実績値			見込値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
激励金申請件数	76件	65件	76件	80件	80件	80件
激励金交付件数	71件	65件	76件	70件	70件	70件

③家族介護慰労金

村内に住所を有し、要介護４・５に相当する住民税非課税世帯の在宅高齢者等で、過去１年間に介護保険によるサービスを受けなかった方を介護している家族に対して、家族介護慰労金を支給します。

④ヤングケアラー、ビジネスケアラーへの支援

ヤングケアラーとは、大人に代わって、日常的に家事や家族のお世話などを行うことにより、通学や勉強・友達と遊ぶ時間が十分にとれない状況にある 18 歳未満の子どものことです。

村福祉課子育て世代包括支援センター（母子保健分野）と、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉分野）では、乳幼児健診や学校・幼稚園等を対象とした巡回訪問等を通じ、村内在住の子どもとその家庭の状況の把握に努めています。家庭の状況に応じ、子ども食堂への案内やフードバンクからの食糧提供案内と併せ、経済的に困窮している世帯への就労支援等を福祉課地域福祉係で行っています。お子さんがひとりで悩みを抱えてしまうことがないように、福祉・教育・介護・医療・地域と連携しながら、子どもが子どもらしくいられる社会を目指し、個々に合ったより良い支援を行っていきます。

また、高齢化の進行に伴い、日本全体でビジネスケアラー（仕事をしながら家族等の介護に従事する者）の数が増加しています。家族の介護は、事前の準備や各種保険サービスの適切な利用、周囲の配慮によって、その本人の身体的・精神的・金銭的な負担を軽減することが可能です。ケアラーが介護を担う前とほぼ変わらない働き方を継続でき、負担軽減を図れるよう、子どもとその世帯支援を行っていきます。

（３）非常時における介護事業所等の業務継続への支援

①自然災害への対策支援

日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要です。このため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促していきます。

災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているため、村内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行っていきます。

■ 自然災害への対策支援

	実績値			見込値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
関係機関との連携会議	1回	1回	1回	1回	1回	1回

②感染症への対策支援

新型コロナウイルス感染症が感染症法の２類感染症から５類感染症に移行したことで、様々な制限が緩和されました。しかし、今後も新型コロナウイルスのような新興感染症の発生が懸念されるため、平時から介護保険施設や事業所等との連携に努め、感染拡大防止策の情報提供や啓発を実施し、感染症に対する備えを進めていきます。また、感染症拡大防止のための衛生・防護用品の備蓄の推奨と体制整備の方法について介護保険事業所と情報共有を行い、村でも緊急時に備えて備蓄の確保に努めます。

感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているため、村内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行っていきます。

第６章　成年後見制度利用促進計画

１　計画策定の趣旨

平成 12 年（2000 年）に誕生した成年後見制度は、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等を基本理念としており、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより財産や不動産の管理や日常生活に支障がある方の権利擁護を支える制度です。

国では、成年後見制度の利用を促進するため、平成 29 年（2017 年）３月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和４年（2022 年）３月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

本章は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき、第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的とした、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付けます。

２　成年後見制度の利用促進

本村では、西郷村成年後見支援センターを中核機関とし、「成年後見制度利用支援事業」の実施など、認知症高齢者等の支援を強化する体制を整備しています。また、西白河郡の５市町村が共同で「しらかわ地域成年後見推進会議」を設置し、困難ケースや地域課題の検討・調整・解決を図っています。

①成年後見制度の活用促進

地域包括支援センター等と連携し、高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用促進に向けて取り組んでいきます。

②老人福祉施設等への措置の支援

虐待や経済的な理由により、在宅生活が困難となった場合に、老人福祉施設等に対して、措置入所を行います。また、日頃より、地域住民、西郷村社会福祉協議会と連携し、社会的困難な状況にある高齢者の早期発見に努めます。

③高齢者虐待への対応

地域住民、病院、警察、介護事業所等の関係機関と連携し、虐待の事例が発見された場合には、早期に対応できる仕組みを構築します。また、各機関と連携して高齢者虐待防止の啓発にも取り組みます。

④困難事例への対応

高齢者の虐待防止など困難な事例が報告された際には速やかに対応するともに、困難事例を未然に防ぐ取組に努めます。

⑤消費者被害への対応

判断能力が不十分な状態にある高齢者は、詐欺などの被害に遭う可能性もあることから、警察や西郷村社会福祉協議会などと連携して、詐欺被害の発生の防止に努めます。

【西郷村成年後見支援センター（イメージ図）】

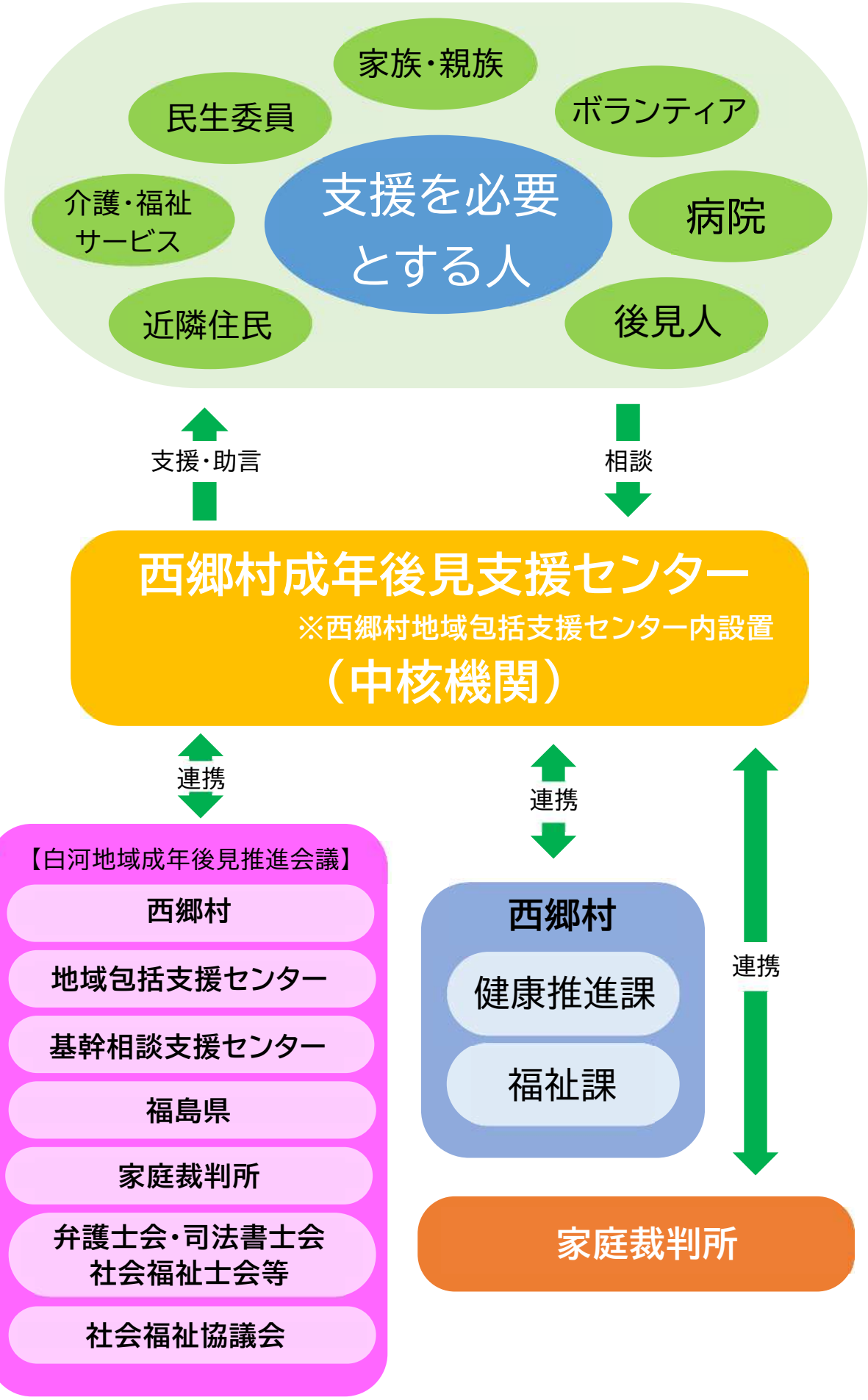

第７章　介護保険事業の見込み

１　介護保険サービス基盤整備の見込み

（１）住所地特例対象施設・適用除外施設について

これらの施設は介護保険と整合性を図るため、介護保険法第 13 条に住所地特例施設として、また、介護保険施行法第 11 条第１項に適用除外として取り扱う旨の規定がされています。そのため、他市町村からの入所者は「住所地特例施設・適用除外施設入所者」として取り扱われ、本村の被保険者とはならない規定となっています。しかし、障がい者のグループホームから介護申請につながる場合は施設のある住所地が保険者となる点や障がい者支援施設のうち生活介護を行うものだけが適用除外扱いという点など課題が残っています。

根拠法令	施設の種類	施設名	定員
障害者総合支援法に基づく支援施設	適用除外施設	福島県きびたき寮	80 人
	適用除外施設	福島県ひばり寮	80 人
	適用除外施設	福島県けやき荘	80 人
	適用除外施設	福島県かしわ荘	80 人
	適用除外施設	福島県かえで荘	80 人
	適用除外施設	さざなみ学園	80 人
生活保護法を根拠とする救護施設	適用除外施設	福島県からまつ荘	100 人
	適用除外施設	福島県浪江ひまわり荘	80 人
介護保険法に基づく介護老人福祉施設	住所地特例施設	福島県やまぶき荘	100 人
	住所地特例施設	福島県さつき荘	100 人
	住所地特例施設	リアンヴェール西郷	109 人
介護老人保健施設	住所地特例施設	ニコニコリハビリ	100 人
全体の入所者数			約 1,069 人

（２）公的介護施設等整備計画の目的

村は、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第３条第１項の「総合確保方針」に基づき第５条の規定により「市町村計画」を策定し、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ高齢者をはじめとする村民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的としています。

（３）公的介護施設等の具体的目標

本村の生活圏域、地域特性等を踏まえて３地区（北部・中部・南部）生活圏域ごとに第２層協議体を設置します。また、引き続きトータルサポートセンターを活用し、実態の把握、ニーズ調査等を行い、入所待機者等が施設で安心・安全に暮らすことができる公的介護施設にします。

○地域密着型サービス

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、村民が優先して利用できる地域密着型サービスの整備を検討していきます。

○その他の施設

高齢者のみ世帯は年々増加しており、高齢者の住まいの在り方が課題となっています。高齢者のみでの在宅生活は困難であるが、特別養護老人ホーム等の施設には入所できない方など介護軽度者のニーズに対応するため、有料老人ホーム（特定施設）の設置を検討していきます。

○施設整備数

・地域密着型小規模特別養護老人ホーム（1 施設　定員２９名）
・認知症高齢者グループホーム（１施設３ユニット　定員２７名）
・小規模多機能型居宅介護事業所（１施設　登録定員２９名）
・有料老人ホーム【特定施設入居者生活介護】（１施設　定員６０名）

（４）現在の施設整備状況と今後の整備計画

高齢者福祉に関連する施設の現在の整備状況と今後の整備見込みについては、以下のとおりです。

単位：施設数

地区	年度	介護施設	地域密着型サービス						福祉施設			その他		地区別計
		特養	小多機	ＧＨ	認ＤＳ	小特養	ケアハウス	小ＤＳ	生活支援	予防拠点	避難所	サ高住	有料老人ホーム	
北部	既設		1	1	1									3
	R6													
	R7													
	R8													
	R9以降													
	計		1	1	1									3
中部	既設							1						1
	R6													
	R7													
	R8													
	R9以降													
	計							1						1
南部	既設	3		1								2		6
	R6													
	R7													
	R8		1	1		1							1	4
	R9以降													
	計	3	1	2		1						2	1	１０
施設別計		3	2	3	1	1		1				2	1	１４

特養・・・・・・・・広域型特別養護老人ホーム
小多機・・・・・・・小規模多機能型居宅介護
ＧＨ・・・・・・・・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
認ＤＳ・・・・・・・認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）
小特養・・・・・・・小規模特別養護老人ホーム
ケアハウス・・・・・ケアハウス（小規模特定施設入居者介護）
小ＤＳ・・・・・・・小規模通所介護（18 名）
生活支援・・・・・・生活支援ハウス
予防拠点・・・・・・介護予防拠点
避難所・・・・・・・福祉避難所（小規模特養に併設）
サ高住・・・・・・・サービス付き高齢者向け住宅
有料老人ホーム・・・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）

２　介護保険事業費の見込み

（１）介護保険サービス利用量の見込み

第９期計画期間におけるサービス見込み量の推計については、第１号被保険者数と要介護等認定者数の推計を行った後に、過去の利用量をもとに、国の「見える化」システムの将来推計を使用し算出しています。

①介護予防サービス見込量

		第８期計画（実績値）			第９期計画（見込値）		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
（１）介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	人数（人）	1	1	2	1	1	1
	回数（回）	2	8	11	7	7	7
介護予防 訪問リハビリテーション	人数（人）	3	3	4	3	3	3
	回数（回）	25	22	34	26	26	26
介護予防居宅療養管理指導	人数（人）	1	0	1	0	0	0
介護予防 通所リハビリテーション	人数（人）	8	10	9	11	11	12
介護予防短期入所生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	2	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 （老健）	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 （病院等）	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 （介護医療院）	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数（人）	65	62	50	65	66	69
特定介護予防福祉用具購入費	人数（人）	1	1	3	1	1	1
介護予防住宅改修	人数（人）	2	1	3	2	2	2
介護予防特定施設入居者 生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
（２）地域密着型介護予防サービス							
介護予防 認知症対応型通所介護	人数（人）	1	1	1	1	1	1
	回数（回）	4	7	7	7	7	7
介護予防 小規模多機能型居宅介護	人数（人）	2	1	7	1	1	2
介護予防 認知症対応型共同生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
（３）介護予防支援	人数（人）	70	71	57	73	75	78

※回（日）数は１月当たりの数、人数は１月当たりの利用者数
（令和５年度は８月サービス分までの「介護保険事業状況報告（月報）」を用いた見込値）
資料：令和６年度以降は「見える化」システムを用いた推計値。

②介護サービス見込量

		第８期計画（実績値）			第９期計画（見込値）		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
（１）居宅サービス							
訪問介護	人数（人）	105	105	91	91	96	99
	回数（回）	1,853	1,767	1,655	1,591	1,683	1,740
訪問入浴介護	人数（人）	10	8	14	13	14	14
	回数（回）	38	35	48	56	60	60
訪問看護	人数（人）	19	22	25	24	25	23
	回数（回）	103	104	125	137	142	133
訪問リハビリテーション	人数（人）	14	16	19	21	21	22
	回数（回）	146	181	185	219	219	227
居宅療養管理指導	人数（人）	7	10	19	17	17	19
通所介護	人数（人）	158	161	151	149	156	160
	回数（回）	1,709	1,648	1,453	1,550	1,624	1,665
通所リハビリテーション	人数（人）	37	32	40	41	43	44
	回数（回）	246	198	219	224	235	241
短期入所生活介護	人数（人）	42	41	40	41	44	45
	日数（日）	623	561	504	549	592	606
短期入所療養介護（老健）	人数（人）	3	2	0	1	1	1
	日数（日）	23	19	0	6	6	6
短期入所療養介護（病院等）	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数（人）	213	225	207	223	234	241
特定福祉用具購入費	人数（人）	4	5	5	3	4	3
住宅改修費	人数（人）	3	3	3	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人数（人）	1	2	2	2	2	2
（２）地域密着型介護予防サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数（人）	5	7	6	14	14	14
夜間対応型訪問介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	人数（人）	32	41	53	62	65	66
	回数（回）	353	431	353	551	580	587
認知症対応型通所介護	人数（人）	5	7	7	7	7	7
	回数（回）	36	48	65	64	64	64
小規模多機能型居宅介護	人数（人）	20	22	25	24	25	43
認知症対応型共同生活介護	人数（人）	28	30	37	39	40	58
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	20
看護小規模多機能型居宅介護	人数（人）	1	0	0	0	0	0
（３）施設サービス							
介護老人福祉施設	人数（人）	93	95	105	130	134	123
介護老人保健施設	人数（人）	42	46	54	51	50	49
介護医療院	人数（人）	0	0	0	0	0	0
（４）居宅介護支援	人数（人）	305	308	292	294	308	316

※回（日）数は１月当たりの数、人数は１月当たりの利用者数

（令和５年度は８月サービス分までの「介護保険事業状況報告（月報）」を用いた見込値）

資料：令和６年度以降は「見える化」システムを用いた推計値

（２）介護保険サービス給付費の見込み

①介護予防サービス給付費

（単位：千円）

	第８期計画（実績値）			第９期計画（見込値）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
（１）介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	197	483	808	546	547	547
介護予防訪問リハビリテーション	987	878	1,472	1,094	1,096	1,096
介護予防居宅療養管理指導	29	21	194	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	3,607	4,396	5,259	6,313	6,321	6,944
介護予防短期入所生活介護	37	173	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	4,488	4,840	4,796	5,819	5,917	6,160
特定介護予防福祉用具購入費	450	298	843	422	422	422
介護予防住宅改修	1,565	890	2,400	1,600	1,600	1,600
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
（２）地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	459	714	741	751	752	752
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,517	1,025	3,390	1,616	1,618	3,236
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
（３）介護予防支援	3,740	3,849	3,944	4,867	5,006	5,207
介護予防サービス給付費　計	17,075	17,566	23,848	23,028	23,279	25,964

※年間累計の金額

（令和５年度は８月サービス分までの「介護保険事業状況報告（月報）」を用いた見込値）

資料：令和６年度以降は「見える化」システムを用いた推計値

②介護サービス給付費

（単位：千円）

	第８期計画（実績値）			第９期計画（見込値）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
（１）居宅サービス						
訪問介護	64,903	64,486	58,840	57,869	61,305	63,508
訪問入浴介護	5,872	5,589	6,732	8,997	9,742	9,742
訪問看護	7,574	8,579	10,691	12,178	12,625	11,762
訪問リハビリテーション	5,498	6,787	6,874	8,404	8,414	8,737
居宅療養管理指導	533	1,062	1,613	1,415	1,416	1,585
通所介護	153,434	152,719	139,223	149,261	156,594	160,751
通所リハビリテーション	26,144	20,575	22,776	23,100	24,096	24,862
短期入所生活介護	59,824	53,842	47,491	54,263	58,517	60,010
短期入所療養介護（老健）	3,361	2,731	0	778	779	779
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	36,598	41,087	38,725	42,334	44,357	45,968
特定福祉用具購入費	1,298	1,677	1,850	1,253	1,818	1,253
住宅改修費	3,023	3,510	3,651	825	825	825
特定施設入居者生活介護	1,658	2,724	4,069	2,689	2,693	2,693
（２）地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8,982	9,028	5,325	12,796	12,812	12,812
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	37,397	45,791	34,694	54,403	57,573	58,077
認知症対応型通所介護	4,807	6,752	7,734	8,451	8,462	8,462
小規模多機能型居宅介護	46,820	53,363	65,178	70,967	74,535	127,862
認知症対応型共同生活介護	85,664	94,046	115,618	126,286	129,744	188,188
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	68,924
看護小規模多機能型居宅介護	4,281	1,022	0	0	0	0
（３）施設サービス						
介護老人福祉施設	282,727	287,674	319,240	392,607	405,366	372,249
介護老人保健施設	142,424	157,572	192,704	177,934	174,761	170,878
介護医療院	191	269	0	0	0	0
（４）居宅介護支援	61,916	65,681	60,677	62,464	65,536	67,327
介護サービス給付費　計	1,044,928	1,086,566	1,143,707	1,269,274	1,311,970	1,467,254

※年間累計の金額

（令和５年度は８月サービス分までの「介護保険事業状況報告（月報）」を用いた見込値）

資料：令和６年度以降は「見える化」システムを用いた推計値

（３）総給付費の見込み

介護予防給付費と介護給付費を合わせた総給費は、以下のとおりです。

（単位：千円）

	実　績			推　計		
	第８期計画（実績値）			第９期計画（見込値）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
総給付費	1,062,003	1,104,132	1,167,555	1,292,302	1,335,249	1,493,218
介護予防サービス給付費	17,075	17,566	23,848	23,028	23,279	25,964
介護サービス給付費	1,044,928	1,086,566	1,143,707	1,269,274	1,311,970	1,467,254

※年間累計の金額

（令和５年度は８月サービス分までの「介護保険事業状況報告（月報）」を用いた見込値）

資料：令和６年度以降は「見える化」システムを用いた推計値

（４）標準給付費見込額と地域支援事業費

第９期における第１号被保険者の保険料算定の基礎となる標準給付費見込額は、約 43 億 25 百万円、地域支援事業費は約２億 49 百万円となっています。

①標準給付費見込額

（単位：千円）

	第９期計画（見込値）			
	合計	令和６年度	令和７年度	令和８年度
総給付費（財政影響額調整後）	4,120,769	1,292,302	1,335,249	1,493,218
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	126,835	41,130	42,296	43,409
特定入所者介護サービス費等給付額	126,835	41,130	42,296	43,409
制度改正に伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	67,750	21,970	22,593	23,187
高額介護サービス費等給付額	67,750	21,970	22,593	23,187
高額介護サービス費等の利用者負担の見直し等に伴う財政影響額	0	0	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,482	2,102	2,162	2,219
算定対象審査支払手数料	3,242	1,051	1,081	1,110
標準給付費　計	4,325,078	1,358,555	1,403,381	1,563,142

資料：「見える化」システムを用いた推計値

②地域支援事業費

（単位：千円）

	第９期計画（見込値）			
	合計	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	119,838	38,493	39,913	41,432
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	96,109	31,718	32,035	32,356
包括的支援事業（社会保障充実分）	33,547	11,041	11,180	11,326
地域支援事業費　計	249,494	81,252	83,128	85,114

資料：「見える化」システムを用いた推計値

３　第１号被保険者の介護保険料

（１）介護保険料の算出の手順

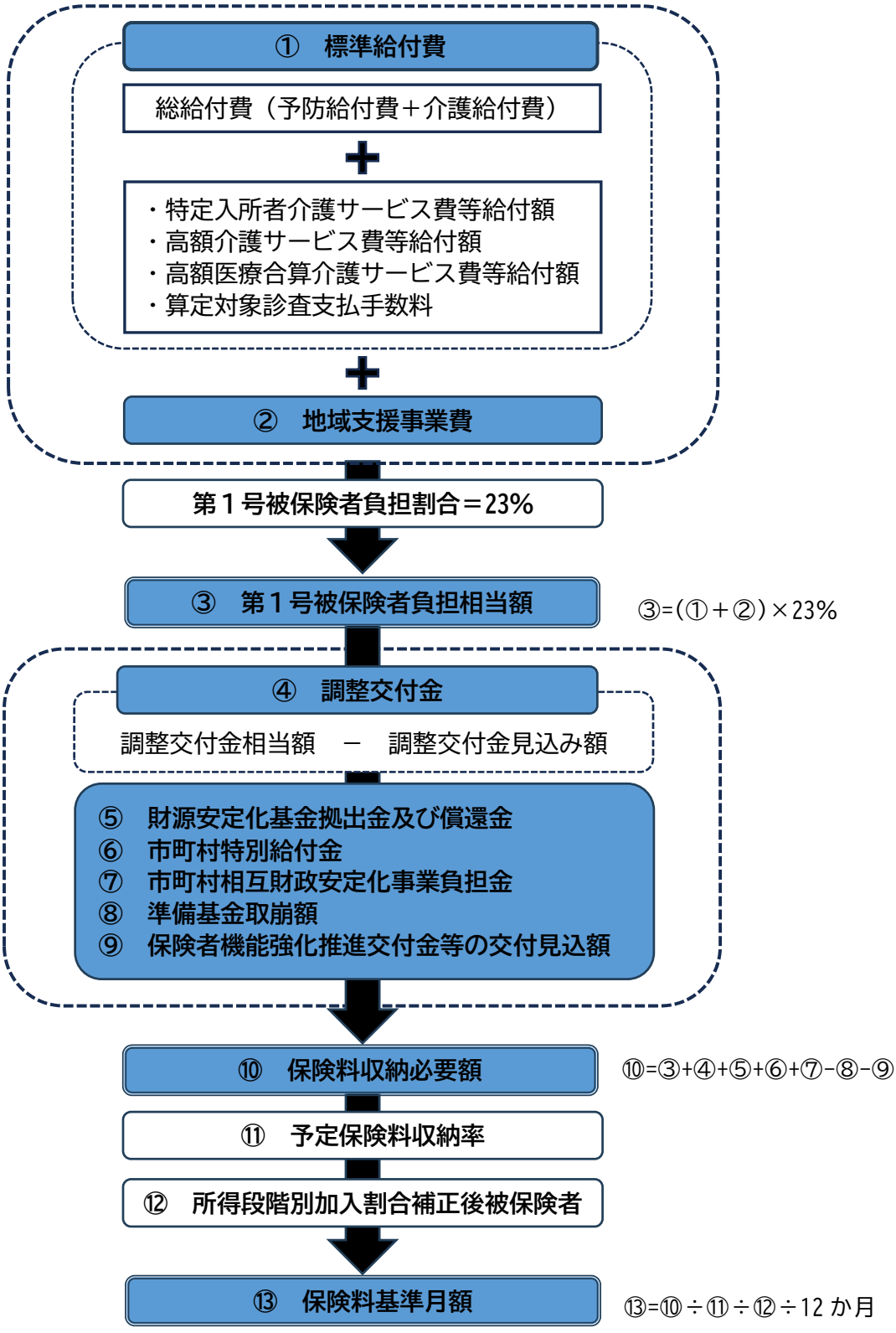

（２）財源構成

「介護保険制度」は、介護を必要とする人が、住み慣れた地域で持っている能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、社会全体で支える制度です。

介護保険給付費の費用は、50%が公費負担、残りの50%が第１号被保険者と第２号被保険者による保険料負担となります。

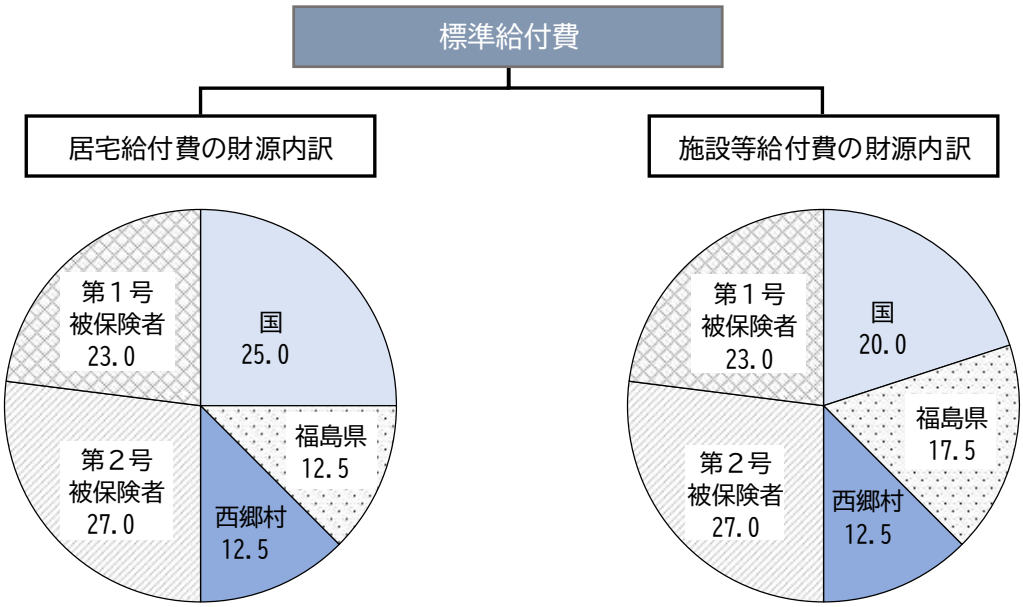

地域支援事業費については、大きく介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業及び任意事業に分けることができます。

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、居宅給付費の財源内訳と同様になっています。包括的支援事業及び任意事業については、第１号被保険者の保険料と公費のみで構成されています。

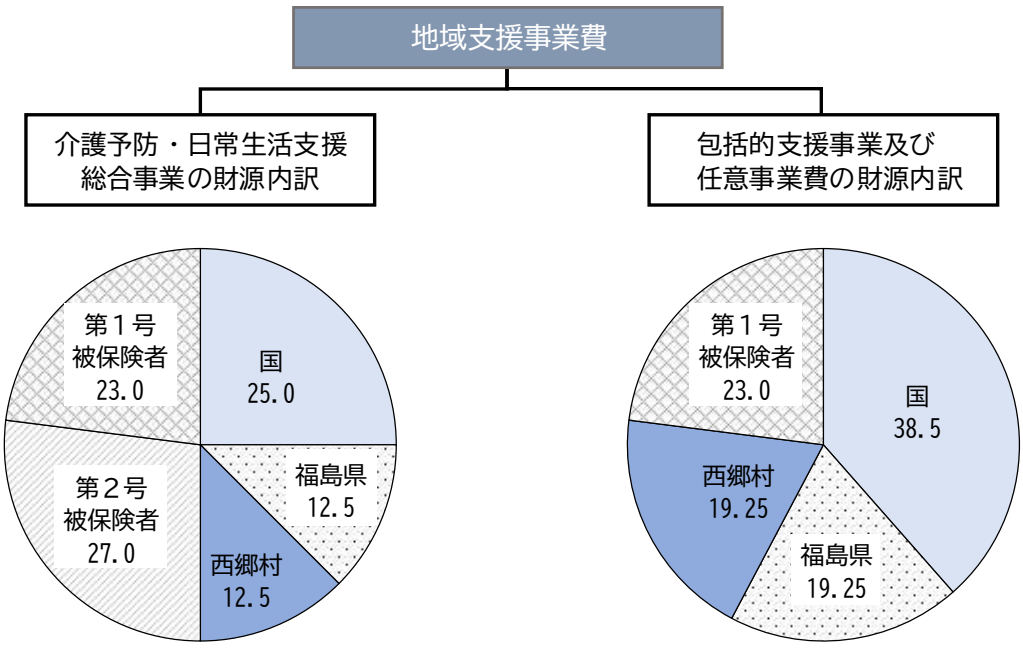

（３）保険料収納必要額

ここまでに示した標準給付見込額や地域支援事業費に、調整交付金見込額等により、保険料収納必要額を算出し、第９期においては第１号被保険者の保険料として、約 11 億 53 百万円を収納する必要があります。

第１号被保険者の保険料を試算した結果、令和６年度（2024 年度）から村の保険料基準額は、5,900 円と推計されます。

（単位：円）

	第９期			
	合計	令和６年度	令和７年度	令和８年度
標準給付費見込額（①）	4,325,078,422	1,358,555,274	1,403,380,593	1,563,142,555
総給付費	4,120,769,000	1,292,302,000	1,335,249,000	1,493,218,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	126,834,800	41,129,881	42,295,934	43,408,985
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	67,749,930	21,969,890	22,592,747	23,187,293
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,482,492	2,102,137	2,161,734	2,218,621
算定対象審査支払手数料	3,242,200	1,051,366	1,081,178	1,109,656
地域支援事業費（②）	249,494,220	81,252,095	83,128,140	85,113,985
介護予防・日常生活支援総合事業費	119,837,771	38,492,645	39,912,700	41,432,426
第１号被保険者負担分相当額（③＝（①＋②）×23%）	1,052,151,708	331,155,695	341,897,009	379,099,004
調整交付金相当額（④＝（①＋②´）×5%）（全国平均）	222,245,810	69,852,396	72,164,665	80,228,749
調整交付金見込割合（⑤）		0.15%	0.00%	0.00%
調整交付金見込額（⑥＝④×各年度⑤）	2,096,000	2,096,000	0	0
準備基金取崩額（⑦）	112,400,000			
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（⑧）	6,906,000			
保険料収納必要額（⑨＝③＋④－⑥－⑦－⑧）	1,152,995,517			
予定保険料収納率（⑩）	97.30%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数	16,739	5,533	5,584	5,621
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数（⑪）	16,739	5,533	5,584	5,621
基準保険料額（月額）（⑨÷⑩÷⑪÷12）	5,900			

出典：「見える化」システムを用いた推計値

※「所得段階別加入割合補正後被保険者数」は、第１号被保険者保険料に不足を生じないよう、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計を被保険者数とみなして算定。

保険料の経緯

	第１期	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期	第９期
西郷村	2,650 円	3,240 円	3,870 円	3,990 円	5,500 円	5,700 円	5,700 円	5,700 円	5,900 円
全国平均	2,911 円	3,293 円	4,090 円	4,160 円	4,972 円	5,514 円	5,869 円	6,014 円	

（４）第９期保険料

本村の保険料は以下のとおりとします。さらに、以下に示した所得段階の負担割合によって、個人の保険料額が決定されます。

①本村では、国が示す「第 13 段階」までの標準段階によって、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな所得段階区分設定を行います。

②利用料の軽減は、特定入所者介護サービス費による負担限度額（日額）が設けられています。また、負担額の上限を超えた場合には「高額介護（予防）サービス費」「高額医療合算介護（予防）サービス費」として介護保険及び医療保険などから給付されます。

③低所得者の利用者負担軽減措置事業として、国、県、村、社会福祉法人等が負担しています。

区分	説　明	保険料 割合	保険料 （年額）	保険料 （月額の目安）
第１段階	生活保護を受給している方及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.285	20,200円	1,680円
第２段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.485	34,400円	2,860円
第３段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	基準額×0.685	48,500円	4,040円
第４段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	63,700円	5,310円
第５段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準額×1.00	70,800円 （基準額）	5,900円
第６段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	84,900円	7,080円
第７段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	92,000円	7,670円
第８段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	106,200円	8,850円
第９段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	120,300円	10,030円
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	134,500円	11,210円
第11段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	148,600円	12,390円
第12段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	162,800円	13,570円
第13段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	169,900円	14,160円

※第１段階、第２段階、第３段階は、国の低所得者保険料軽減措置後。

４　利用者負担の軽減

介護保険制度は、利用者が主体的に事業者を選択・決定してサービスを利用する制度です。また、サービス利用の際にはサービスに係る費用の一部を負担するほか、施設入所の場合は居住費や食費の負担などが必要となります。

介護保険サービスの利用促進を図るため、利用者がサービスを選択していく上で必要となる介護保険サービスの内容や事業者に関する情報などを提供するほか、サービスの利用の際に必要となる利用料などの負担軽減を行います。

（１）居宅介護サービス費の額の特例等

災害等の特別な事情により、介護保険サービスの自己負担が困難と認めた要介護認定者等について、利用者の負担を軽減します。

（２）高額介護（介護予防）サービス費

介護保険サービスの自己負担額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について支給します。

（３）高額医療合算（介護予防）サービス費

医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の合計の自己負担額が、一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について支給します。

（４）高額障害福祉サービス等の給付等

平成 30 年度（2018 年度）より、一定の要件を満たす方に、介護保険の自己負担分については高額障害福祉サービス給付費等で償還する制度が設けられます。福祉課と健康推進課が情報を共有し、支給は福祉課が行います。

（５）特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得者に対して、負担が重くならないよう介護保険施設利用時（短期入所を含む）の居住費・食費に対する補足給付を行います。

第８章　計画の推進に向けて

１　計画の推進体制

本計画は、西郷村における高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護・防災などの各機関との連携が欠かせないものになります。

このため、庁内関係部署はもとより住民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知を図り、連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

（１）庁内関係部署の連携

本計画に携わる部署は、庁内の組織でみると介護保険や高齢者福祉の担当課だけでなく、保健・福祉・医療・介護・道路・防災担当課など広範囲にわたっています。

このため、各部署間の綿密な情報交換と連携の下、計画の適正な推進と進行管理を行います。

（２）関係機関・団体との連携

本計画を推進し、明るく活力ある長寿社会を築いていくためには、行政のみならず、住民や事業者、各団体等の役割も重要となります。

このため、西郷村社会福祉協議会や保健・医療・福祉機関、ボランティア団体、民間事業者、老人クラブ、シルバー人材センター等との連携を強化し、役割分担と協働の下、計画を推進します。

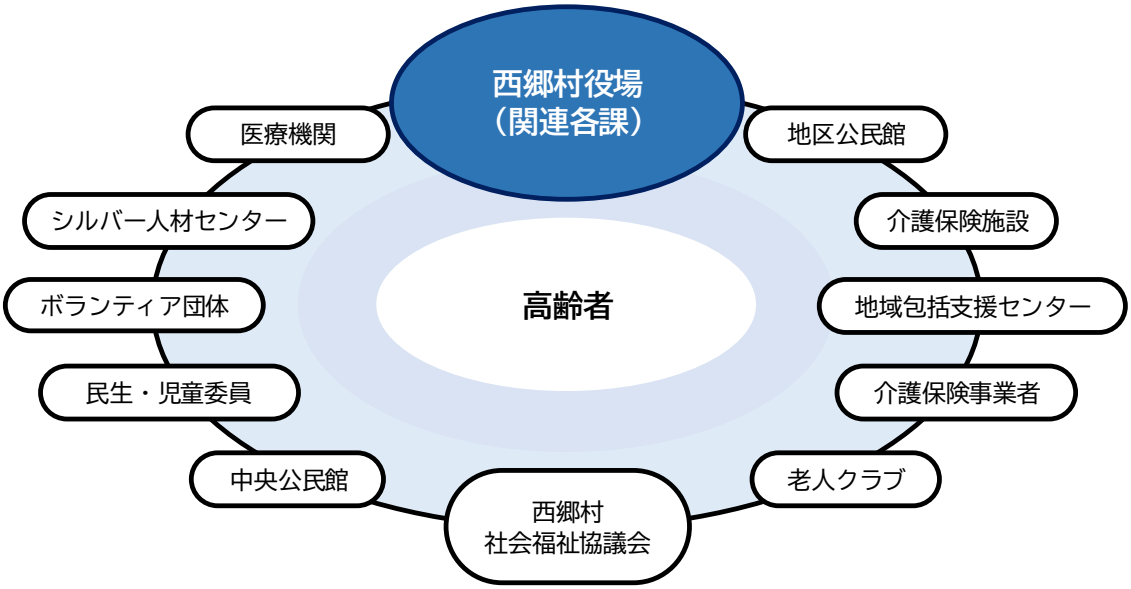

２　計画の進捗管理

本計画の総合的かつ円滑な推進のために、計画の進捗状況を取りまとめ、「西郷村介護保険運営協議会」及び「西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会」における評価により、進行管理を行います。計画全体の総括的な管理のため、計画・実施・評価・改善によるＰＤＣＡサイクルを確立し、保健・医療・福祉に関して進捗状況を評価・確認することで高齢者の心身の多様な課題に対応し、事業の適正な推進に努めます。

また、要介護認定者について、保険料の収納状況、サービスの需給状況などについて適宜、検討を行い介護保険財政の健全運営を図っていきます。

計画推進の母体となる地域包括支援センター及び地域密着型サービス等の公正・中立性の確保並びに適切な運営を図るため、定期的に協議を開きます。

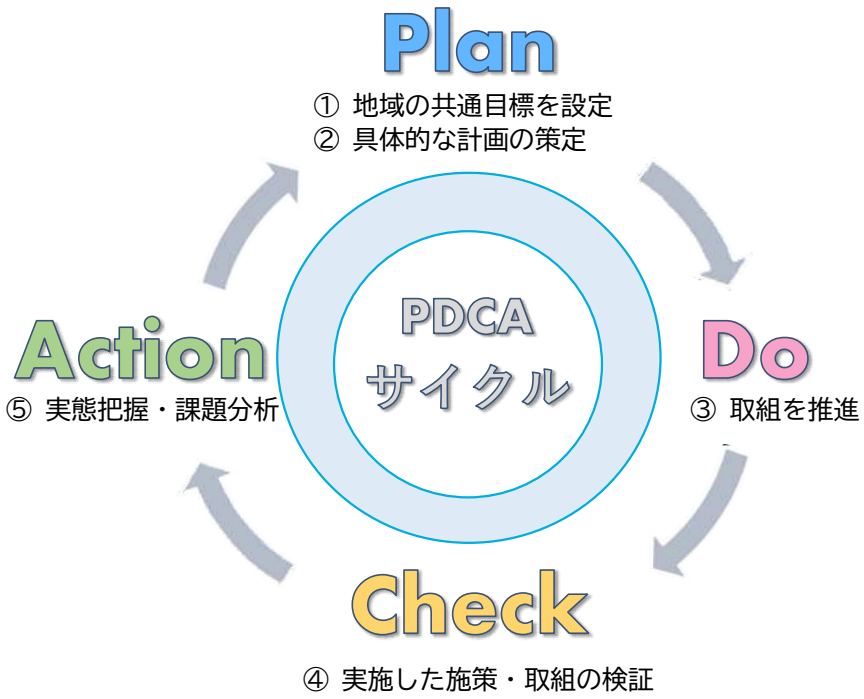

自立支援・重度化予防に向け、地域マネジメントを実施

＜ＰＤＣＡサイクル＞

①地域の共通目標を設定
②目標達成に向けた具体的な計画の策定
③計画に基づき、自立支援・介護予防に向けた取組を推進
④実施した施策・取組の検証
⑤地域の実態把握・課題分析

３　SDGｓの推進

国では、地方での SDGs の推進が地方創生に寄与するとしており、本村では「西郷村第四次総合振興計画」において、各基本施策と関連付けながら浸透を図っています。

SDGs の理念は、村が実施する持続可能なまちづくりと密接に関係するものであり、将来世代が希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりに向けて、その共通理解を図るために、村民をはじめとした多様な主体との連携をさらに深めることが大切です。

本計画では、第四次総合振興計画後期基本計画（令和５年度～令和８年度）の「5-3　高齢者福祉の充実」で掲げる３、16、17 の達成に向け推進を図ります。

第９章　資料編

１　西郷村介護保険条例（抜粋）

平成 12 年３月 23 日条例第２号

西郷村介護保険条例

第２章介護保険運営協議会

（設置）

第２条　介護保険事業の円滑かつ適正な運営を図るため、西郷村介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第３条　協議会は、次に掲げる事項について審議する。

（１）介護保険事業計画の策定及び進行管理に関すること。

（２）その他介護保険に係る重要事項に関すること。

（委員）

第４条　協議会は、委員 12 人以内で組織する。

（１）識見を有する者

（２）保健、医療、福祉関係者

（３）被保険者

２　委員の任期は３年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は再任されることができる。

２　西郷村介護保険運営協議会規則

平成12年３月23日規則第３号

西郷村介護保険運営協議会規則

（目的）

第１条　西郷村介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関しては、法令又は西郷村介護保険条例（平成12年西郷村条例第２号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（委嘱）

第２条　委員は、村長が委嘱する。

（会長及び副会長）

第３条　協議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理す。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（答申）

第５条　会長は、協議会において審議事項を決定したときは、文書をもって村長に答申するものとする。

（意見聴取）

第６条　協議会は、審議のため必要とするときは、村長に協議のうえ、被保険者その他の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（会議録）

第７条　会長は、書記に次の事項を記載した会議録を調製させ、会長が指名した２名以上の出席委員とともに、これに署名しなければならない。

（１）　諮問事項の表示

（２）　開会の期日及び場所

（３）　出席した委員の氏名及び種別

（４）　出席した関係者等の氏名及び職業

（５）　審議の経過

（６）　その他必要な事項

（経費）

第８条　協議会の経費は、毎年度西郷村介護保険特別会計予算の定めるところによる。

（庶務）

第９条　協議会の庶務は、健康推進課において処理する。

（雑則）

第10条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成 12 年４月１日から施行する。

３　西郷村高齢者保健福祉計画策定要綱

令和５年９月４日告示第 176 号

西郷村高齢者保健福祉計画策定要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者保健福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、西郷村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定に関して必要な事項を定めるものとする。

（計画内容）

第２条　計画に定める事項は、次のとおりとし、西郷村総合振興計画と連動するとともに、福島県老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合性を図るものとする。

（１）　計画策定の趣旨

（２）　高齢者を取り巻く環境及びサービス供給量の見込み

（３）　計画の課題と将来像・基本方針

（４）　施策・事業

（５）　その他高齢者保健福祉計画及び相談支援の確保に関し必要な事項

（計画期間）

第３条　計画期間は、介護保険事業計画に合わせるものとする。

（高齢者保健福祉計画策定委員会への諮問）

第４条　計画の策定にあたっては、西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

（委任）

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

４　西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会規則

令和５年９月４日規則第 24 号

西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、西郷村附属機関設置条例（令和５年西郷村条例第 15 号）第２条第１項の規定に基づき、村長の附属機関として設置する西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、西郷村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定及び計画の内容に関し村長が必要と認める事項について審議するものとする。

（委員）

第３条　委員会の委員は、次に揚げる者のうちから村長が委嘱する。

（１）　識見を有する者

（２）　関係機関等に属する者

（３）　その他村長が適当と認める者

２　委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（会長等）

第４条　委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

４　委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（検討会）

第５条　第２条に揚げる事項の専門的な調査・研究を行い、もって委員会の円滑な運営に資するため、検討会を置く。

２　検討会は、健康推進課職員及び関係各課の担当係長で構成する。

３　検討会に委員長及び副委員長を置き、委員長には健康推進課長、副委員長には委員長の指名する職員を充てる。

４　委員長は、検討会の業務を総括し、必要に応じて検討会を招集する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（意見の聴取）
第６条　委員会及び検討会は、必要に応じて学問的かつ専門的な助言及び意見を得るため、関係者の出席を求めることができる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、健康推進課において処理する。

（補則）
第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（意見の聴取）
第９条　委員会及び検討会は、必要に応じて学問的かつ専門的な助言及び意見を得るため、関係者の出席を求めることができる。

附　則
この規則は、公布の日から施行する。

西郷村介護保険運営協議会委員名簿

	氏　名	所属名及び役職	備　考
識見を有する者 （第４条第１項第１号）	岩 鍋　國 雄	西郷村民生児童委員協議会 会長	
保健、医療、福祉関係者 （第４条第１項第２号）	穂 積　彰 一	白河在宅医療診療所 院長	
	小貫　美江子	（社）福島県社会福祉事業団 福島県さつき荘 園長	
	木村　志津枝	（社）西郷村社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所管理者	
	田 邉　敏 捷	（社）西郷村社会福祉協議会 会長	会長
被保険者 （第４条第１項第３号）	高 瀬　初 江	西郷村赤十字奉仕団委員	
	仁　井　　治	西郷村老人クラブ連合会 会長	副会長
	大　髙　　護	福島県社会福祉事業団職員労働組合 （太陽の国管理センター内）	

令和２年 11 月１日～令和６年３月 31 日まで

西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

	氏　名	所属名及び役職	備　考
識見を有する者 （第３条第１項第１号）	和 知　有 三	西郷村民生児童委員協議会 高齢者部会長	副会長
関係機関等に関する者 （第３条第１項第２号）	穂 積　彰 一	白河在宅医療診療所 院長	会長
	田 﨑　玲 子	（社）福島県社会福祉事業団 福島県やまぶき荘 次長	
	齋藤　ひろ子	（社）福島県社会福祉事業団 福島県さつき荘 次長	
	関　　千　秋	福島県県南保健福祉事務所 高齢者支援チーム	
	藤 田　哲 夫	（社）西郷村社会福祉協議会 事務局長	
その他村長が適当と認める者 （第３条第１項第３号）	遠 藤　玉 美	西郷村婦人会連絡協議会 会長	
	菊 地　智 重	（社）西郷村社会福祉協議会 西郷村地域包括支援センター所長	

令和２年 11 月１日～令和６年３月 31 日まで

５　策定の経緯

日　時	内　　容
令和４年 11 月 15 日（火） ～12 月２日（金）	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査の実施
令和５年５月 25 日（木）	令和５年度　第１回　西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会合同会議の開催 ・「第 10 次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」の策定に係るニーズ調査について ①アンケート調査から見える課題等 ②計画作成に向けたスケジュール
令和５年７月５日（水）	令和５年度　第２回　西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会合同会議の開催 ・「第９次高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画」実績報告（令和４年度）について
令和５年 11 月 10 日（金）	令和５年度　第３回　西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会合同会議の開催 ・「第９次高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画」進捗状況（令和５年度）について ・「第 10 次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」の骨子案について
令和６年２月９日（金）	令和５年度　第４回　西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会合同会議の開催 ・「第 10 次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」（素案）について
令和６年２月９日（金） ～２月 26 日（月）	パブリックコメントの実施
令和６年２月 29 日（木）	令和５年度　第５回　西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会合同会議の開催 ・「第 10 次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」（最終案）について

西郷村第 10 次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画
（令和６年度～令和８年度）

発 行 日　令和６年３月
編　　集　西郷村　健康推進課
発　　行　西郷村
住　　所　〒961-8061
　　福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上川向７６-１
連 絡 先　ＴＥＬ：0248-25-3910
　　ＦＡＸ：0248-48-1049
ＵＲＬ　https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/